

第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限

(景観法第8条第2項第2号、第3項)

1. 建築物等の景観誘導の考え方
2. 一般地区の区域とゾーンの概要
3. ゾーン別の景観形成方針及び基準



第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限 （景観法第8条第2項第2号、第3項）

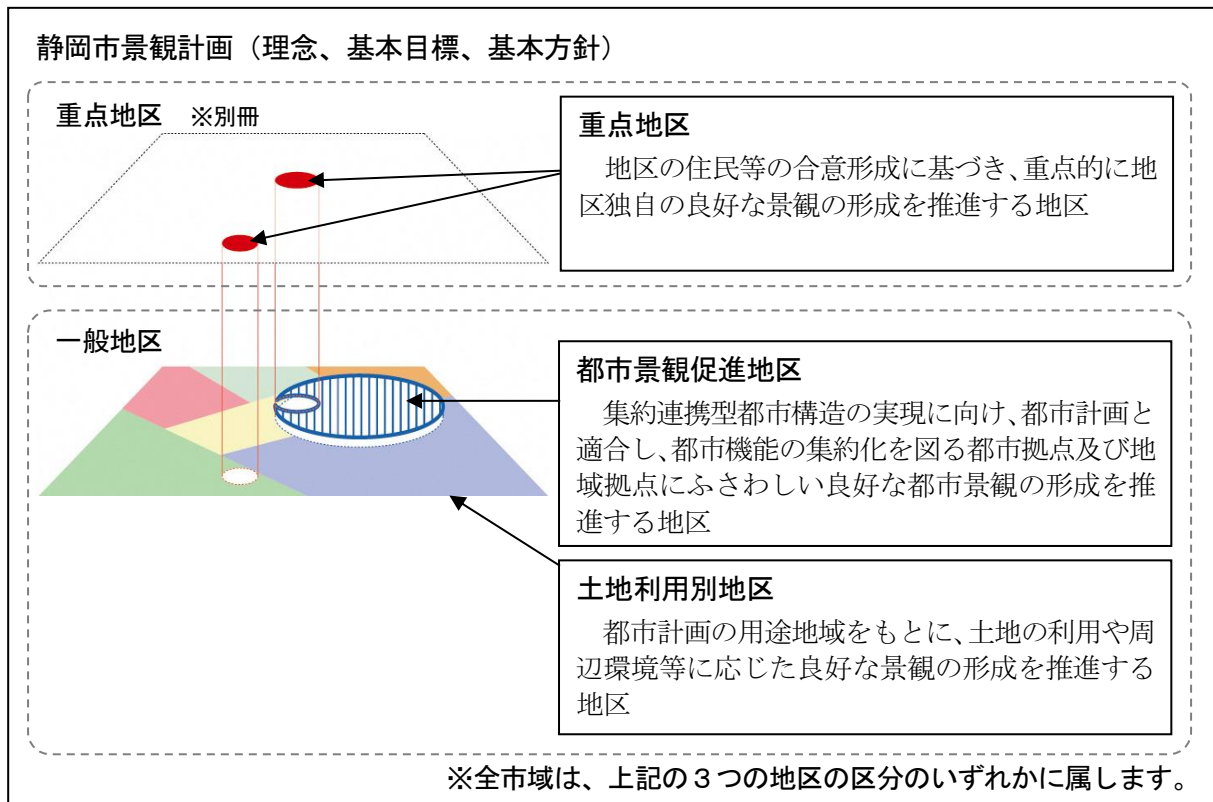
1. 建築物等の景観誘導の考え方

市域全体の景観形成の方針を受け、建築物、工作物、屋外広告物等の人工的な要素が良好な景観をつくるよう、地区を区分し、地区の特性に合わせた景観形成方針及び基準を定めます。

また、一定規模以上の建築物・工作物の新築、増築、外観・色彩の変更等の行為について、法第16条第1項に基づく届出を義務化し、景観形成基準による規制力のある景観誘導を図ります。

1) 地区の区分

『一般地区』として、市内を「土地利用別地区」、「都市景観促進地区」に区分します。また、特に重点的に景観形成に取り組むべき地区は『重点地区』としてさらに区分します。



一般地区については、市が都市計画やまちづくりに関連する各行政計画や事業計画などを踏まえて景観形成を推進していきます。

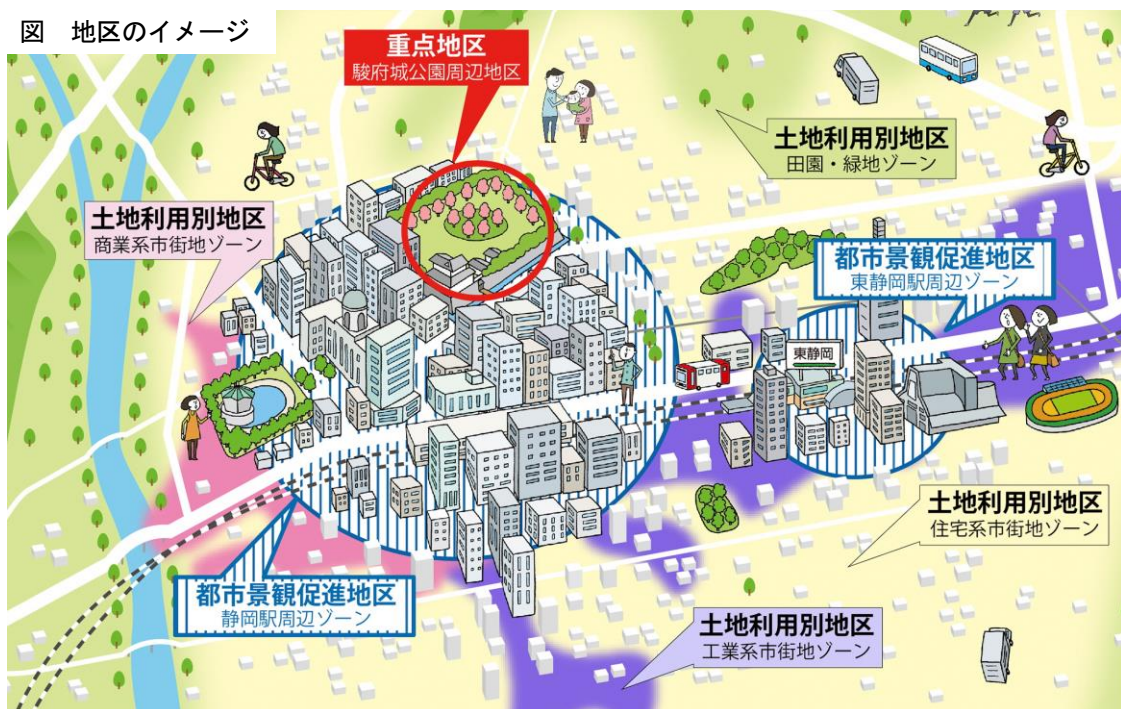
また、重点地区については、地区の住民や関係者の合意形成を図りながら、地域と市とが連携して景観形成を推進していきます。

なお、重点地区は、新たな地区指定により地区が追加される場合があるため、地区の区域や景観形成方針及び基準等を記載した重点地区景観計画は、別冊とします。

地区の区分とねらい

地区	対象範囲	ねらい	
一般地区	土地利用別地区 目指す景観形成 住居系、商業系など、土地利用や周辺環境との調和を図る景観形成	市全域 (ただし、都市景観促進地区及び重点地区を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の用途地域をもとに区分した6つのゾーンごとに、景観形成方針及び基準を定めます。 大規模な建築物や工作物を届出対象とすることで、地区の土地利用や周辺環境等と調和した景観誘導を図ります。
	都市景観促進地区 目指す景観形成 都市拠点及び地域拠点が目指すまちづくりを実現する景観形成	立地適正化計画における集約化拠点形成区域 (ただし、重点地区を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランと適合し、立地適正化計画と連携を図るため、都市機能を集約化する都市拠点及び地域拠点ごとに、景観形成方針及び基準を定めます。 大規模な建築物や工作物を届出対象とすることで、各拠点の魅力向上及び都市機能の誘導を促進し、目指すまちづくりの実現に向けた景観誘導を図ります。
重点地区 目指す景観形成 地区の特性を活かした地区独自の個性ある景観形成 ※重点地区の景観形成方針及び基準は別冊参照。	特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区として、条例に基づき指定した地区。 ※令和元年6月時点で ・宇津ノ谷地区 ・日の出地区 ・駿府城公園周辺地区 ・三保半島地区 以上4地区が指定されていますが、今後、重点地区が追加される可能性があります。	<ul style="list-style-type: none"> 特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区について、地区独自の個性ある景観形成方針及び基準を定めます。 小規模な建築物や工作物まで届出対象を広げることで、地区の特性を活かした地区独自の個性ある景観形成に向け、きめ細やかな景観誘導を図ります。 	

図 地区のイメージ



2) 景観形成方針と景観形成基準（行為の制限）の設定

以下の地区特性に合わせた景観形成を進めていくため、景観形成方針（法第8条第3項）を定めます。これは、すべての建築物や工作物、屋外広告物を対象に、新築や改修のときだけでなく、普段の暮らしのなかでも取り入れていくことで、景観の質を高めていくことを目的とします。

また、一定規模以上の建築物や工作物を対象に、景観形成基準による行為の制限（法第8条第2項第2号）を行います。これは、現在の地区の景観を大きく阻害しないための基本的なルールであり、景観形成基準に適合していない場合、市長は、必要に応じて勧告や変更命令等を行います。

なお、市民や事業者の方を対象としたアンケート結果において、良好な景観を形成するためのルールとして、敷地内の緑化、外壁の色について重要と考えられていることから、景観形成基準に反映しています。

①一般地区（土地利用別地区・都市景観促進地区）

都市計画と整合を図るため、市全域を土地利用や周辺環境、まちづくりの方針等に応じて、大きく「土地利用別地区」と「都市景観促進地区」とに区分し、それぞれの地区に対応した景観形成方針及び景観形成基準を定めます。

- 「土地利用別地区」については、都市計画の用途地域をもとに区分した6つのゾーンごとに、景観形成方針及び基準を定め、地区の土地利用や周辺環境等に合った景観誘導を図ります。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ①住居系市街地ゾーン | ②商業系市街地ゾーン | ③工業系市街地ゾーン |
| ④沿道系市街地ゾーン | ⑤田園・緑地景観ゾーン | ⑥自然景観ゾーン |

- 「都市景観促進地区」については、都市計画マスタープランと適合し、立地適正化計画と連携を図るため、都市機能を集約化する拠点となる地区について、景観形成方針及び基準を定め、地区の魅力向上及び都市機能の誘導促進のため、景観誘導を図ります。

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| ①静岡駅周辺ゾーン | ②清水駅周辺ゾーン | ③東静岡駅周辺ゾーン |
| ④草薙駅周辺ゾーン | ⑤駿河区役所周辺ゾーン | ⑥安倍川駅周辺ゾーン |

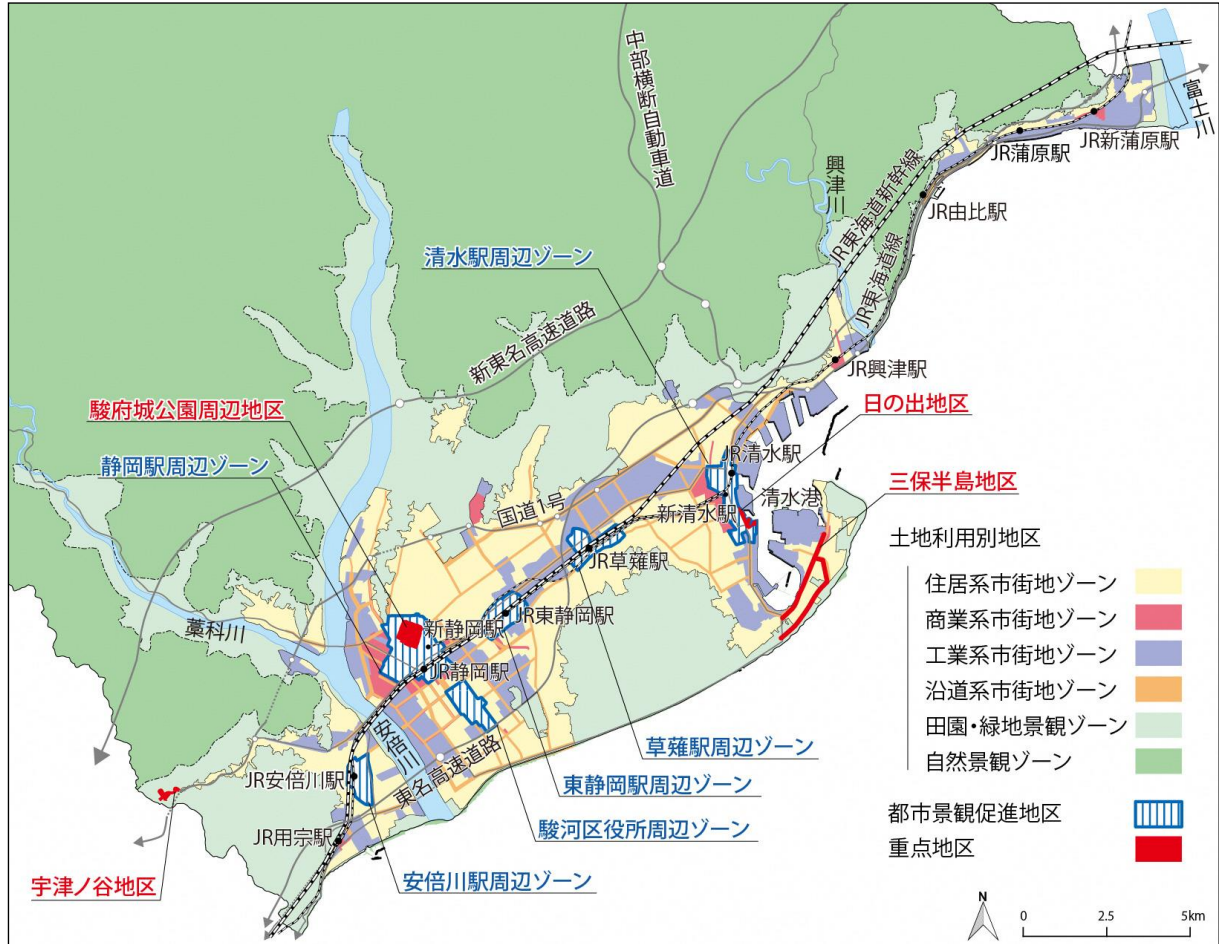
②重点地区

特に重点的に景観形成を推進する区域については、景観条例に基づいて「重点地区」に指定し、地区独自の景観形成方針及び景観形成方針基準を定めます。

地域住民等の合意形成を図りながら、景観形成方針及び基準を定めます。

令和元年6月時点で、「宇津ノ谷地区」、「日の出地区」、「駿府城公園周辺地区」、「三保半島地区」の4地区が指定されています。内容については別冊を参照してください。

図 地区・ゾーン区分図



※地区・ゾーン区分図に記載されていない区域は「自然景観ゾーン」とする。

	都市計画区域											都市計画区域外					
	市街化区域										市街化調整区域						
	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域			工業専用地域				
土地利用別地区	住居系市街地ゾーン	●	●	●	○	○											
	商業系市街地ゾーン							○	●								
	工業系市街地ゾーン									○	○	●	●				
	沿道系市街地ゾーン				△	△	●	△		△	△						
	田園・緑地景観ゾーン															●	
	自然景観ゾーン																●
	都市景観促進地区	立地適正化計画における集約化拠点形成区域 (静岡駅周辺ゾーン、清水駅周辺ゾーン、東静岡駅周辺ゾーン、草薙駅周辺ゾーン、駿河区役所周辺ゾーン、安倍川駅周辺ゾーン)															
	重点地区	特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区として、条例に基づき重点地区の指定をした地区 (令和元年6月時点: 宇津ノ谷地区、日の出地区、駿府城公園周辺地区、三保半島地区)															

●: 前面道路の幅員に関係なく該当 ○: 前面道路20m未満の場合に該当 △: 前面道路20m以上の場合に該当
 ※工業地域のうち臨港地区に指定されている区域は、前面道路の幅員に関係なく「工業系市街地ゾーン」とする。

3) 届出制度による景観形成基準等の運用

①届出対象行為

○一般地区の届出対象行為（条例第12条、規則第5条第2項）

建築物 ¹	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高さ10m（増築にあつては、増築後の高さ）を超える新築、増築、改築又は移転。但し、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域では、15m（増築にあつては、増築後の高さ）を超える新築、増築、改築又は移転 2. 延べ面積の合計が1,000㎡（増築にあつては、増築後の延べ面積）を超える新築、増築、改築又は移転 3. 上記に該当する建築物であつて見付面積*50㎡を超える外観の変更
工作物 ²	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高さが10m（増築にあつては、増築後の高さ）を超える新設、増築、改築又は移転 2. 土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）等で、設置する区域の敷地面積が1,000㎡を超える新設、増築、改築又は移転 3. 上記に該当する工作物であつて見付面積10㎡を超える外観の変更

○重点地区の届出対象行為（条例第12条、規則第5条第1項）

建築物 ¹	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新築（既に建築物が存する敷地内での別棟の新築は増築として扱う。） 2. 高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が5mを超える、又は床面積が10㎡を超える増築、改築又は移転 3. 見付面積10㎡を超える外観の変更
工作物 ²	<ol style="list-style-type: none"> 1. 門、塀、擁壁等で、高さが2mを超える、かつ長さが10mを超える新設、増築、改築又は移転 2. 高架水槽、煙突、記念塔、電波塔、屋外タンク等で、高さが5mを超える、かつ長さが10mを超える新設、増築、改築又は移転 3. 高架道路、高架鉄道等で、高さが2mを超える、かつ長さが15mを超える新設、増築、改築又は移転 4. 車庫、自動販売機等で、高さが2mを超える、かつ長さが10mを超える新設、増築、改築又は移転 5. 土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）で、設置する区域の敷地面積が10㎡を超える新設、増築、改築又は移転 6. 見付面積10㎡を超える外観の変更

- 1 建築物…建築基準法第2条第1項に定めるもの
- 2 工作物…次ページに掲げるもの（規則第4条）

○規模に応じて届出が必要となる工作物の種類

- (1) 建築物に該当しない門、塀、垣、柵その他これらに類するもの
- (2) 擁壁その他これに類するもの
- (3) 高架水槽、冷却塔、サイロその他これらに類するもの
- (4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (5) 記念塔その他これに類するもの
- (6) 電波塔その他これに類するもの
- (7) 屋外タンクその他これに類するもの
- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (9) 建築物に該当しない車庫その他これに類するもの
- (10) 自動販売機
- (11) 土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの
- (12) その他、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

※ 詳細は景観条例・規則のとおり



②届出が不要な行為

次の行為については、景観法*第16条第7項、静岡市景観条例第12条第1項に基づき、届出の対象外となります。ただし、法文等を抜粋・要約しているため、適用除外の条件等の詳細については、景観法*、景観法施行令及び静岡市景観条例等を確認してください。

適用除外行為	根拠条項
通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの	法第16条第7項第1号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 	政令第8条第1号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設の工作物の建設等 	政令第8条第2号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる伐採 ・ 枯損した木竹または危険な木竹の伐採 ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・ 仮植した木竹の伐採 ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 	政令第8条第3号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ・ 建築物の存する敷地内で行う行為で、建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積、特定照明のいずれにも該当しないもの ・ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、建築物の建築等、高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンク等の工作物の建設等、用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置、土地の開墾、森林の皆伐、水面の埋立て又は干拓のいずれにも該当しないもの 	政令第8条第4号
非常災害のため必要な応急措置として行う行為	法第16条第7項第2号
法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物* ・ 景観重要公共施設* ・ 景観農業振興地域整備計画 ・ 国立公園、国定公園 ・ 景観地区 	法第16条第7項第3～9号
地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築、増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更	法第16条第7項第10号 政令第9条
その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為	法第16条第7項第11号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定の文化財の指定地域で行う行為 	政令第10条第3号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物法に基づく条例に適合する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件 	政令第10条第4号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設の建築物の建築等（仮設の期間が1年以下） 	条例第12条第1項第3号

※ 詳細は景観法、景観法施行令を要確認

*【用語の解説】 景観法 → P用-1
 景観重要建造物 → P用-1
 景観重要公共施設 → P用-1

③特定届出対象行為

法第17条第1項に基づく変更命令の対象となる特定届出対象行為は、届出対象となる行為の全てとします。

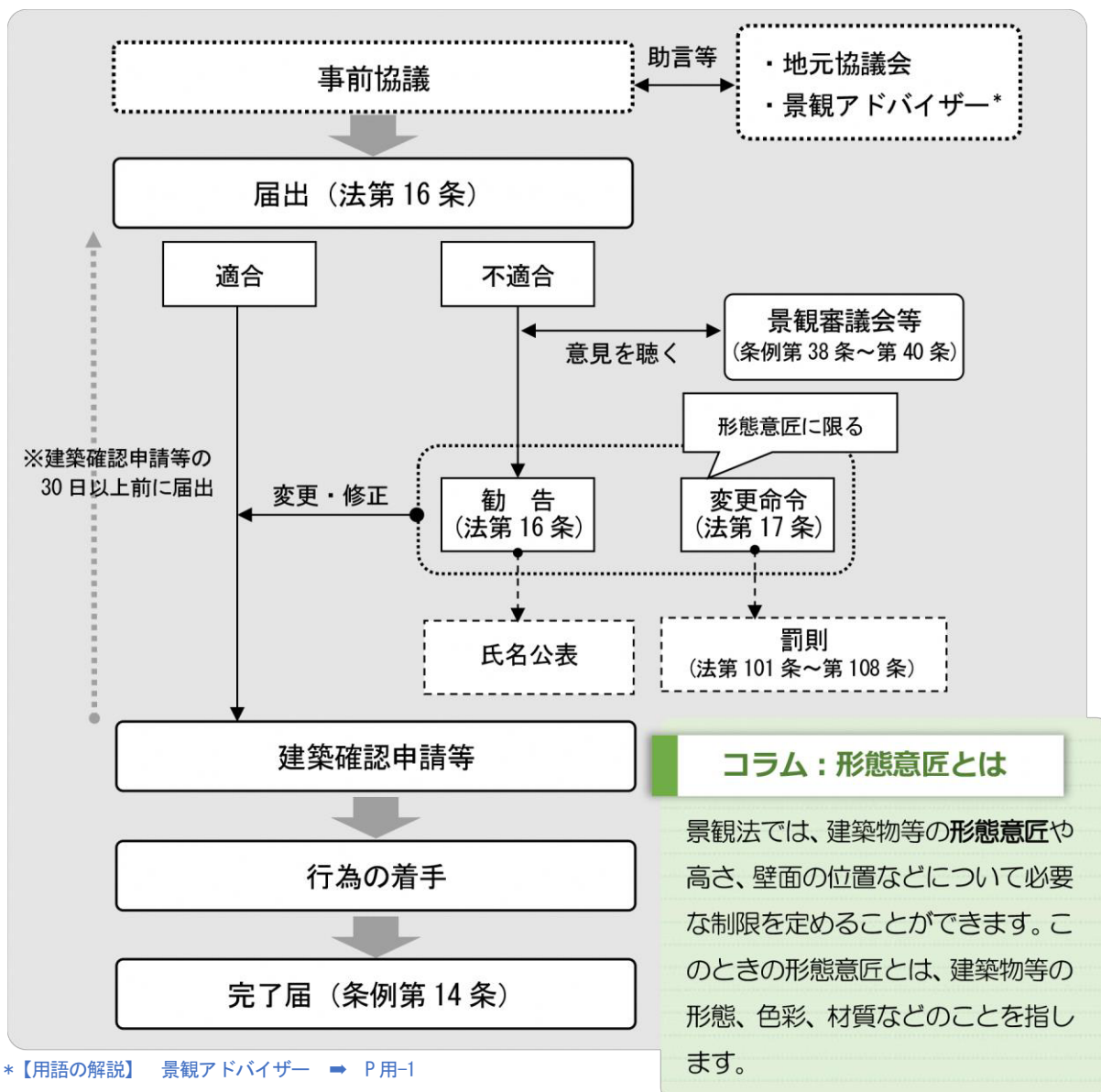
④手続きのフロー

良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれがある一定規模以上の建築物の建築行為等を行う場合は、建築確認申請等の30日以上前に、法第16条第1項に基づく届出が必要です。

届出対象行為をしようとする者が、配慮すべき基本的な事項である景観形成基準（行為の制限）の適合状況がわかる図面や適合状況を記入した書類等の届出をすることで、景観形成基準への適合状況を確認します。

また、建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更については、届出対象となる行為の延べ面積の規模に応じて、届出前に事前協議が必要です。

図 建築行為等の手続フロー



*【用語の解説】 景観アドバイザー → P用-1

2. 一般地区の区域とゾーンの概要

1) 土地利用別地区

都市計画の用途地域をもとに、土地利用や周辺環境等を踏まえて6つのゾーンごとに景観形成方針及び基準を定め、建築物等の景観誘導を図ります。

対象区域は「都市景観促進地区」「重点地区」を除く以下の区域となります。

① 住居系市街地ゾーン

▶P3-14~

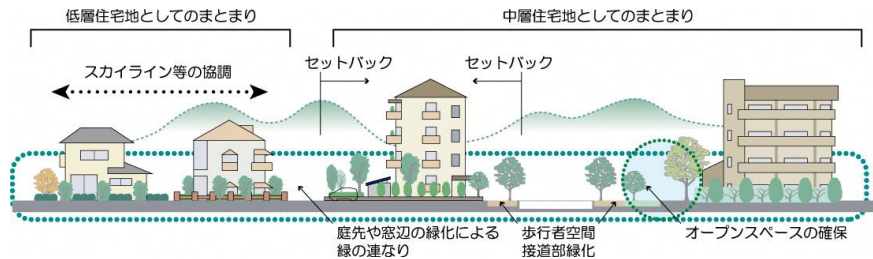
対象区域

- ・ 第一種低層住居専用地域
- ・ 第一種中高層住居専用地域
- ・ 第二種中高層住居専用地域
- ・ 第一種住居地域※
- ・ 第二種住居地域※

※幅員 20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

景観形成の基本テーマ

豊かな生活環境が感じられる
やすらぎある景観



② 商業系市街地ゾーン

▶P3-25~

対象区域

- ・ 商業地域
 - ・ 近隣商業地域※
- ※幅員 20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

住宅地にふさわしく、身近な商業地として親しまれる落ち着いた色彩

景観形成の基本テーマ

地区の個性を活かした賑わいと
活力ある景観



③ 工業系市街地ゾーン

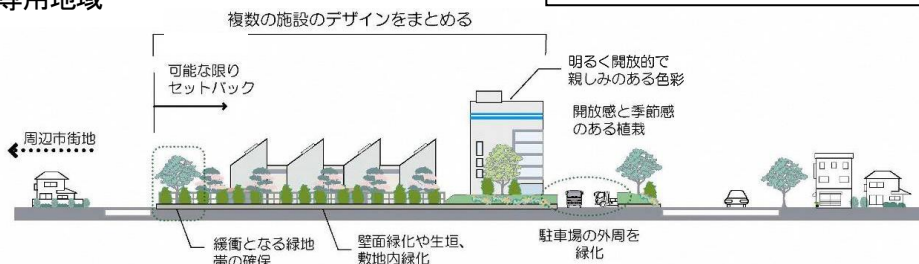
▶P3-36~

対象区域

- ・ 準工業地域※
 - ・ 工業地域※
 - ・ 工業専用地域
- ※幅員 20m以上の道路に面する敷地（工業地域のうち臨港地区は除く）は、沿道系市街地ゾーンに該当します

景観形成の基本テーマ

明るさと、親しみが感じられる
景観



④ 沿道系市街地ゾーン

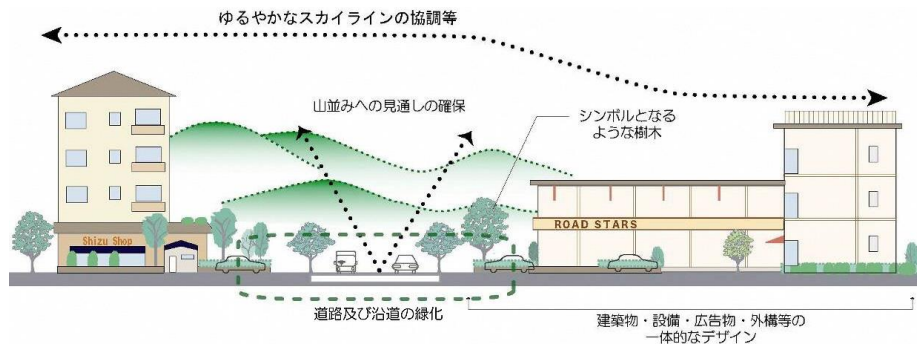
▶P3-47~

対象区域

- ・準住居地域
- ・第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域で、幅員 20m以上の道路に面する敷地(ただし、工業地域のうち臨港地区を除く)

景観形成の基本テーマ

賑わいの中にもゆるやかな秩序が感じられる景観



⑤ 田園・緑地景観ゾーン

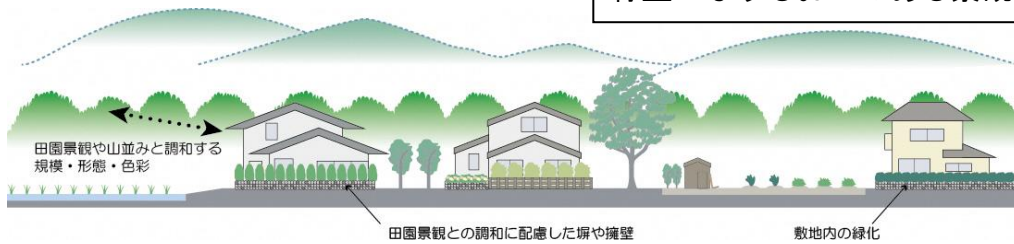
▶P3-58~

対象区域

- ・市街化調整区域の全域

景観形成の基本テーマ

緑豊かなうるおいのある景観



⑥ 自然景観ゾーン

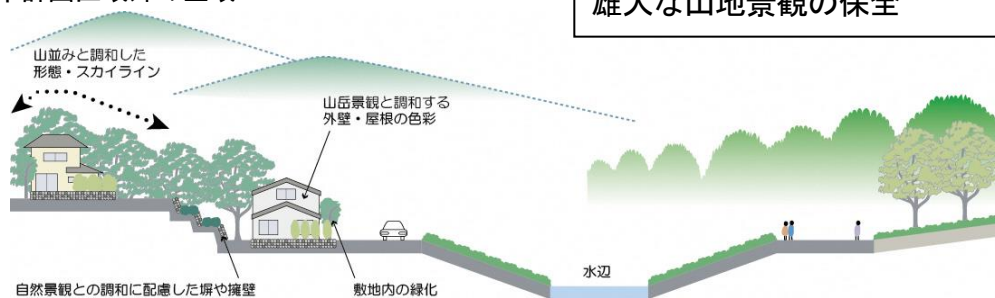
▶P3-69~

対象区域

- ・都市計画区域外の全域

景観形成の基本テーマ

雄大な山地景観の保全



2) 都市景観促進地区

都市計画マスタープランと適合し、立地適正化計画と連携を図るため、都市機能を集約化する都市拠点及び地域拠点ごとに、景観形成方針及び基準を定め、地区の魅力向上及び都市機能の誘導促進のため、景観誘導を図ります。

対象区域は「重点地区」を除く以下の区域となります。

① 静岡駅周辺ゾーン

▶P3-79~

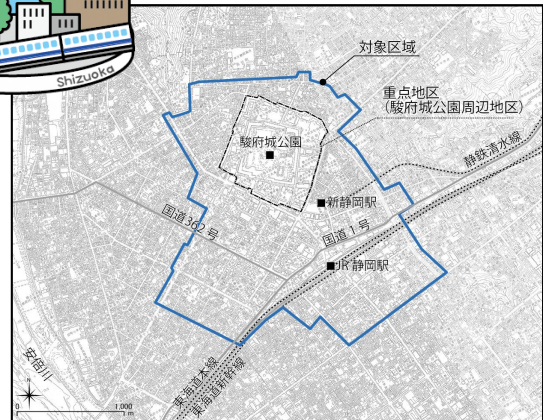
対象区域

- ・静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（静岡駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ

風格と賑わいを感じる歴史文化の拠点にふさわしい景観



② 清水駅周辺ゾーン

▶P3-90~

対象区域

- ・静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（清水駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ

海洋文化拠点の魅力をもつウォーターフロントの景観



③ 東静岡駅周辺ゾーン

▶P3-102~

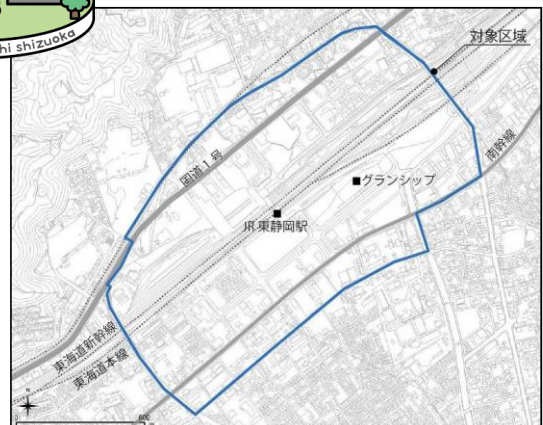
対象区域

- ・静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（東静岡駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ

「文化とスポーツの殿堂」にふさわしい美しく風格ある景観



④ 草薙駅周辺ゾーン



▶P3-113~

対象区域

- ・ 静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（草薙駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ

文教地区のブランド力を高める景観

⑤ 駿河区役所周辺ゾーン



▶P3-125~

対象区域

- ・ 静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（駿河区役所周辺地区）



景観形成の基本テーマ

歴史と文化を活かし、賑わいとるおいを感じる景観

⑥ 安倍川駅周辺ゾーン



▶P3-136~

対象区域

- ・ 静岡市立地適正化計画の集約化拠点形成区域（安倍川駅周辺地区）



景観形成の基本テーマ

駅周辺の賑わいと親しみを感じる魅力ある景観

3. ゾーン別の景観形成方針及び基準

1) 土地利用別地区

①住居系市街地ゾーン

対象区域

「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の区域

- ・ 第一種低層住居専用地域
 - ・ 第一種中高層住居専用地域
 - ・ 第二種中高層住居専用地域
 - ・ 第一種住居地域
 - ・ 第二種住居地域
- 幅員 20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

景観の特性・課題等

- ・ 低層を基調とした住宅地が多く、落ち着きが感じられる景観が広がっています。一部の地域では、一団の集合住宅や中層住宅が立地し、都市型の住宅地も見られます。
- ・ 一部の地域では、周辺のまち並みから突出したり、水辺や丘陵地に対して壁になるような中高層の建築物が立地するなど、周辺の景観への配慮が求められています。
- ・ 接道部や敷地内の緑化が十分ではなく、住宅地としてのうるおいの創出が求められています。



低層を基調とした落ち着きがある住宅地



緑豊かな接道部の緑化



屋根の形状や生け垣が連続する良好なまち並み

景観形成の基本テーマ

豊かな生活環境が感じられるやすらぎある景観

景観形成方針(法第8条第3項)

《建築物の方針》

○周辺環境にあった規模・形態

住宅の規模・形態は、周辺環境と不調和とならないように十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地景観を形成します。また、中高層の建築物は、建物のセットバック*やオープンスペース*の確保等により、開放的な景観を形成します。

○スカイライン*や接道部のしつらえなどの協調

住宅地の特性に応じて、スカイラインや建物の外壁の位置、生け垣や擁壁の素材や仕上げを協調し、ゆるやかな秩序が感じられる住宅地景観を形成します。なお、生け垣や擁壁などは、地域で多く使用されている素材や季節を感じることでできる樹種を選択します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は適切な保全をし、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物の色彩は、現況の住宅地にみられる暖色系の低彩度*色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きが感じられ、永い時間飽きがこないようなやすらぎのある色彩景観を形成します。

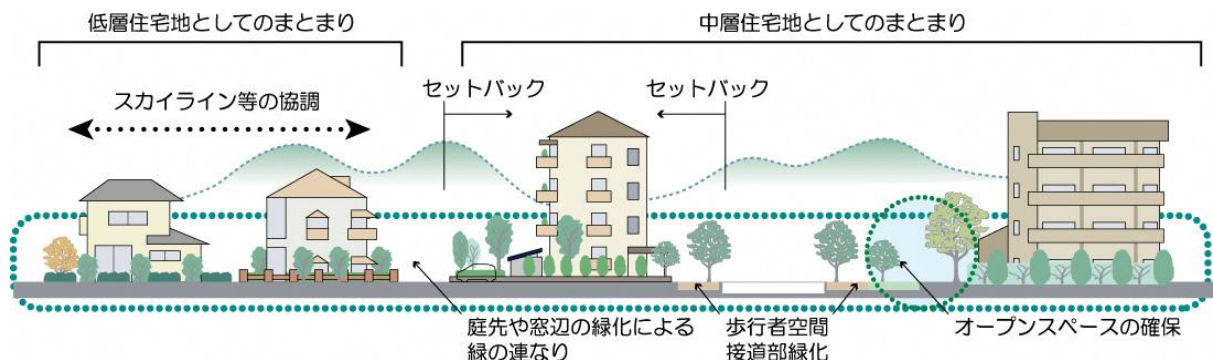
建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表1-1 とします。

《みどりの方針》

生垣や庭木の植栽、フラワーポットの設置などによる敷地内の緑化及び維持管理により、うるおいのある住宅地の景観を形成するとともに、季節感を演出します。

また、市街地やその周辺の農地(都市農地*)が、緑地としての機能を発揮し、良好な景観を形成するよう、積極的に保全・活用します。

図 住居系市街地ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 セットバック ➡ P用-2
スカイライン ➡ P用-2
都市農地 ➡ P用-2

オープンスペース ➡ P用-1
彩度 ➡ P用-2

《屋外広告物の方針》

住宅地としてのゆとりやうるおいのある景観を維持・創出するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものや光源が露出する照明は使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ(電子広告)においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 原則として、自家用の広告物とし、必要最低限度の規模にとどめます。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材や色彩を用います。
- ・ 屋上広告物や野立て広告物を控えます。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

景観形成基準(行為の制限)(法第8条第2項第2号)

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限(規制)を定めた基準

〔建築物・工作物〕(擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く)

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え(しつらえ)られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え(しつらえ)などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないように意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。</p>

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

景観資源 → P用-1
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用を努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表1-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表1-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表1-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。
景観を形成する 公共空間や通り と一体となった	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。 	

*【用語の解説】

見付面積 → P用-2
 誘目性 → P用-2
 ヒューマンなスケール感 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
成 す る 公 共 空 間 や 通 り 景 観 と 一 体 と な っ た 景 観 を 形 成 す る	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
<p>場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる</p>	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表1-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)~5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表1-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

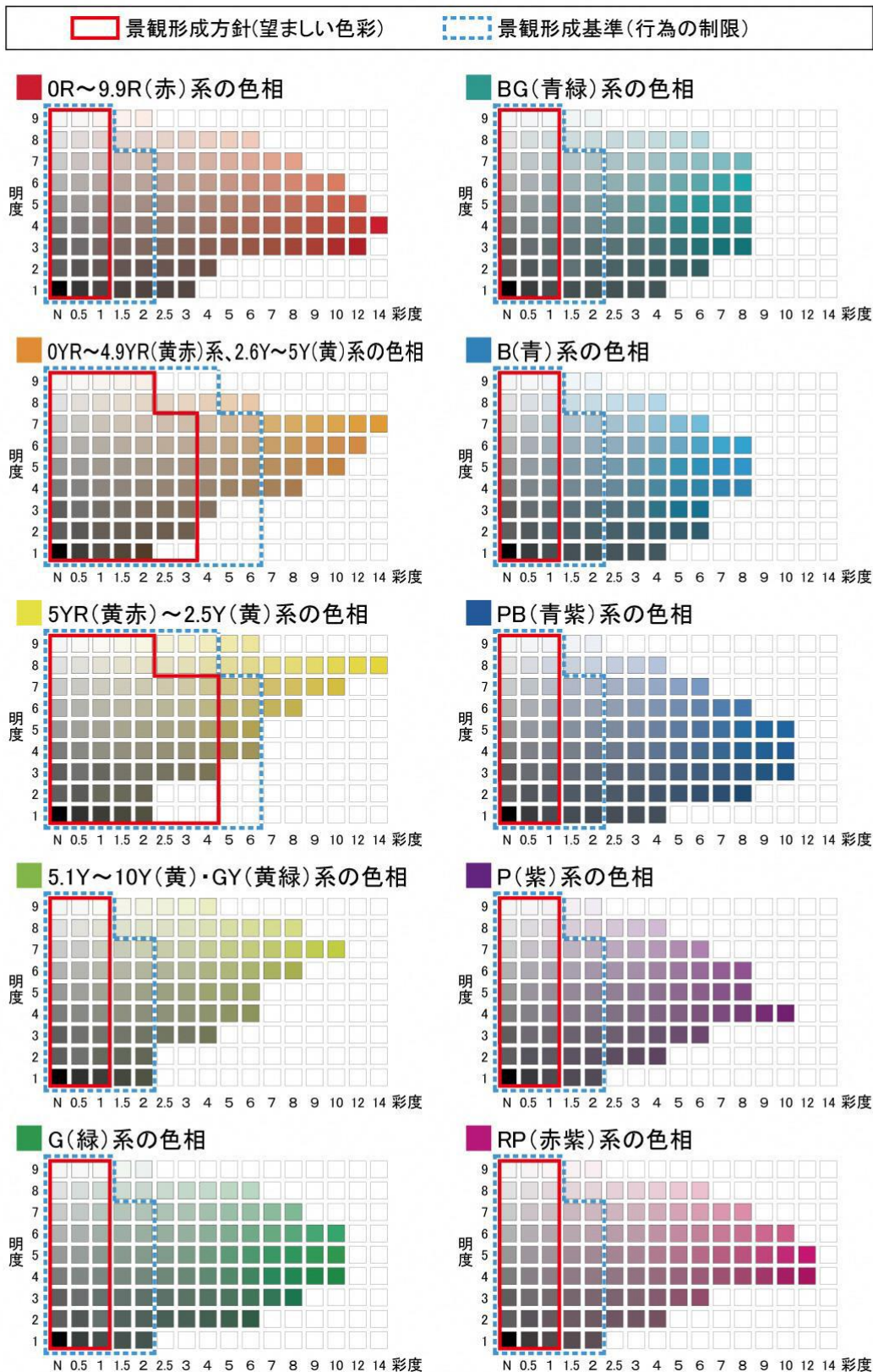
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)~5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

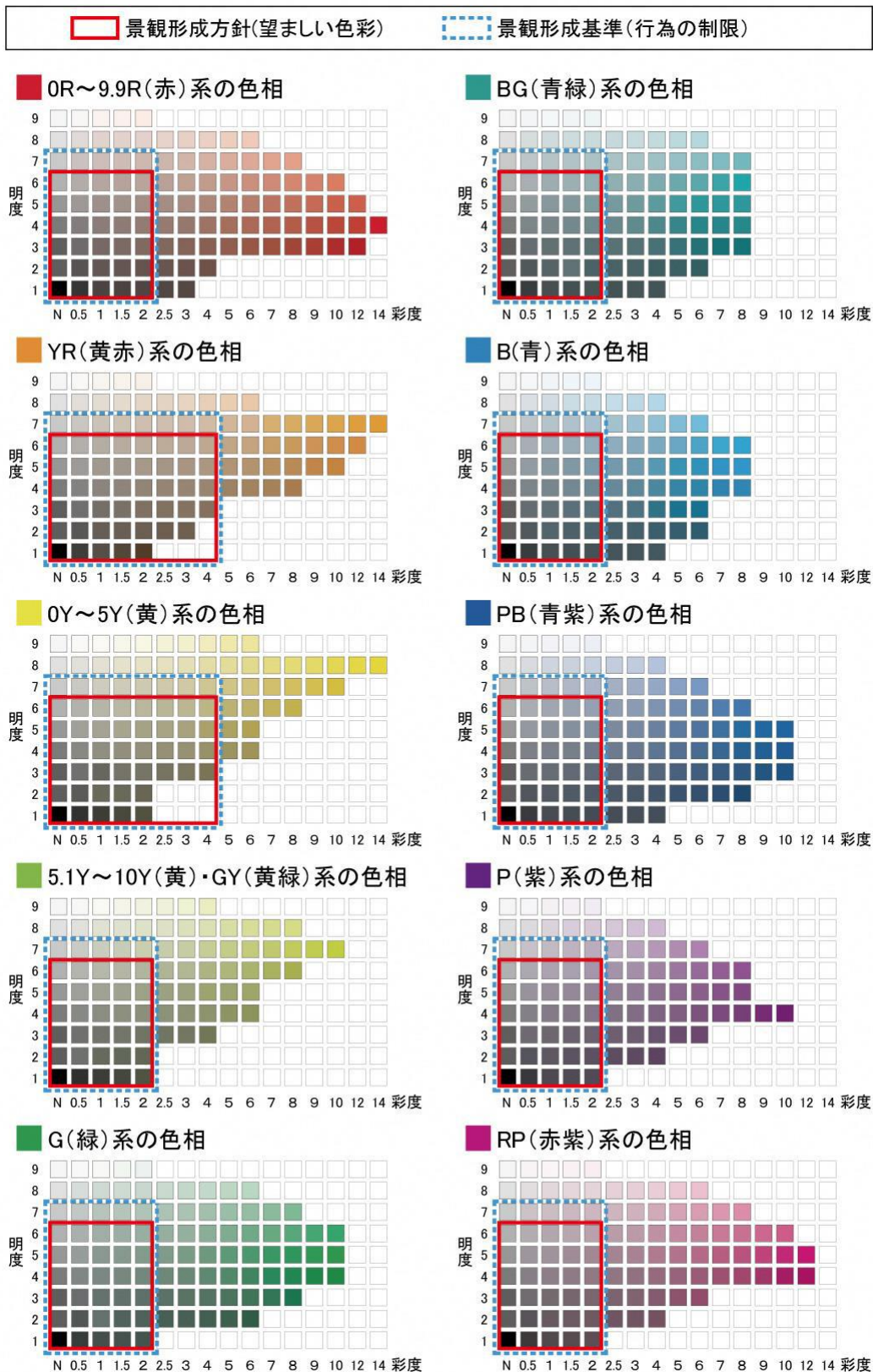
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

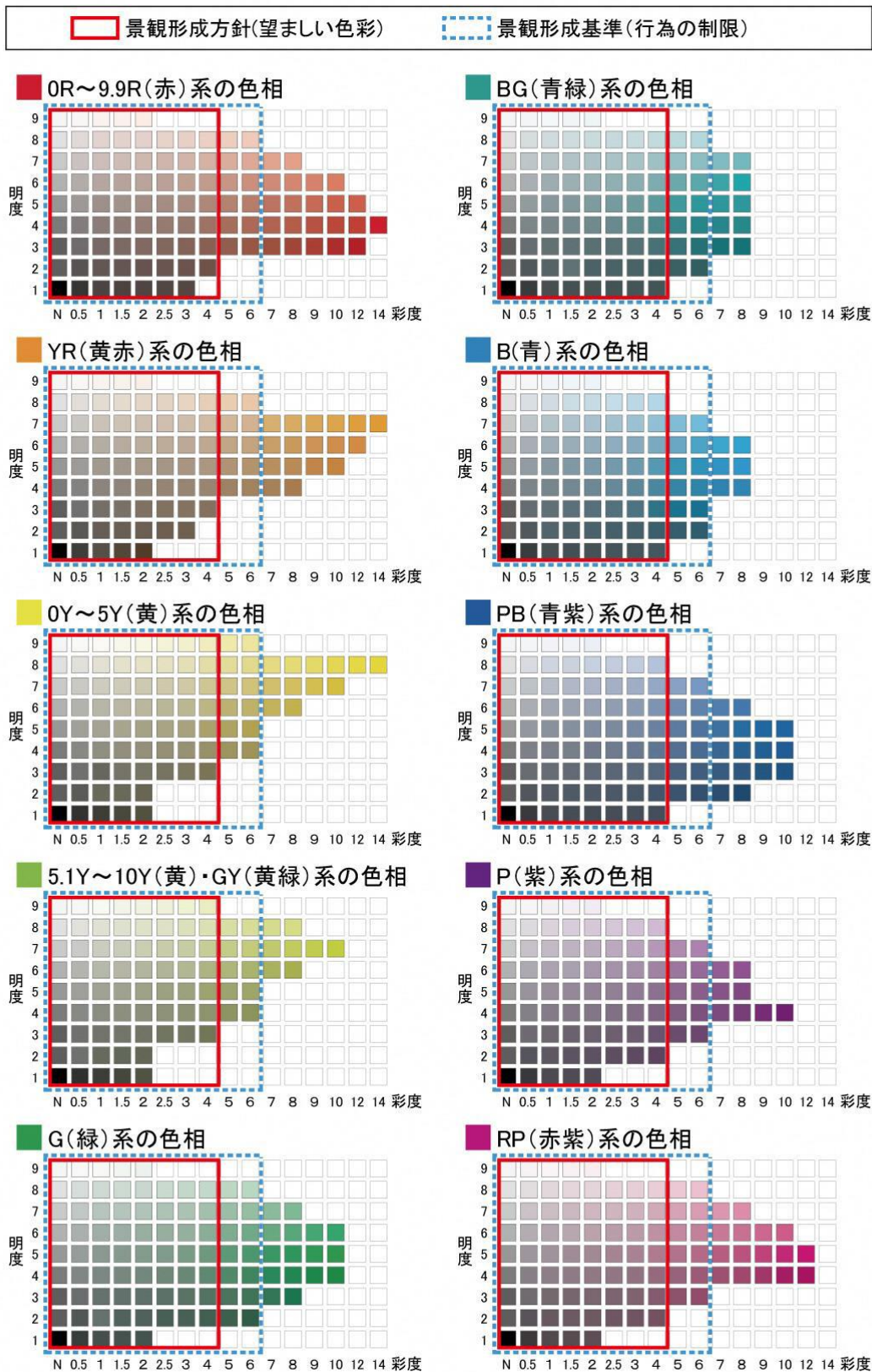
◇建築物の外壁



◇建築物の屋根



◇工作物の外観



②商業系市街地ゾーン

対象区域

「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の区域

- ・商業地域
- ・近隣商業地域 …幅員 20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

景観の特性・課題等

- ・中心市街地周辺の各商店街、JR 用宗駅や興津駅の周辺などは、小規模な商業施設などが立地し、地域住民に身近な商店街として長年親しまれ、下町的な活気や趣きを感じられる景観となっています。
- ・古くからある建物は、下町的な風情を感じさせる要素でもありますが、維持管理が行き届いていないものもあります。
- ・今後は、地域の魅力を創出するため、旧街道の歴史や街路形態、地場産業、懐かしい雰囲気など、個性を活かした景観づくりが必要です。



下町的な活気や趣を感じられるまち並み

景観形成の基本テーマ

地区の個性を活かした賑わいと活力ある景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○駅前にもふさわしい良好な景観形成

駅周辺の生活空間は、地域への愛着が持てるよう、建物の外壁、外構、緑化の工夫や維持管理、地域の美化活動などにより、美しくきれいな景観形成を進めます。

○歩行者が親しみの持てる商店街の景観形成

商店街は、建物の低層部は明るく開放的な形態意匠とする、店先に草花を飾る、前面の道路とは極力段差を設けないなど、歩行者が親しみの持てる景観を形成します。

○新旧の建物が調和する景観形成

建物の建替えの際には、周囲の既存の建物と調和させ、新旧の建物や看板が調和した、歩いて楽しくなる魅力ある通りの景観を形成します。

○歴史を大切にした個性ある景観形成

商店街は、旧東海道の歴史や社寺などの歴史的資源を活かし、それらと調和する落ち着いた建物にすることなど、地域の個性を大切にした商業空間づくりを進めます。

地場産業が集積する通りは、伝統工芸の職人や生産地問屋の町として形成されてきた歴史を踏まえ、各街区の特性を活かしたイメージアップを図ります。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

住宅地では、建築物の色彩は、現況の住宅地にみられる暖色系の低彩度*色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きを感じられ、永い時間飽きがこないような色彩景観を形成します。

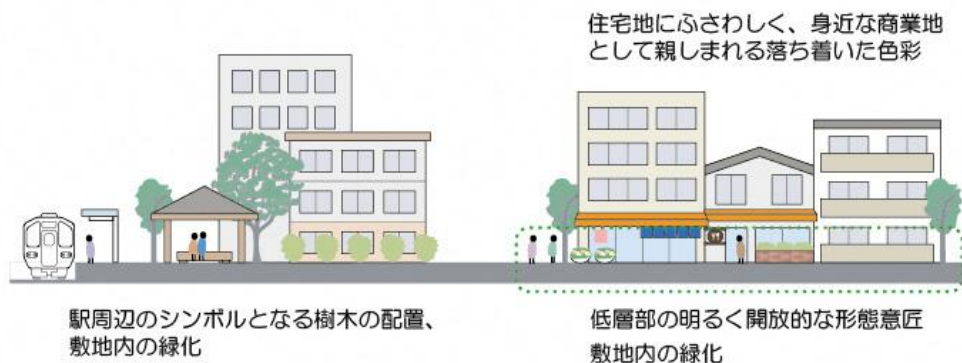
商店街では、建築物の色彩は、低層部を中心に華やかさのある演出を採り入れながらも、基調となる部分については落ち着いた中・低彩度色を基本とし、住宅地に近接する身近な商業地として親しまれる色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表2-1 とします。

《みどりの方針》

外構部の緑化や店先や庭先へのフラワーポットの設置、壁面・屋上緑化及び維持管理により、沿道部などでうるおいの感じられる景観を形成します。

図 商業系市街地ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 彩度 → P用-2

《屋外広告物の方針》

賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

序章	
第1章	
第2章	
第3章	
住	第4章
商業系市街地ゾーン	第5章
工	
沿	第6章
田	
自	
静	第7章
清	
東	
草	用語解説
駿	
安	

*【用語の解説】 視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたゞまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペース*に隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
 オープンスペース → P用-1
 塔屋 → P用-2

景観資源 → P用-1
 色相 → P用-2
 ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウインドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表2-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表2-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表2-2の色彩が適当でない場合で、色相10R～4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p>

*【用語の解説】 スカイライン → P用-2
見付面積 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設では、ショーウインドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 <p>○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の快適性の向上に努める。</p> <p>○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

*【用語の解説】

誘目性 ➡ P用-2
 セットバック ➡ P用-2

ヒューマンなスケール感 ➡ P用-2
 法面 ➡ P用-2

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<ul style="list-style-type: none"> ○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<ul style="list-style-type: none"> ○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。 ○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。

*【用語の解説】 眺望地点 ➡ P用-2
 明度 ➡ P用-2

【別表2-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表2-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

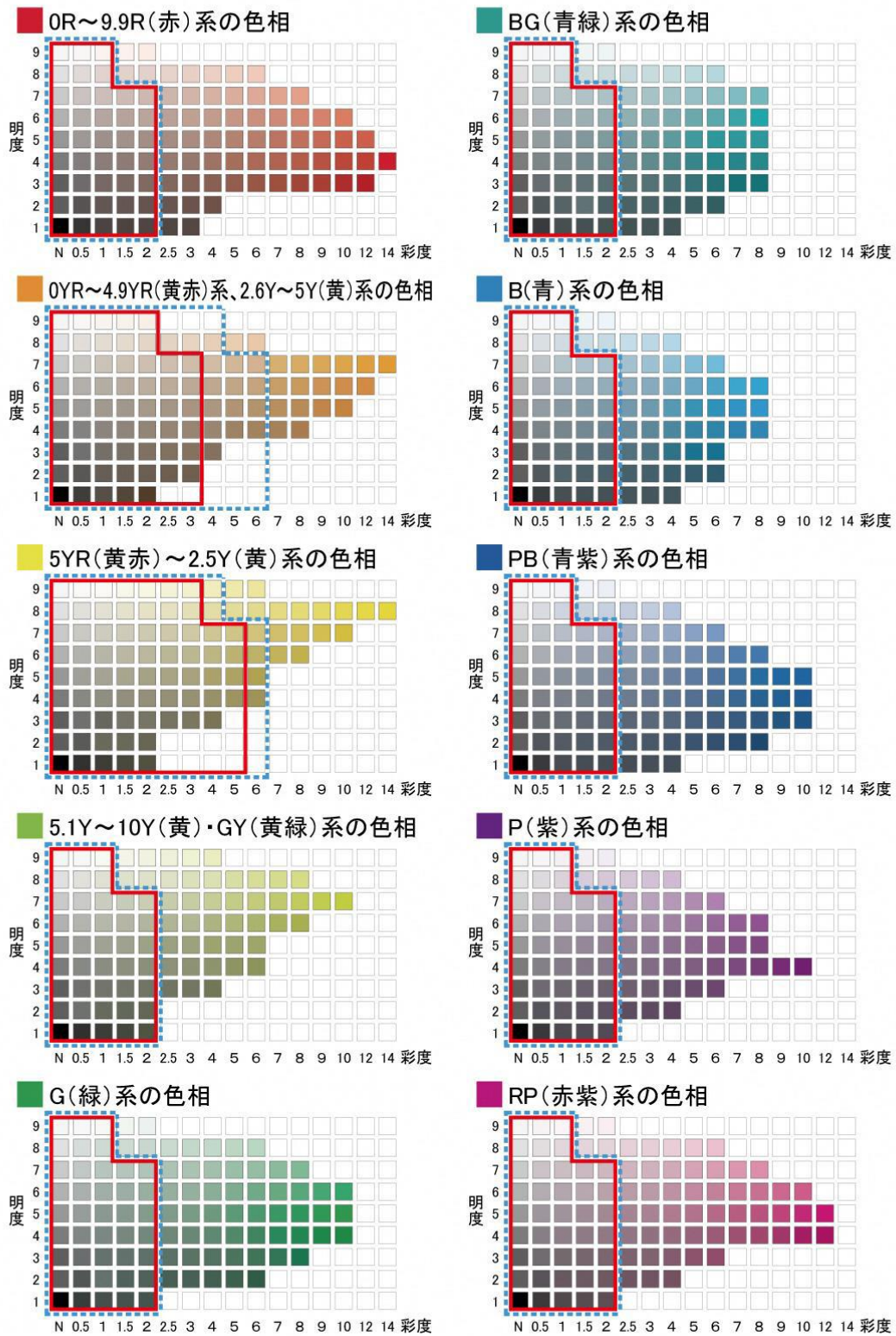
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

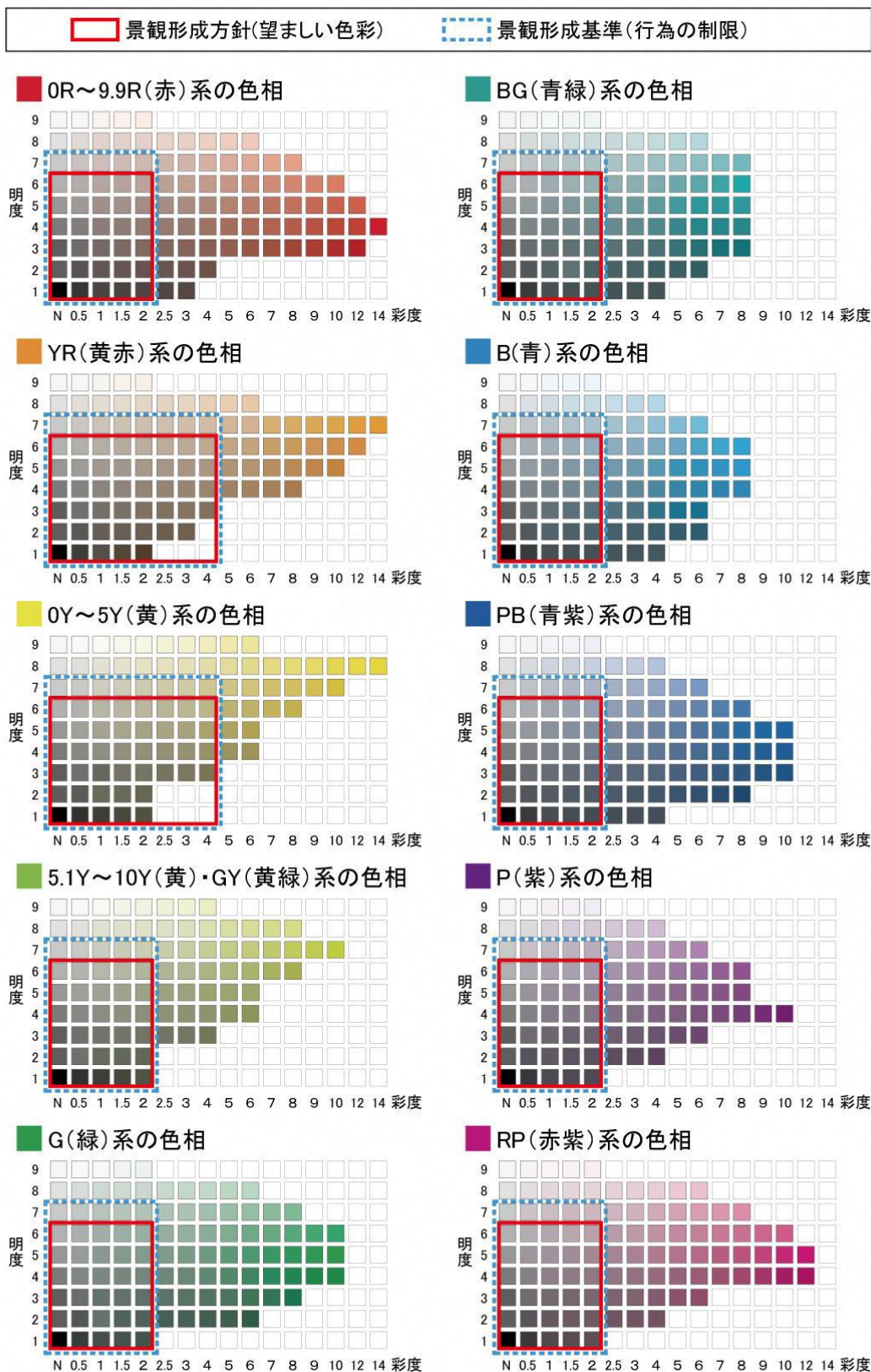
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)

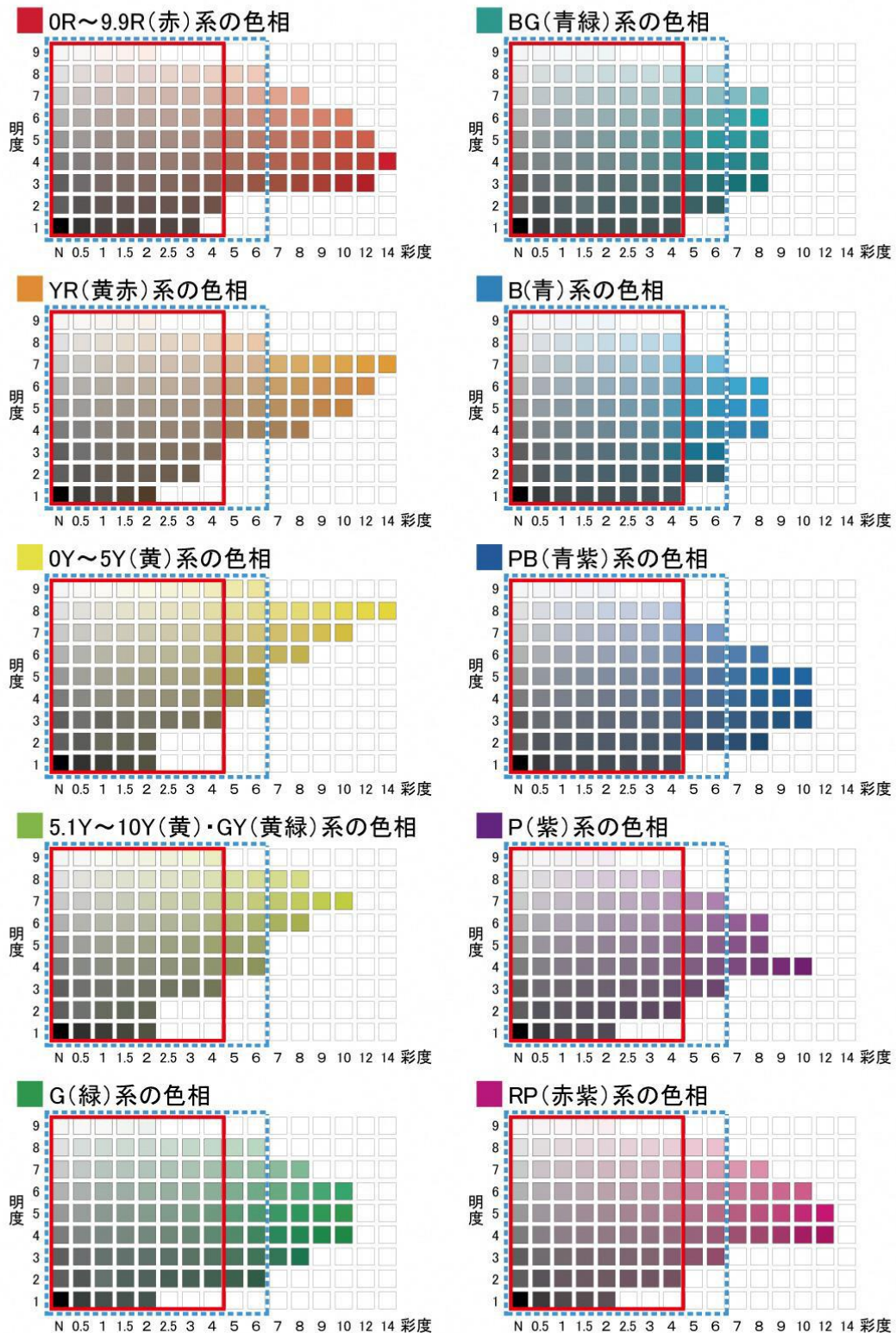


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



③工業系市街地ゾーン

対象区域

「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の区域

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・準工業地域・工業地域・工業専用地域 | } 幅員 20m以上の道路に面する敷地（工業地域のうち臨港地区は除く）は、沿道系市街地ゾーンに該当します |
|--|--|

景観の特性・課題等

- ・臨港地区や工業施設群、流通団地など、工業地としてのまとまりがある景観が形成されています。これらのまとまった工業施設群では、街路樹や敷地外周の緑化が行われるなど、親しみが感じられる景観が見られます。
- ・一部の地域では、住宅への土地利用転換などの進行により住工が混在しており、これらの地域では、住環境と産業地の相互の環境維持が求められています。



接道部の豊かな緑地



シャープなデザインでまとめられている工業施設



隣接する住宅地への配慮のため設けられた緩衝緑地

景観形成の基本テーマ

明るさと、親しみが感じられる景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○工業地としてのまとまりある景観

工業施設は、周辺の建築物相互の規模や形態に配慮し、工業地としてのまとまりが感じられる景観を形成します。また、敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態や意匠の調和を図ります。

○親しみのある外観

工業施設の外観は、規模に応じて分節化するなど、親しみが感じられる外観とします。

○複合市街地における隣接地への圧迫感等の軽減

住工が複合した市街地では、工場などは、住宅地に対して圧迫感等を軽減させ、良好な地域環境を創出するため、オープンスペース*や緩衝緑地帯等を確保したり、施設のセットバック*や分節化などを行います。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

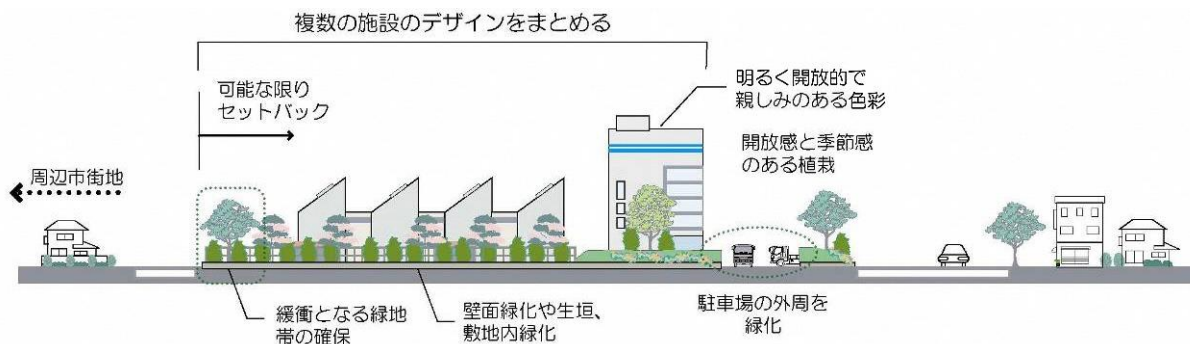
工業施設の色彩は、白やライトグレーなど高明度*・低彩度*の色彩を基調とし、エントランスの周辺や建物頂部など、建築物の形態や意匠にあわせてアクセントとなる色彩を導入するなど、工場地にありがちな閉鎖的な印象を軽減し、明るく開放的で親しみのある色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表3-1 とします。

《みどりの方針》

敷地の外周や駐車場の周囲には積極的に緑化を行うとともにそれら植栽等の維持管理を適切に行うことで、うるおいが感じられる景観を形成します。また、接道部に垣や柵などを設置する場合は、可視性の高いフェンス等により敷地内の緑化が視認できるよう配慮し、ブロック塀等は設置しないようにします。

図 工業系市街地ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1
明度 ➡ P用-2

セットバック ➡ P用-2
彩度 ➡ P用-2

《屋外広告物の方針》

親しみが感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 周辺の里山等への眺望を確保するため、規模は抑えます。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や附属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

景観資源 → P用-1
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表3-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表3-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表3-2の色彩が適当でない場合で、色相 10R~4.9YR、彩度 2 以下（その他の有彩色は彩度 1 以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。
と な っ た 景 観 を 形 成 す る	<p>ヒューマンなスケール感*を大切に</p>	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。

*【用語の解説】

スカイライン ➡ P用-2
誘目性 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○施設の規模・用途に応じ、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。</p> <p>○エントランス周辺や前面道路側は、オープンスペースの確保や積極的な緑化に努める。</p> <p>○隣接して住宅地などがある場合は、緩衝となる緑化帯の確保に努める。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
<p>場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。 ○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。

*【用語の解説】 眺望地点 ➡ P用-2

【別表3-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	5以上	2以下
5YR～2.5Y	5以上8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	5以上8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	5以上	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表3-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

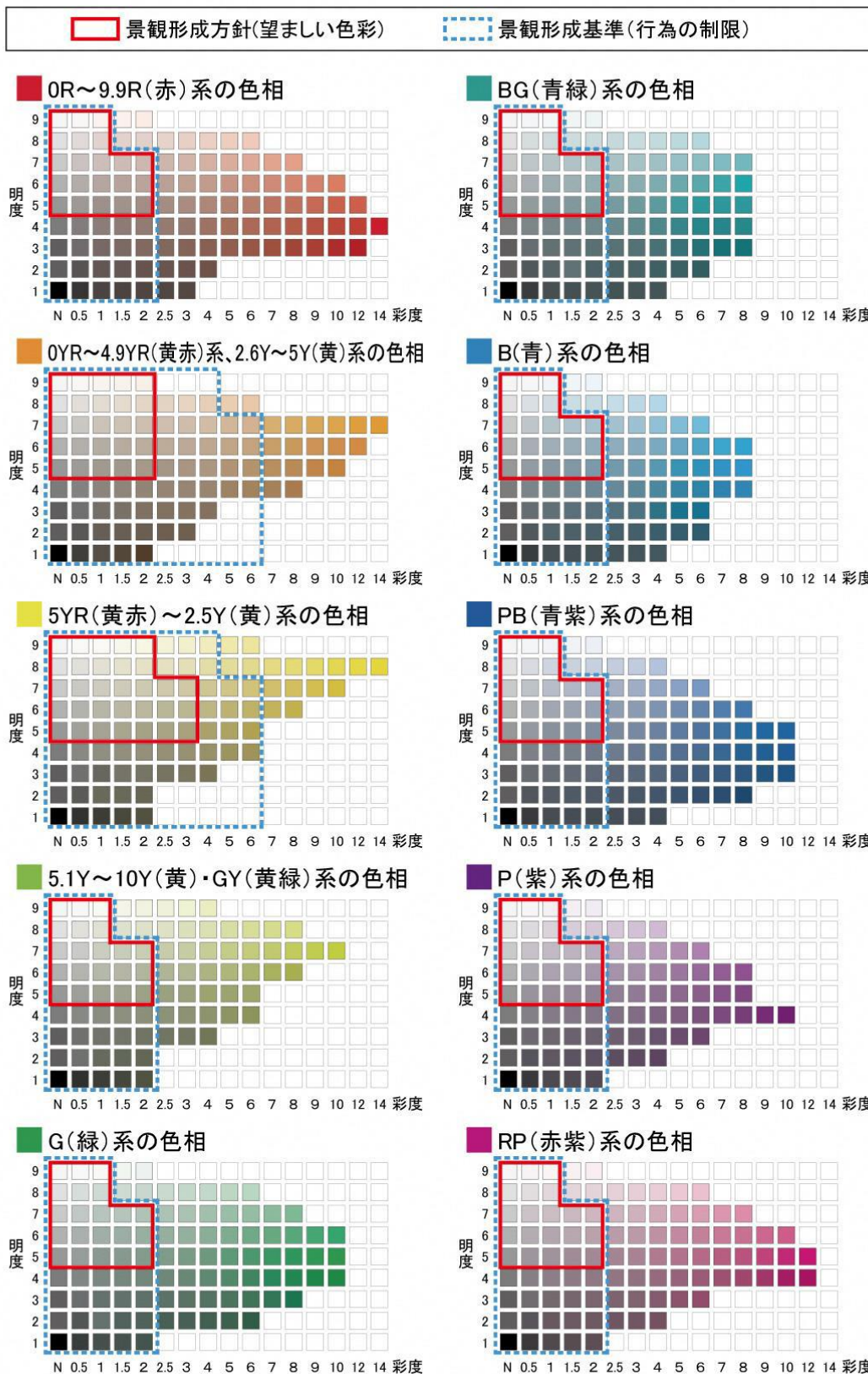
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

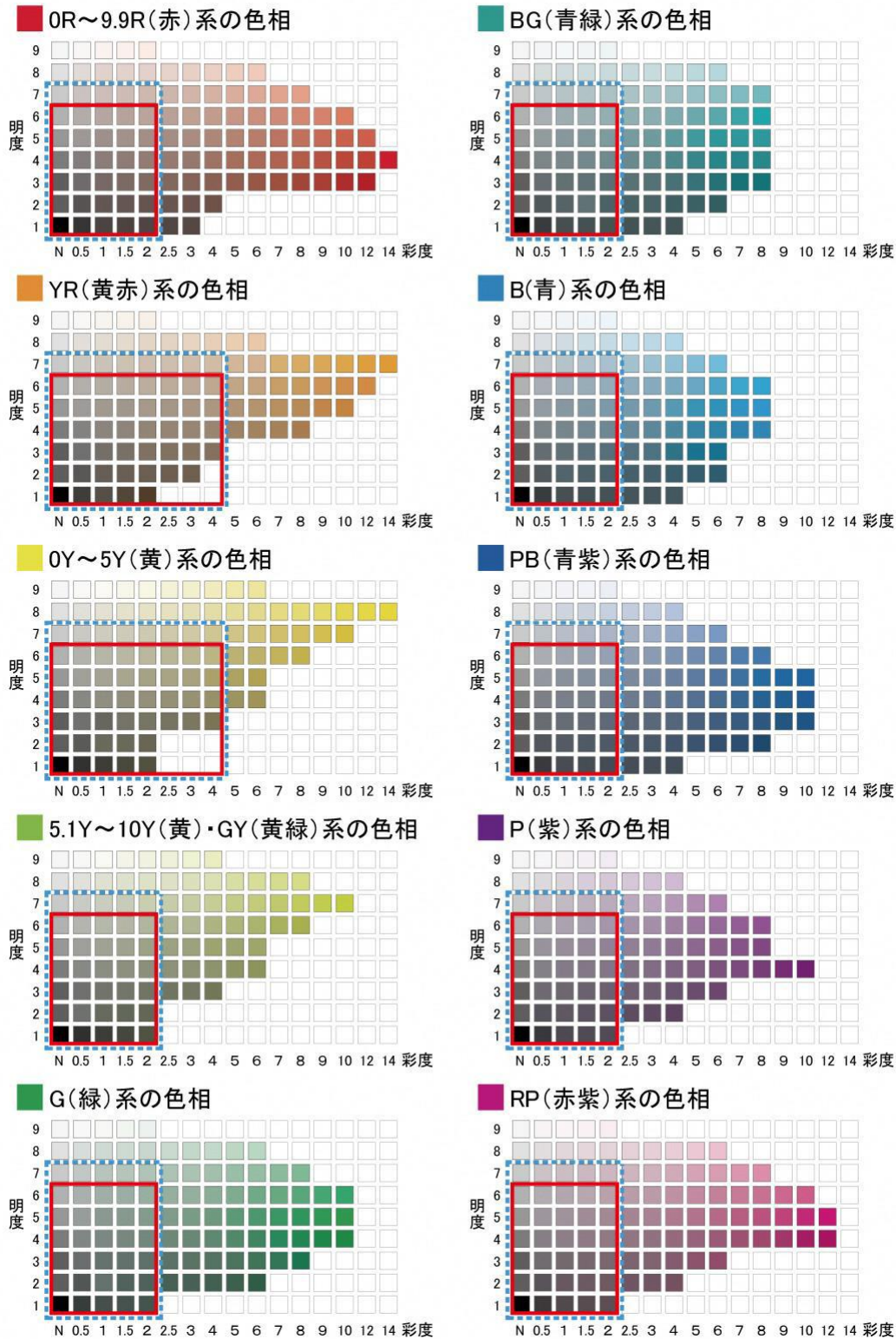
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

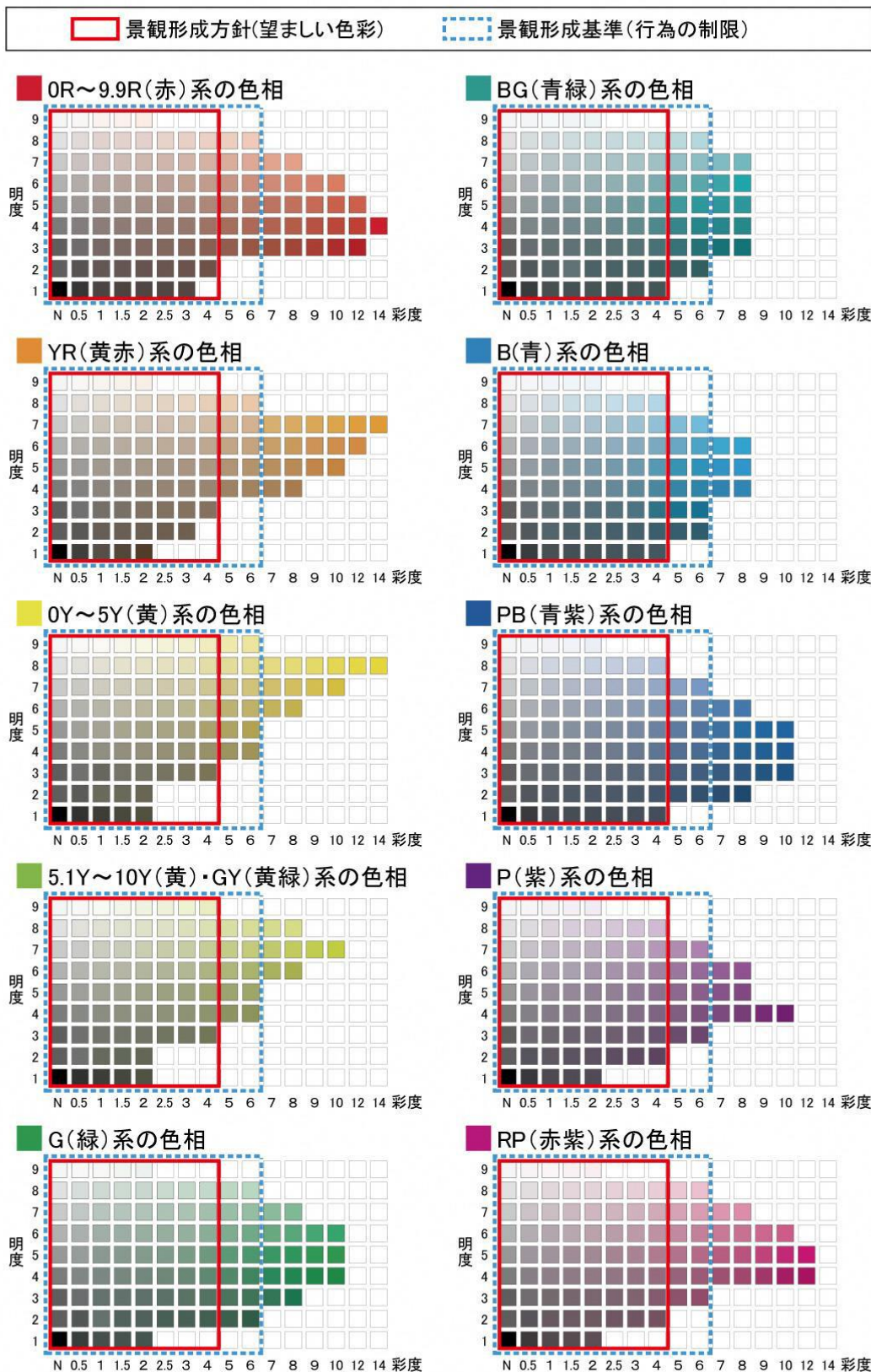


◇建築物の屋根

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



◇工作物の外観



④沿道系市街地ゾーン

対象区域

「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の区域

- ・ 準住居地域
- ・ 第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域で、幅員20m以上の道路に面する敷地（ただし、工業地域のうち、臨港地区を除く）

景観の特性・課題等

- ・ 商業施設や集合住宅、店舗併用住宅などの建築物が立地しており、近年では、中高層のマンションが立地し、スカイライン*の変化が生じています。
- ・ 幹線道路の一部では、アイストップ*に富士山や里山などが見られ、静岡らしさを感じる沿道景観が形成されています。
- ・ 広域的な幹線道路では、街路樹等の緑化も行われていますが、補助幹線道路などでは、緑が少なく、うるおいに欠けた景観が見られます。
- ・ 一部の幹線道路沿道や高速道路やバイパスのインターチェンジ周辺では、誘目性*の高い意匠や広告物の乱立などが見られます。



アイストップに見える富士山



ロードサイドショップが建ち並ぶ幹線道路沿道



豊かな街路樹で覆われたうるおいのある街路景観

景観形成の基本テーマ

賑わいの中にもゆるやかな秩序が感じられる景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○整然とした沿道景観の形成

建築設備や屋外広告物等は建築物と一体的なデザインとし、整然とした沿道景観を形成します。

*【用語の解説】 スカイライン → P用-2
アイストップ → P用-1
誘目性 → P用-2

○ゆるやかな秩序が感じられる沿道景観の形成

建築物や工作物、屋外広告物は、隣接する建築物と、規模や高さ、配置などを協調し、ゆるやかな秩序が感じられる沿道景観を形成します。

○富士山の良好な眺めを確保する

幹線通路から山並みが見通せる場合は、その見通しを確保するため、建築物の配置や規模・形態及び屋外広告物の表示・掲出方法を配慮します。特に富士山が見通せる場合は、富士山の視認性*や印象を阻害しないよう、十分に配慮します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

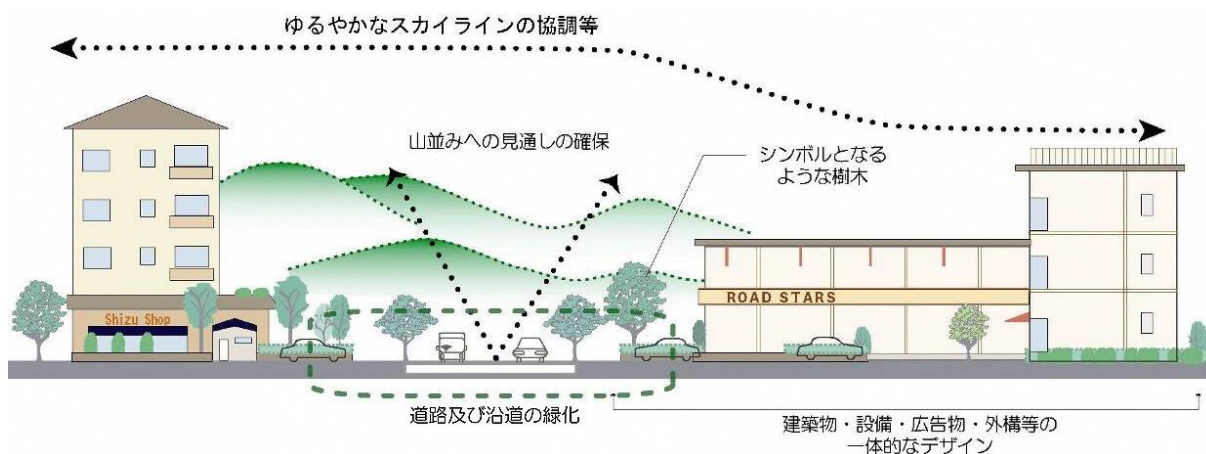
建築物の色彩は、ドライバーの視線を眩惑するような高彩度*色を避け、接道側の植栽やシンボルツリーの緑と調和する中・低彩度の色彩を基本とし、沿道の賑わいの中にも一定の秩序が感じられるような色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表4-1 とします。

《みどりの方針》

幹線道路に面した敷地境界線では、低木や生け垣などを配置するとともに維持管理し、うるおいのある景観を形成します。また、施設規模に応じて、エントランス周辺での高木の配置など、沿道景観のシンボルとなるよう緑化を図ります。

図 沿道系市街地ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 視認性 → P用-2
彩度 → P用-2

《屋外広告物の方針》

賑わいの中にも、ゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 富士山や周辺の里山への眺望景観の確保に十分に配慮した位置、規模としします。
- ・ 隣接する広告物相互の視認性に配慮し、過剰な電飾設備は控えます。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

	序章
	第1章
	第2章
	第3章
住	第4章
商	
工	第5章
沿道系市街地ゾーン	第6章
田	
自	第7章
静	
清	
東	
草	用語解説
駿	
安	

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペース*に隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。 <p>○富士山や市街地周辺の里山等への見通しを確保するような建築物の配置や規模・形態を工夫する。</p>
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
 オープンスペース → P用-1
 塔屋 → P用-2

景観資源 → P用-1
 色相 → P用-2
 ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表4-2の望ましい色彩を積極的に使用する。やむを得ない場合は別表4-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表4-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○幹線道路に面する商業施設では、間接照明の導入、街路に光がこぼれるような演出に努める。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

*【用語の解説】 見付面積 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などを植栽する。 ○前面道路に駐車場がある場合は、その外周を低木や中木などで植栽する。 ○敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

*【用語の解説】

- ヒューマンなスケール感 ➡ P用-2
- セットバック ➡ P用-2
- 法面 ➡ P用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
<p>場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる</p>	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

序章

第1章

第2章

第3章

住
商
工

第4章

沿道系市街地ゾーン

第5章

田

第6章

静

第7章

清

東

草

駿

安

用語解説

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表4-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表4-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

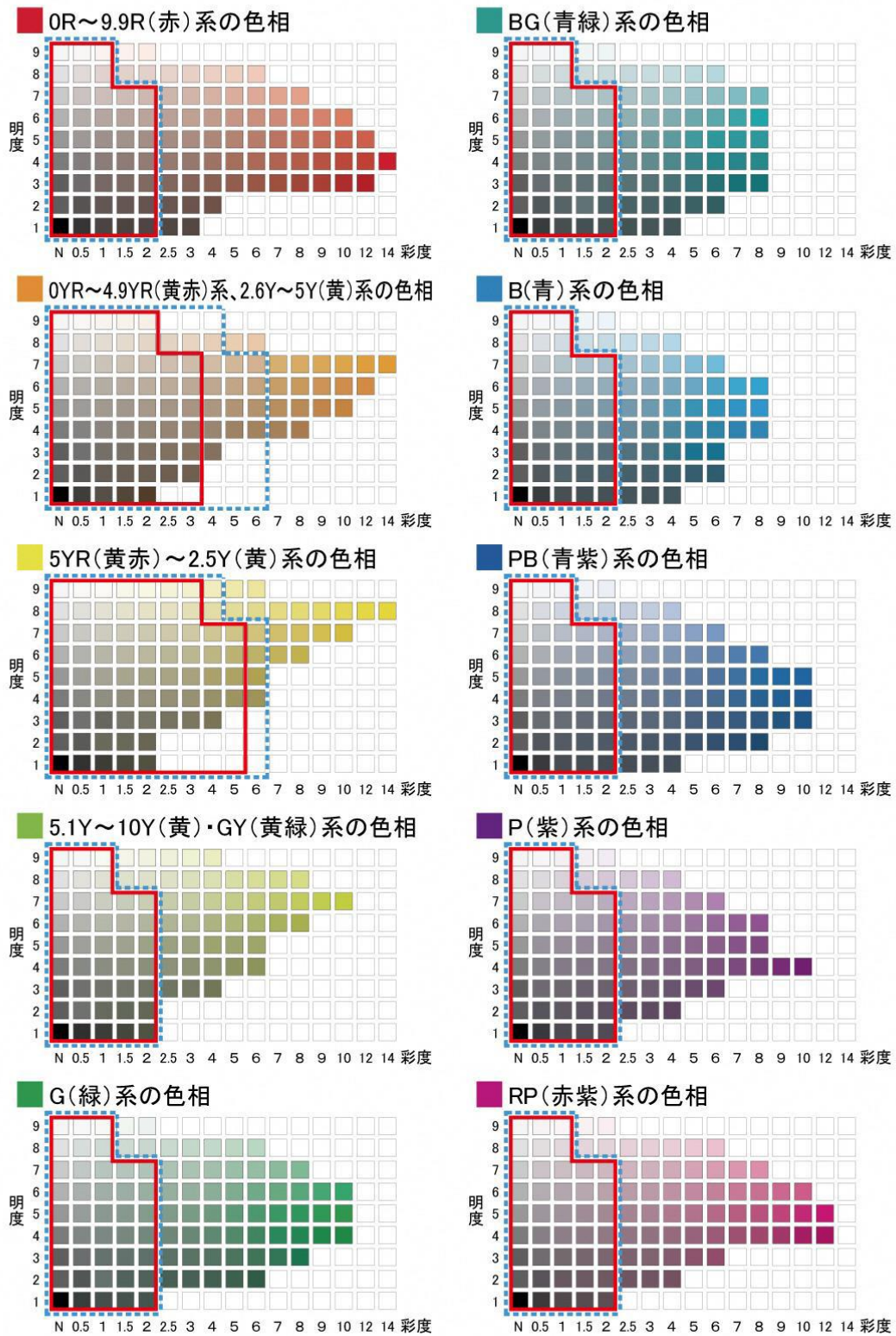
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

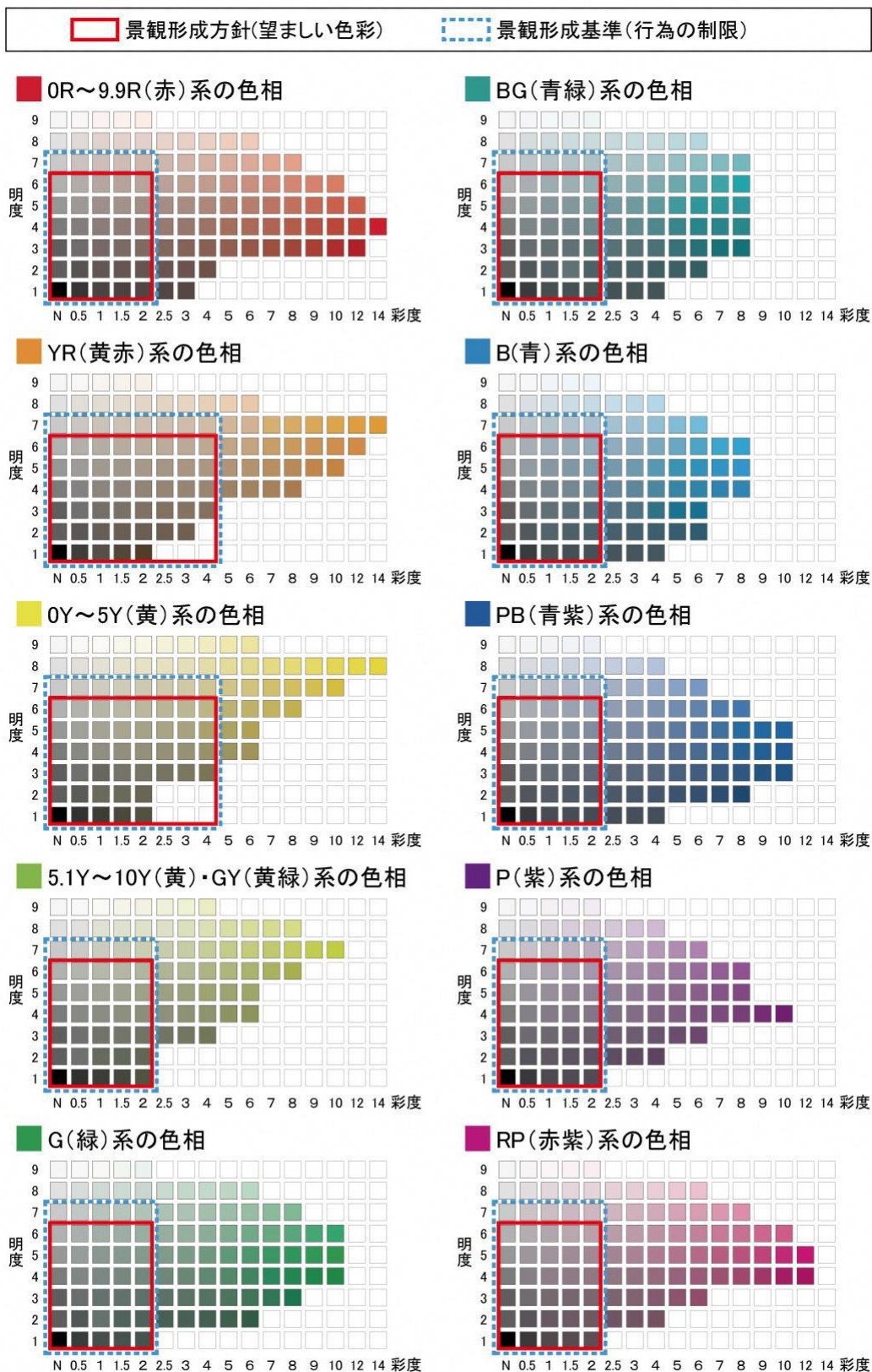
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)

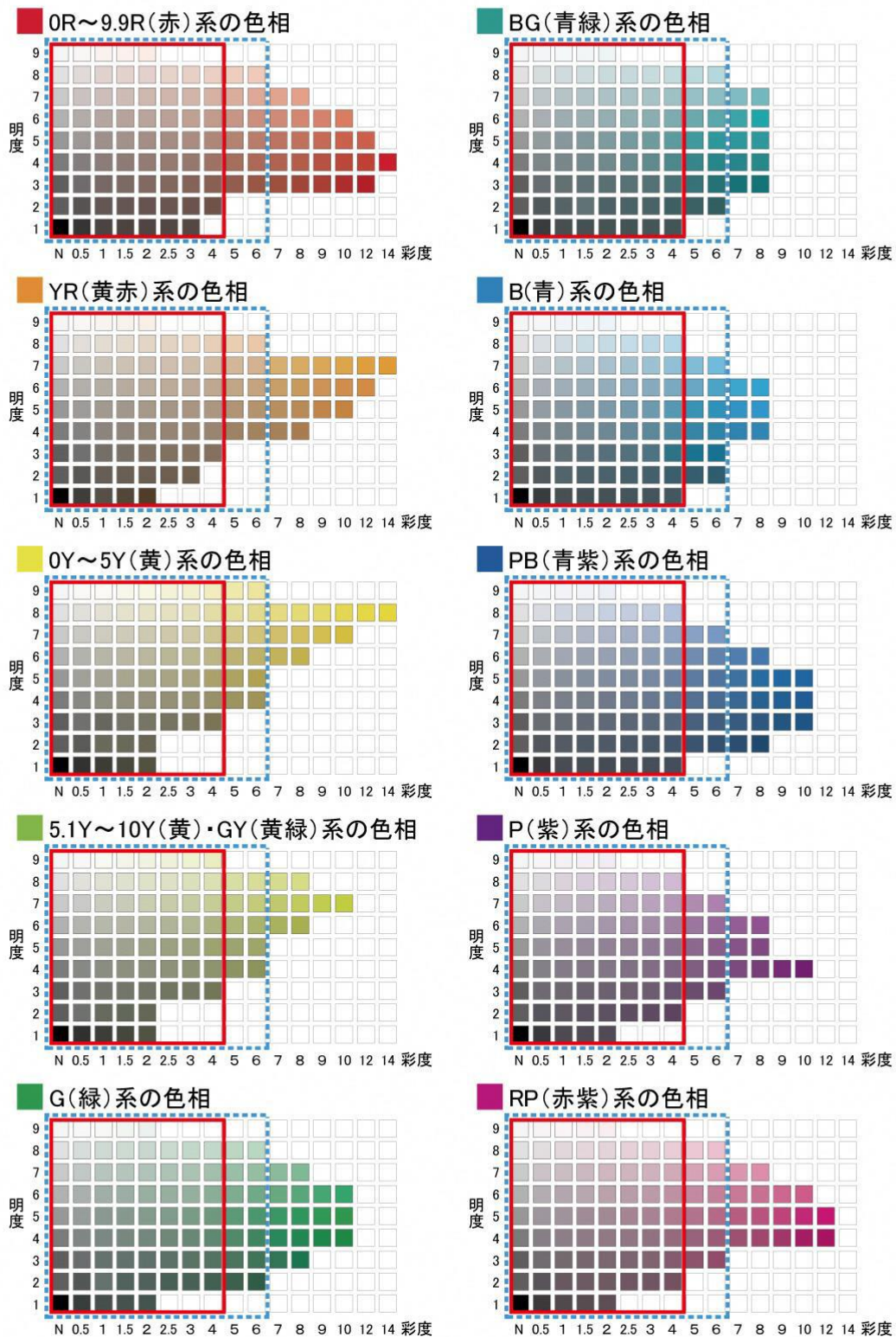


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



⑤田園・緑地景観ゾーン

対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

・市街化調整区域の全域

景観の特性・課題等

- ・平坦地のまとまった農地では、のびやかな景観を形成しています。
- ・河川沿いや谷筋及び山際では、静岡らしい茶畑やみかん畑などと調和した集落が点在し、うるおいのある景観が形成されています。
- ・有度山等の丘陵地等では風致地区が指定され、良好な自然景観が維持されてきました。
- ・一部の地域では、地域が育んできた周辺の環境などから突出した規模の施設が見られ、田園環境との調和が求められています。今後、農地の管理不足、緑豊かな景観や田園風景に影響を及ぼす開発など、良好な景観の低下が懸念されます。



豊かな緑に包まれた集落地



地形になじんだ集落地と茶畑



同種の生け垣でしつらえられたうるおいのある集落景観

景観形成の基本テーマ

緑豊かなうるおいのある景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○田園景観と調和した形態・素材

建築物は低層を基調とし、田園・緑地景観や後背の山並みと調和した形態やスカイライン*を形成します。特に、山際や水辺、まとまった農地に隣接する建築物は、十分に配慮します。

丘陵地における建築物は、地形に沿い、極力、法面*を生じないように配慮します。また、塀や擁壁を設けるときは、自然素材*を活用するなど、田園・緑地景観との調和に配慮します。

*【用語の解説】 スカイライン → P用-2
法面 → P用-2
自然素材 → P用-2

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物の色彩は、木材や土壁、石材などの自然素材にみられる、暖色系の中明度*、低彩度*色を基本とし、周辺の緑から突出しないように適切な分節化を図るなど、田園・緑地景観の存在を妨げない穏やかな色彩景観を形成します。

また、積極的に勾配屋根を採り入れ、既存集落地などで多く用いられているいぶし瓦やそれに近い灰色、黒色、こげ茶色などを基本とするなど、周囲の緑よりも鮮やかさや明るさを抑えた融和的な色使いにより、周辺になじむ色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は **別表5-1** とします。

《みどりの方針》

良好な田園・緑地景観を守り、継承していくため、農地の適切な管理、耕作放棄地の解消、山の斜面への無秩序な開発を抑制するとともに、グリーンツーリズムを推進するなど、農地や緑地を適切に維持・活用します。

また、敷地内の積極的な緑化を推進するとともに維持管理し、ゆとりやうるおいが感じられる豊かな緑の景観を形成します。緑化においては、樹種を多様化するとともに地域の環境に適した在来種や地域になじんだ樹木を基本とします。

図 田園・緑地景観ゾーンのイメージ



*【用語の解説】 明度 → P用-2
彩度 → P用-2

《屋外広告物の方針》

市街地にうるおいややすらぎを与え、良好な田園・緑地景観と調和した景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。
- ・複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。
- ・できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。
- ・里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・光源が激しく点滅するものや光源が露出する照明は使用を控えます。
- ・液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・原則として、自家用の広告物とし、必要最低限度の規模にとどめます。
- ・里山や水辺等の自然景観と調和した素材や色彩を用います。
- ・屋上広告物や野立て広告物を控えます。
- ・広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・適切な維持管理を行います。

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○里山などの山並み、海辺、水辺等の自然資源に対して、開放感のある配置とする。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。</p>

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

景観資源 → P用-1
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調とする。</p> <p>○接道部では、自然素材の活用に努める。</p>
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表5-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表5-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上 別表5-2の色彩が適当でない場合で、色相 10R~4.9YR、彩度 2 以下（その他の有彩色は彩度 1 以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

*【用語の解説】 見付面積 → P用-2
誘目性 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感を軽減する。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木などを植栽する。 ○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

*【用語の解説】

ヒューマンなスケール感 → P用-2
セットバック → P用-2

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2

【別表5-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8以下	2以下
5YR～2.5Y	8以下	3以下
上記以外の有彩色	8以下	1以下
無彩色	8以下	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表5-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

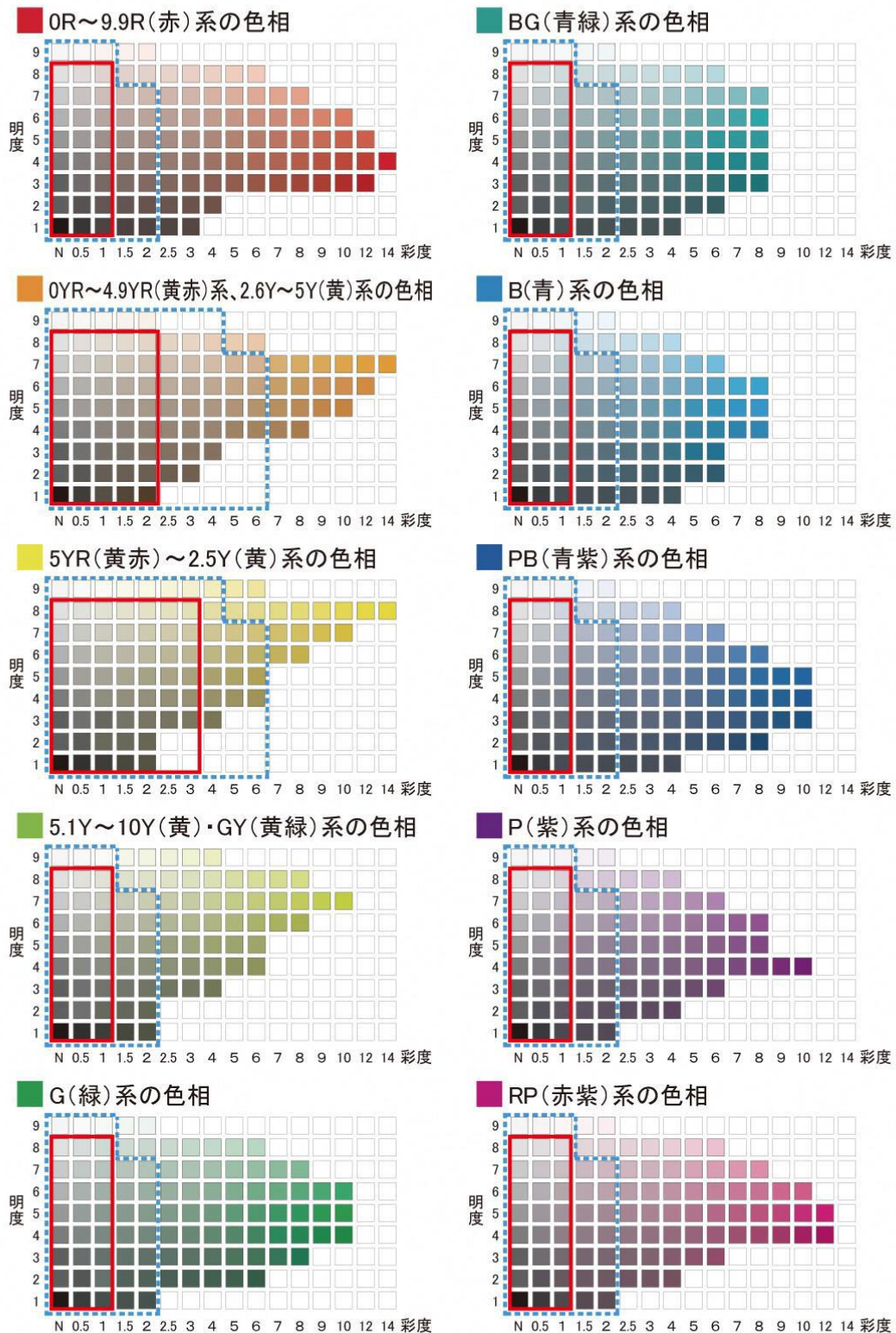
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

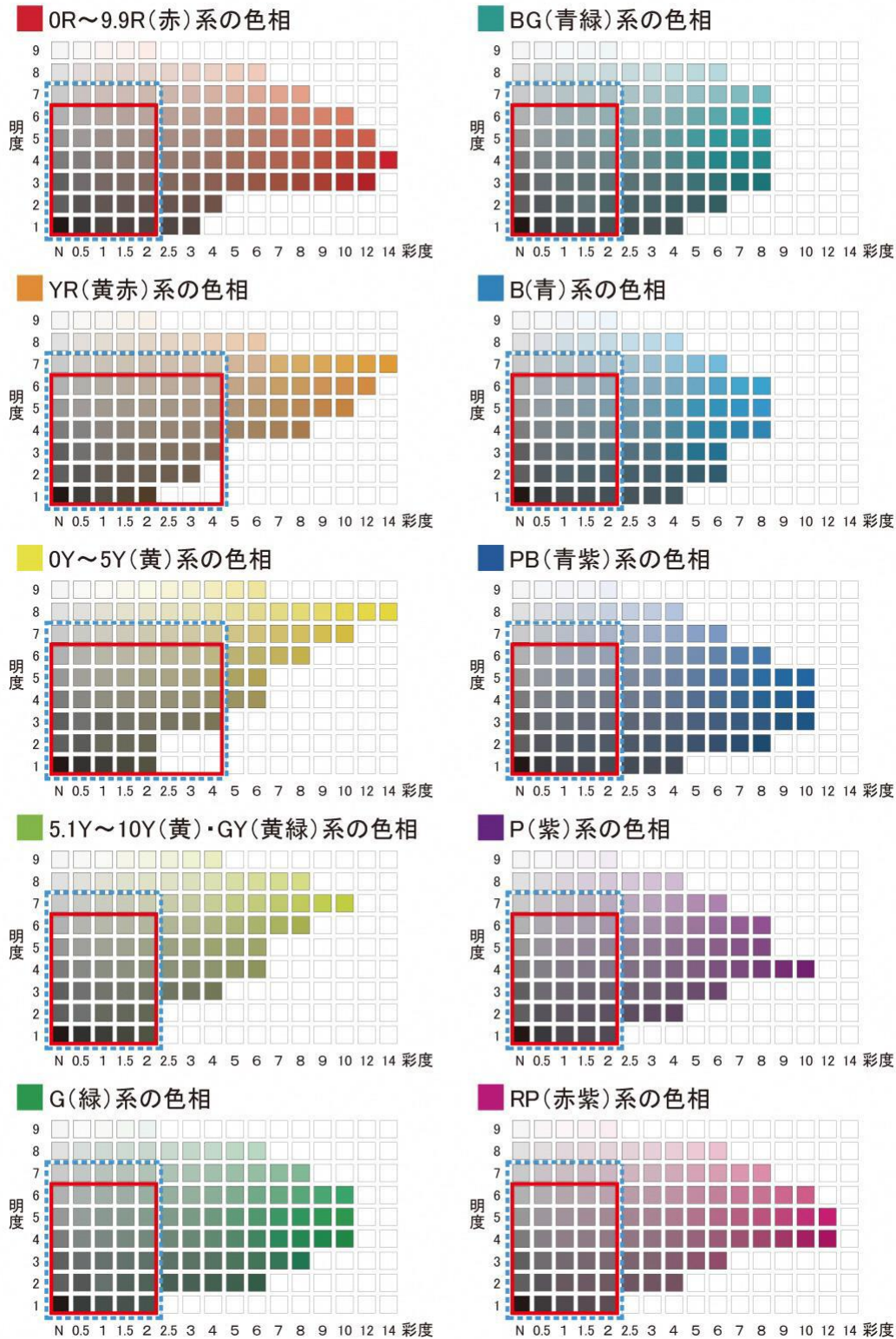
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	制限なし	6以下
上記以外の有彩色		4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

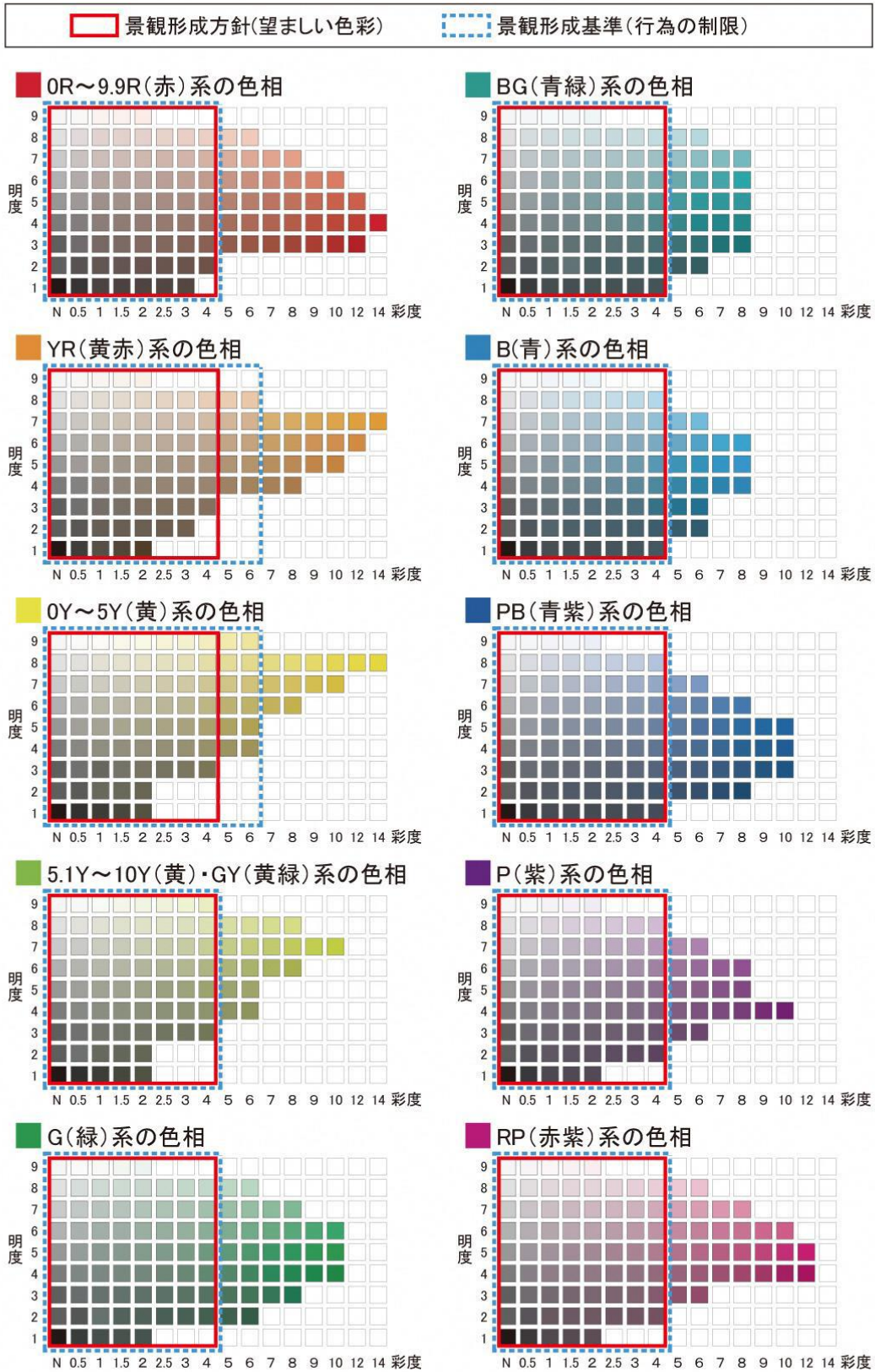


◇建築物の屋根

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



◇工作物の外観



⑥自然景観ゾーン

対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

・都市計画区域外の全域

景観の特性・課題等

- ・大井川や藁科川の上流部、安倍川や興津川の流域は、「オクシズ」として親しまれ、南アルプスを中心とした雄大な山地景観が形成され、棚田や茶畑といった美しい景観が多く残っています。
- ・川沿いなどでは、山並みと調和した集落が点在しています。
- ・市街地を取り囲む竜爪山、満観峰、庵原山地、薩埵山、浜石岳、大丸山などの山地は森林や畑として利用され、緑に囲まれた静岡らしいふるさと景観を形成しています。今後、緑豊かな景観に影響を及ぼす開発など、良好な景観の低下が懸念されます。



山並みと調和した湖畔の集落



山並みや茶畑と調和した川沿いの集落



川沿いの温泉街のまち並み

景観形成の基本テーマ

雄大な山地景観の保全

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○山地景観にとけ込んだ規模・形態

建築物は低層とし、後背の山並みと調和した形態やスカイライン*を形成します。また、建築物は、地形に沿い、極力、法面*を生じないように配慮します。また、塀や擁壁を設けるときは、自然素材を活用するなど、自然景観との調和に配慮します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
法面 ➡ P用-2

《色彩の方針》

建築物の色彩は、木材や石材などの自然素材を積極的に採り入れるとともに、四季折々に様相を変える山岳景観の中で地色となりうる、岩盤や土、樹木の幹などと共通性のある、中明度*、低彩度*の色彩を基本とし、山岳景観の中にさりげなくたたずみ周囲と同化する色彩景観を形成します。

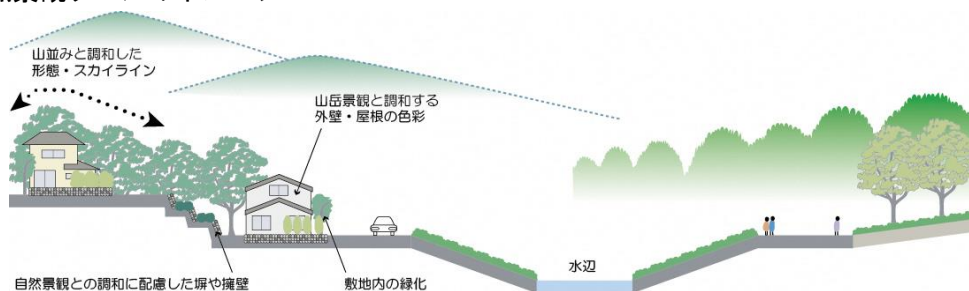
建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表6-1 とします。

《みどりの方針》

森林や農地の適切な管理、耕作放棄地の解消、自然景観に影響を及ぼす無秩序な開発の抑制、グリーンツーリズムの推進などにより、豊かな緑の景観を維持・活用します。

斜面緑地の建築物や工作物は、敷地内の積極的な緑化を推進するとともに維持管理し、豊かな自然景観との調和を図ります。緑化においては、樹種を多様化するとともに地域の環境に適した在来種や地域になじんだ樹木を基本とします。

図 自然景観ゾーンのイメージ



《屋外広告物の方針》

雄大な自然景観を損ねないように、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものや光源が露出する照明は使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 原則として、自家用の広告物とし、必要最低限度の規模にとどめます。
- ・ 自然景観と調和した素材や色彩を用います。
- ・ 屋上広告物や野立て広告物、突き出し広告物を控えます。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】 明度 → P用-2
彩度 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○里山などの山並み、海辺、水辺等の自然資源に対して、開放感のある配置とする。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。</p>

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調とする。</p> <p>○接道部では、自然素材の活用に努める。</p>
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表6-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表6-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表6-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

*【用語の解説】 見付面積 → P用-2
誘目性 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木などを植栽する。 ○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

*【用語の解説】

ヒューマンなスケール感 → P用-2

セットバック → P用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
<p>場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる</p>	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 ➡ P用-2

【別表6-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8以下	2以下
5YR～2.5Y	8以下	3以下
上記以外の有彩色	8以下	1以下
無彩色	8以下	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表6-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

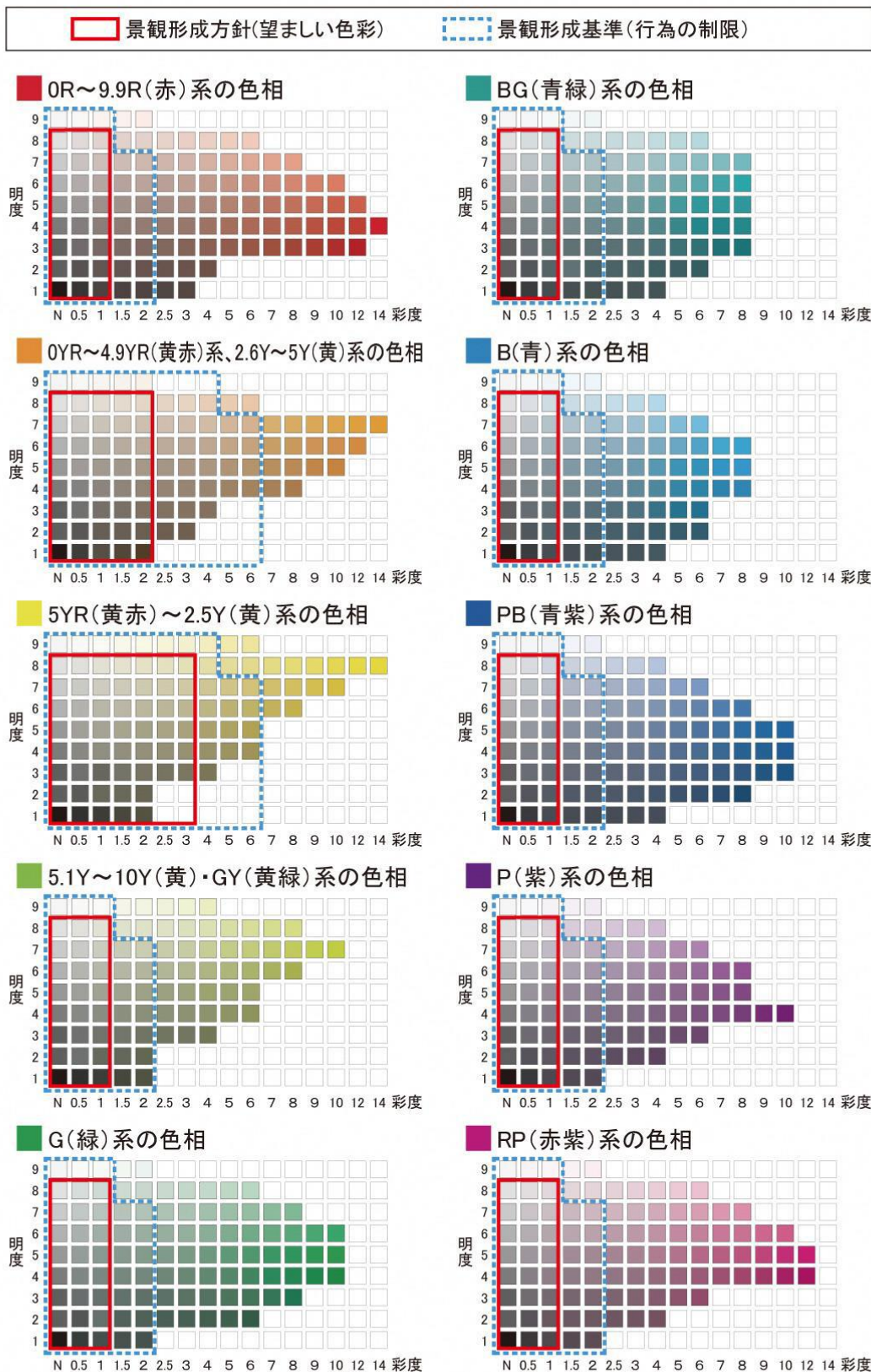
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

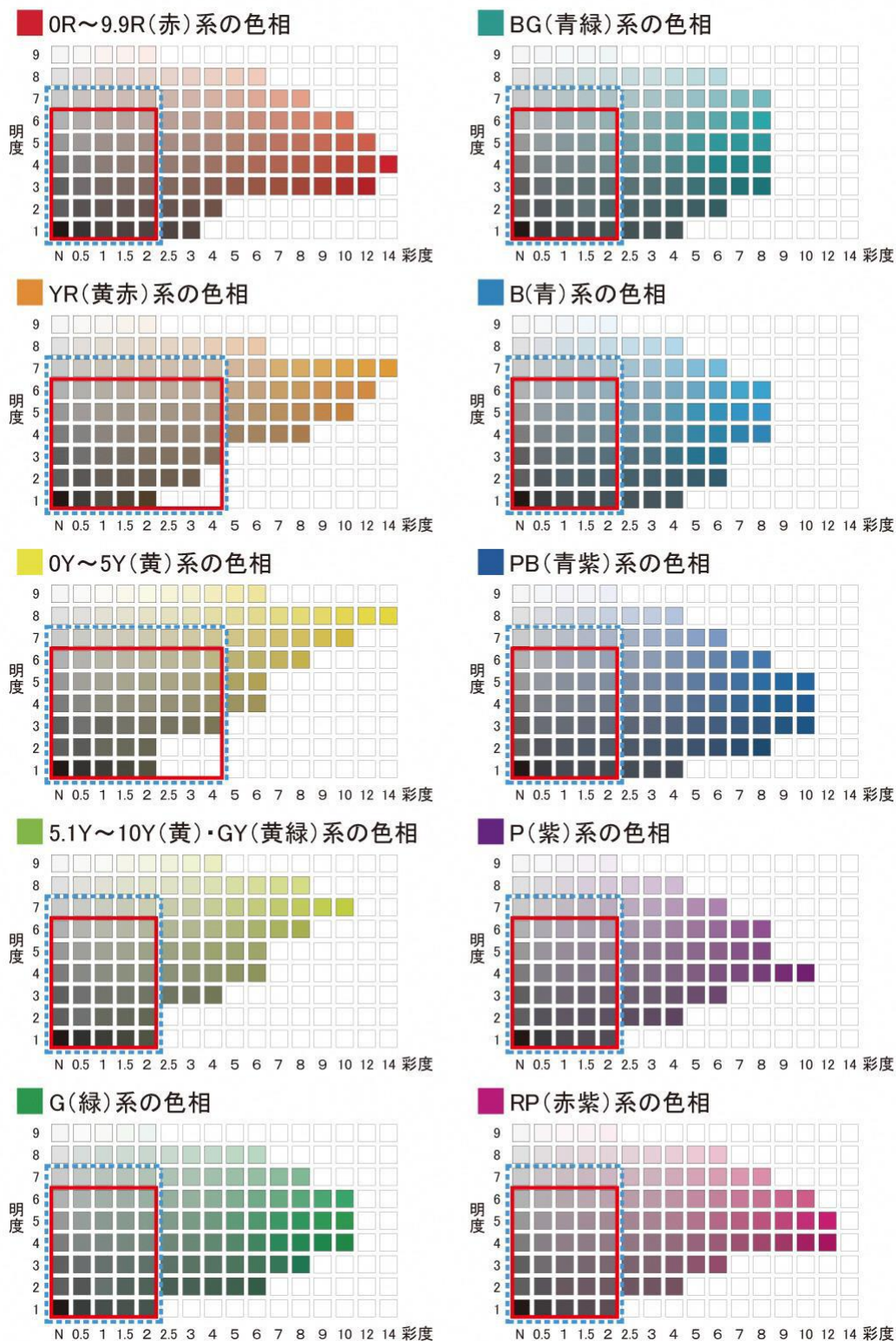
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	制限なし	6以下
上記以外の有彩色		4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

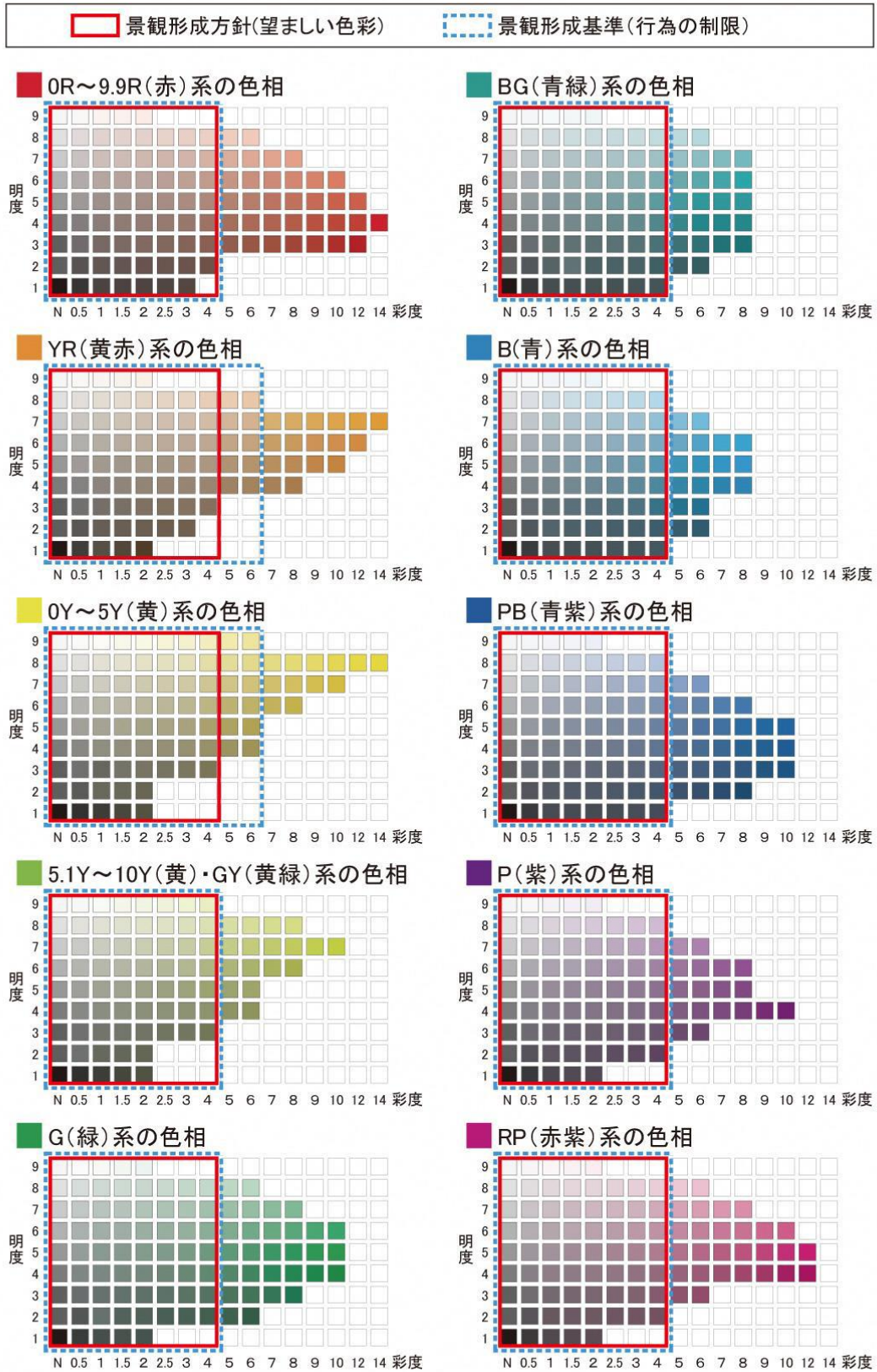


◇建築物の屋根

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



◇工作物の外観



2) 都市景観促進地区

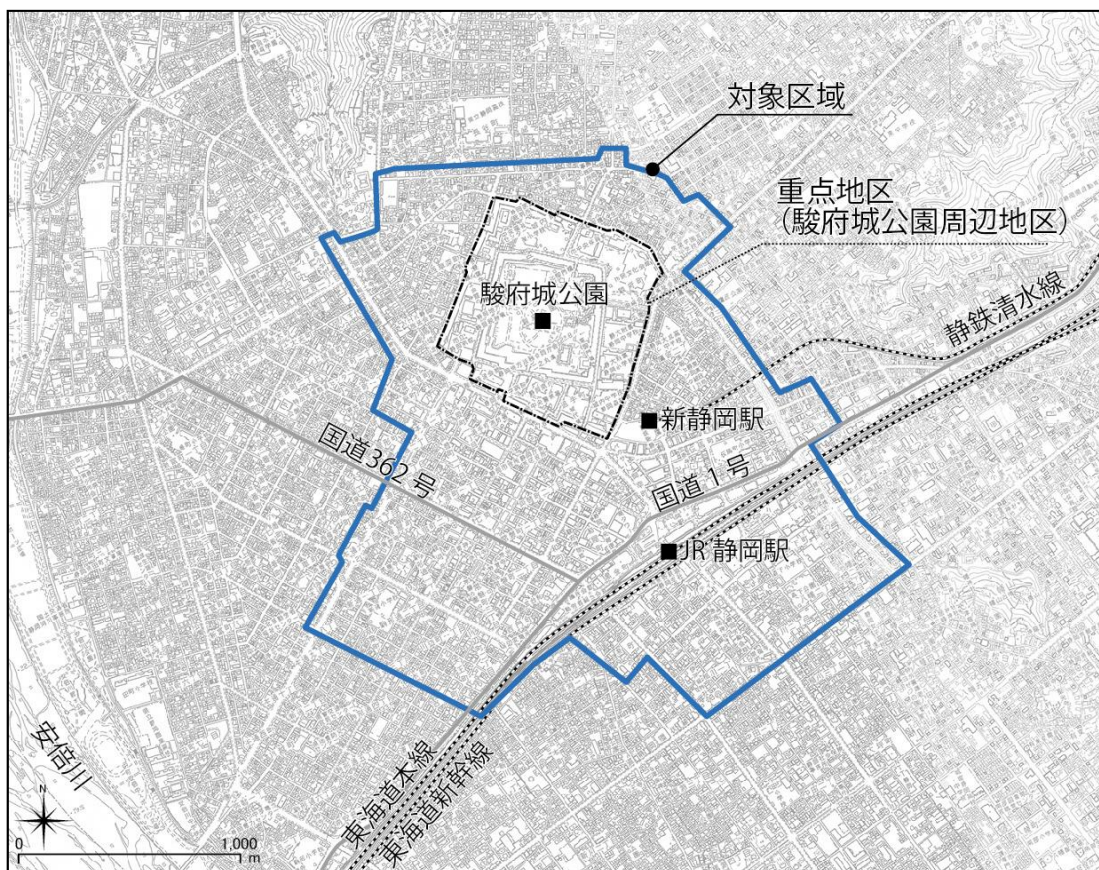
① 静岡駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・ 静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（静岡駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・ 本市の玄関口であるとともに、駿府城公園を中心とした城下町としての骨格を残し、駿府城公園や静岡浅間神社等の歴史的資源を多く有することから、「歴史文化の拠点」にふさわしい、風格と活気のあるまち並みの形成が求められます。
- ・ JR 静岡駅周辺は、商業・業務施設が集積し、賑わいがあり人々の回遊する景観が形成されています。しかし、一部では、周辺の景観から逸脱した屋外広告物や建築物なども見られ、風格の低下が懸念されます。
- ・ 中心市街地の商店街は、比較的高さのそろった建築物や緑化によって、質の高い道路空間となっています。今後は、各商店街の個性ある景観の継承が求められます。



駿府城公園周辺のまち並み

序章

第1章

第2章

第3章

住
商
工
沿
田
自

第4章

第5章

静岡駅周辺ゾーン

第6章

清
東

第7章

草
駿
安

用語解説

景観形成の基本テーマ

風格と賑わいを感じる歴史文化の拠点にふさわしい景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○駿府城・城下町等の歴史を継承する景観形成

駿府城公園をはじめ歴史的資源の周辺では、建築物の形態や素材、色彩などを工夫し、城下町や宿場町として栄え、現在に至るまでの静岡の中心市街地の歴史を大切にしまち並み形成を進めます。



近代建築物と調和が図られている外壁色

○都市の拠点にふさわしい秩序ある JR 静岡駅周辺の景観形成

駅前の建築物は市の顔としてふさわしい、シンボルとなる景観を形成するとともに、駅を出てまちの方向性がわかりやすいよう、建築物の配置や形態などにより、駅に接続する通りに向けた見通しを確保します。また、隣接する建築物の配置、形態などを相互に協調させることにより、まとまりや秩序の感じられるまち並みを形成します。



色彩等の協調が感じられる通り沿いのまち並み

○賑わい・憩い・コミュニティ活動を支える空間づくり

店舗が建ち並ぶ通り沿いの建築物は、周辺と調和したデザイン、賑わいやうるおいの演出などにより、訪れる人にとって魅力ある景観を形成します。

また、大規模な商業施設が賑わいをみせる一方で、公園や歩道等の公共空間を憩いの場として活用し、人々が集うまち並みを形成します。



日よけテント（オーニング）のデザインの統一により、商店街の連続性を創出

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成

大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペース*など人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まり賑わいのあるまち並みを形成します。



公開空地によるゆとり空間の創出

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物の色彩は、基調となる部分については風格が感じられる中・低彩度*色を基本とし、隣接する建築物等と色相*や明度*、彩度を協調するなどして商業地・業務地としての連続性が感じられる色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表7-1とします。



風格ある色彩で統一されている商業施設

《みどりの方針》

外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地においては、通りや建物、空地など周辺のスケールに合わせて中高木と草本*植物によるメリハリのある植栽、壁面・屋上緑化を行うとともに適切な維持管理により、うるおいの感じられる沿道景観、良好な都市景観を創出します。

また、現存する高木の並木等については、地域の重要な景観資源*として適切な維持管理を行います。



沿道にうるおいを与えている壁面緑化

《屋外広告物の方針》

歴史などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、駅周辺のイメージアップにつながる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】
彩度 → P用-2
明度 → P用-2
景観資源 → P用-1

色相 → P用-2
草本 → P用-2
視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないように意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
 塔屋 → P用-2
 ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、歴史文化の拠点にふさわしい風格と落ち着きが感じられる素材や、地域で多く使用されている素材や色彩の活用を努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表7-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表7-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表7-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p> <p>○周辺に近代建築物など歴史的景観資源やエリアを象徴する等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 <p>○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p> <p>○道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機が見えないよう工夫する。</p> <p>○自動販売機は、建物と一体的に設置するよう配慮し、色彩は建築物や周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>○外壁のない立体駐車場は、ルーバー*の設置、樹木の配置などにより、構造物のうち道路に面する部分の過半もしくは目線の高さ以上まで直接露出しないよう修景する。</p>

*【用語の解説】

誘目性 → P用-2
 ヒューマンなスケール感 → P用-2
 セットバック → P用-2

配慮指針		景観形成基準
となつた公共空間や通り景観を形成する	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の利便性の向上に努める。</p> <p>○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどの措置を施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2
眺望地点 → P用-2

【別表7-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表7-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

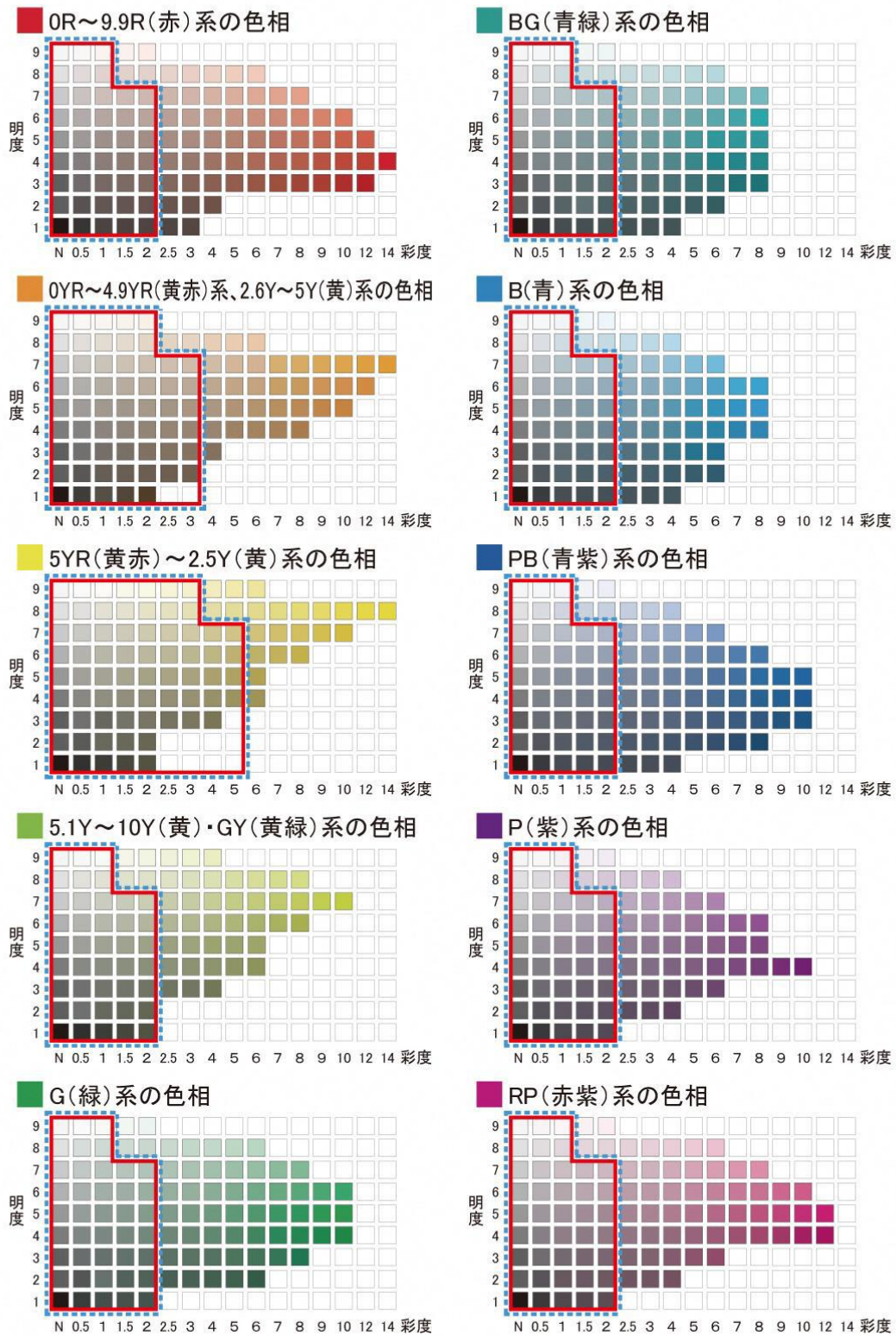
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

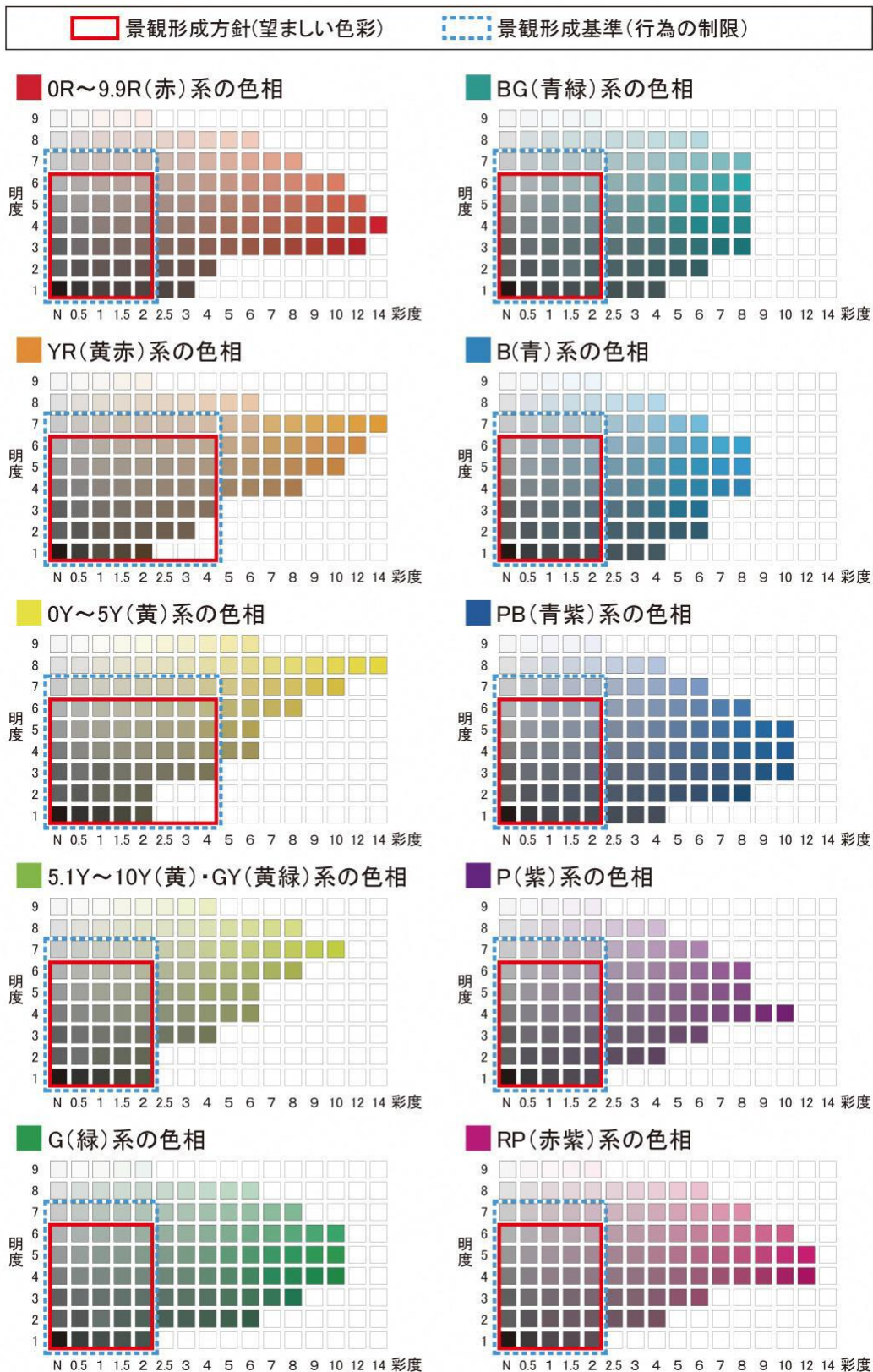
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)

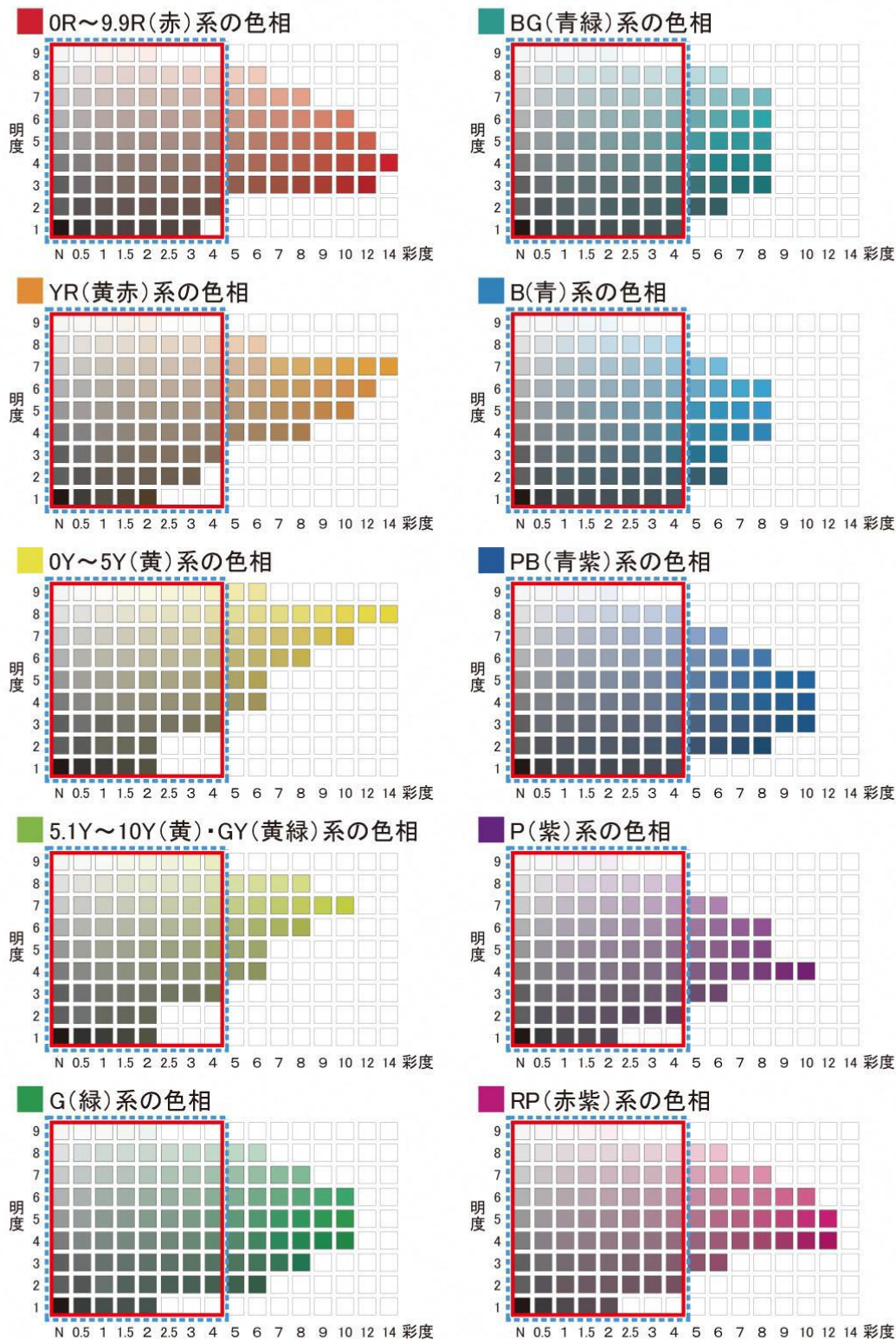


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



序章

第1章

第2章

第3章

住
商
工
沿
田
自

第4章

第5章

静岡駅周辺ゾーン

第6章

第7章

清
東

草
駿

用語解説

安

②清水駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（清水駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・清水港は日本三大美港のひとつであり、その周辺には港湾関係施設や海洋研究機関が集積し、シンボリックな海洋文化施設の整備が進められています。また、近年、クルーズ船の寄港数の増加にともない海外からの観光客も増えています。「海洋文化の拠点」にふさわしい、ウォーターフロントの魅力を活かしたまち並みの形成が求められます。
- ・JR 清水駅周辺は、商業・業務施設が集積し、人々の歩き回り賑わいがある景観が形成されています。しかし、空き店舗の増加などにより、賑わいの低下につながるまち並みの変化が見られています。
- ・巴川は市街地にうるおいをもたらし、旧東海道には細井の松原など歴史的資源が点在しています。水や緑、歴史的資源などを活かした、個性ある景観形成が求められます。



清水港周辺の商業施設

景観形成の基本テーマ

海洋文化拠点の魅力を高めるウォーターフロントの景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○自然と調和し海に向かった都市の顔づくり

海から見える建築物などは、形態や色彩に統一性を持たせることで、背後に見える豊かな自然との調和を図ります。また、港を象徴する施設の特性を活かすとともに、夜間景観への配慮により、港の躍動感など海に向かった都市の顔となる景観を形成します。

○歴史を活かした港町らしい個性豊かな景観形成

木造石張りの倉庫群など歴史的建造物が映えるよう、建築物の高さ、素材、位置などを周辺のまち並みと調和させ、地域の歴史を感じる個性豊かな景観を形成します。

また、建築物の側面と正面の素材の協調など、港町の楽しさを演出するよう景観上の配慮を行います。



日の出埠頭の倉庫群

○明るく落ち着いた海辺の通りの景観形成

JR清水駅周辺や国道149号（さつき通り）などの主要な通り沿道では、建築物の外壁、門扉などは、周辺のまち並みと調和するとともに、歩行者からの見え方に配慮したデザインとし、落ち着きやゆとりのある景観を形成します。また、オープンスペース*の確保などにより、道路空間と連続性があり、明るく活気のある景観を形成します。



外壁のデザインにより沿道への圧迫感を軽減

○個性を活かした商店街の景観形成

清水駅前銀座、清水銀座、清水港町商店街（エスパルス通り）、次郎長通り商店街といった商店街は、地域の特色を活かしたまち並みづくりや低層部の賑わいの創出などにより、港町の雰囲気を感じられ、歩いて楽しい景観を形成します。



ショーウィンドウにより賑わいを創出

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1

○巴川や旧東海道沿いの良好な景観形成

巴川沿いは、水辺に面する外壁や開口部の形態意匠の工夫、夜間照明の演出などにより、開放感や賑わいが感じられ、魅力ある水辺の景観を形成します。

旧東海道沿いでは、歴史資源を活かしつつ、うるおいのある歩道空間とし、歩きたくなる景観づくりを進めます。



川に対して窓など開口部を設けている建築物

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成

大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、港をはじめ海洋文化都市を印象づける周辺の景観資源*と調和するよう形態、色彩、素材を配慮します。



ガラス面を多く設け、開放的なデザインとなっている低層部

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物などの海から見える部分に使用する色彩は、背後に見える自然との調和に配慮します。道路から見える部分に使用する色彩は、周辺に圧迫感を与えない色彩となるよう配慮します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表8-1とします。

清水港一带（臨港地区）とその周辺では、「清水港・みなと色彩計画」における地区全体の色彩誘導と連携し、同計画の区域については、同計画の色彩を優先し、港湾施設などの人工物と富士山や駿河湾などの自然とが調和した世界に誇る美しいみなとまちづくりを推進します。



みなと色彩計画による建築物の外観

《みどりの方針》

外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地における中高木の植栽、壁面・屋上緑化及び維持管理により、港から清水駅周辺へと連続する緑の景観を形成します。



中高木の植栽により、街路樹と一体となって緑の空間を創出

《屋外広告物の方針》

海辺などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

コラム：清水港・みなと色彩計画とは？

清水港・みなと色彩計画は、色彩により富士山の自然景観と人工（港湾）景観の調和による美しいみなとづくりを目指した産学官民協働による取り組みです。

清水港周辺の地域の特性に応じた配色を設定して、建築物、工作物等をそれに即した色彩に塗り替えることにより、住む人、働く人、訪れる人々に快適で活気のある、個性あるみなとづくりを行っています。

この計画の特徴の一つとしてシンボルカラーの設定があげられます。このシンボルカラーを施設・工作物に必ず一部に設置することで、「美しいみなとづくり」のイメージをリードする役割をもたせています。



清水港・みなと色彩計画推進協議会ホームページより

*【用語の解説】 視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度*などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りや水辺から直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○水上や周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮した規模とする。</p> <p>○水辺沿いでは、隣接する建物との間隔の確保、水域側へオープンスペースの確保など、水辺への開放感が得られる配置に努める。</p>

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
 彩度 → P用-2
 ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、水辺や沿道のまち並みの連続性を確保するとともに、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウインドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・歩道や水辺に面する部分では、施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表8-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表8-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩に限られる場合または施設の特性上別表8-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p> <p>○水辺の建築物は、水面への映り込みを意識した照明計画により、魅力的な夜景の演出に努める。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 <p>○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。</p> <p>○水辺に面する部分は、水辺空間をより魅力的に演出するため緑化に努める。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

*【用語の解説】

誘目性 → P用-2
 ヒューマンなスケール感 → P用-2
 セットバック → P用-2

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。 ○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。

*【用語の解説】 法面 → P用-2
眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表8-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表8-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

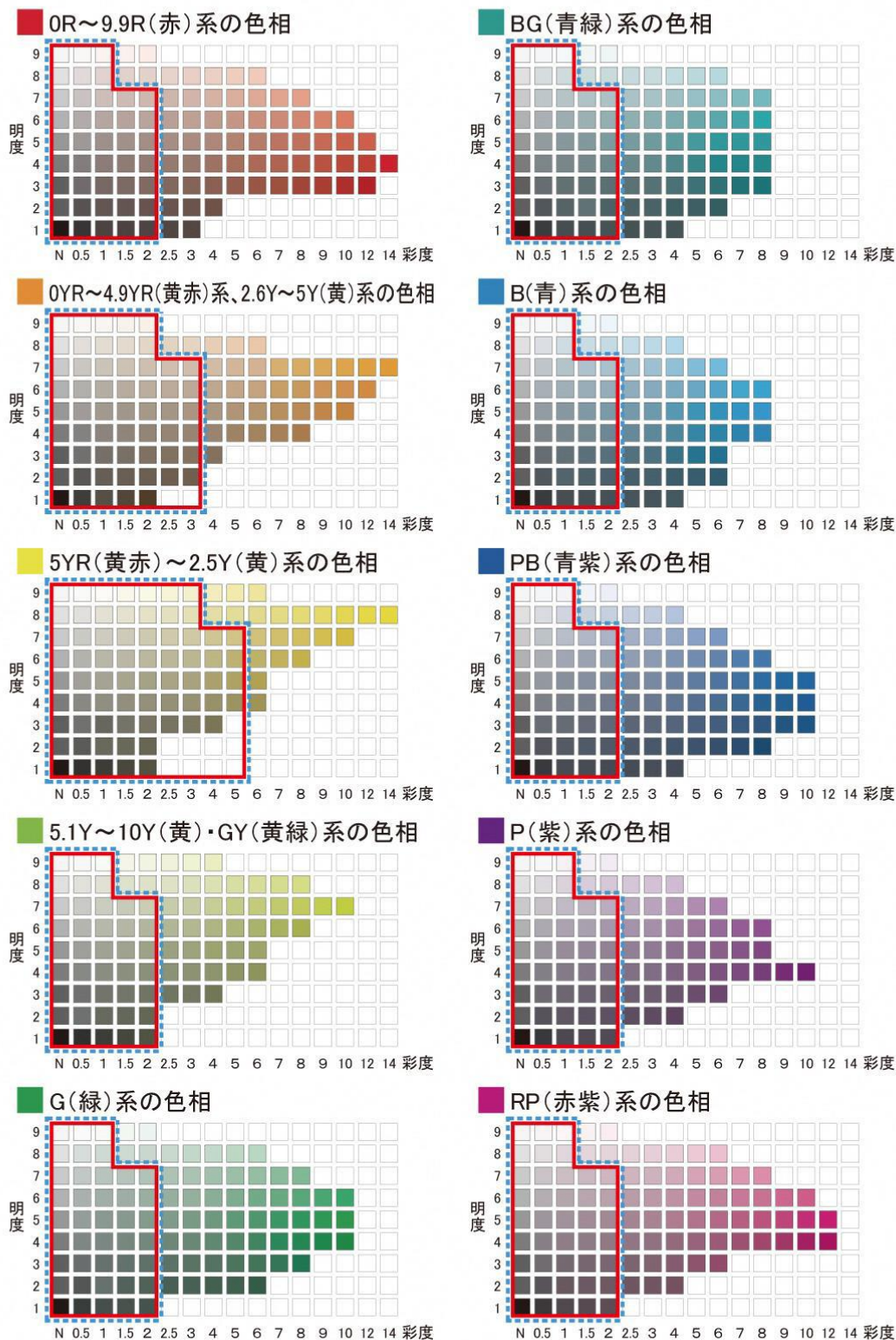
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

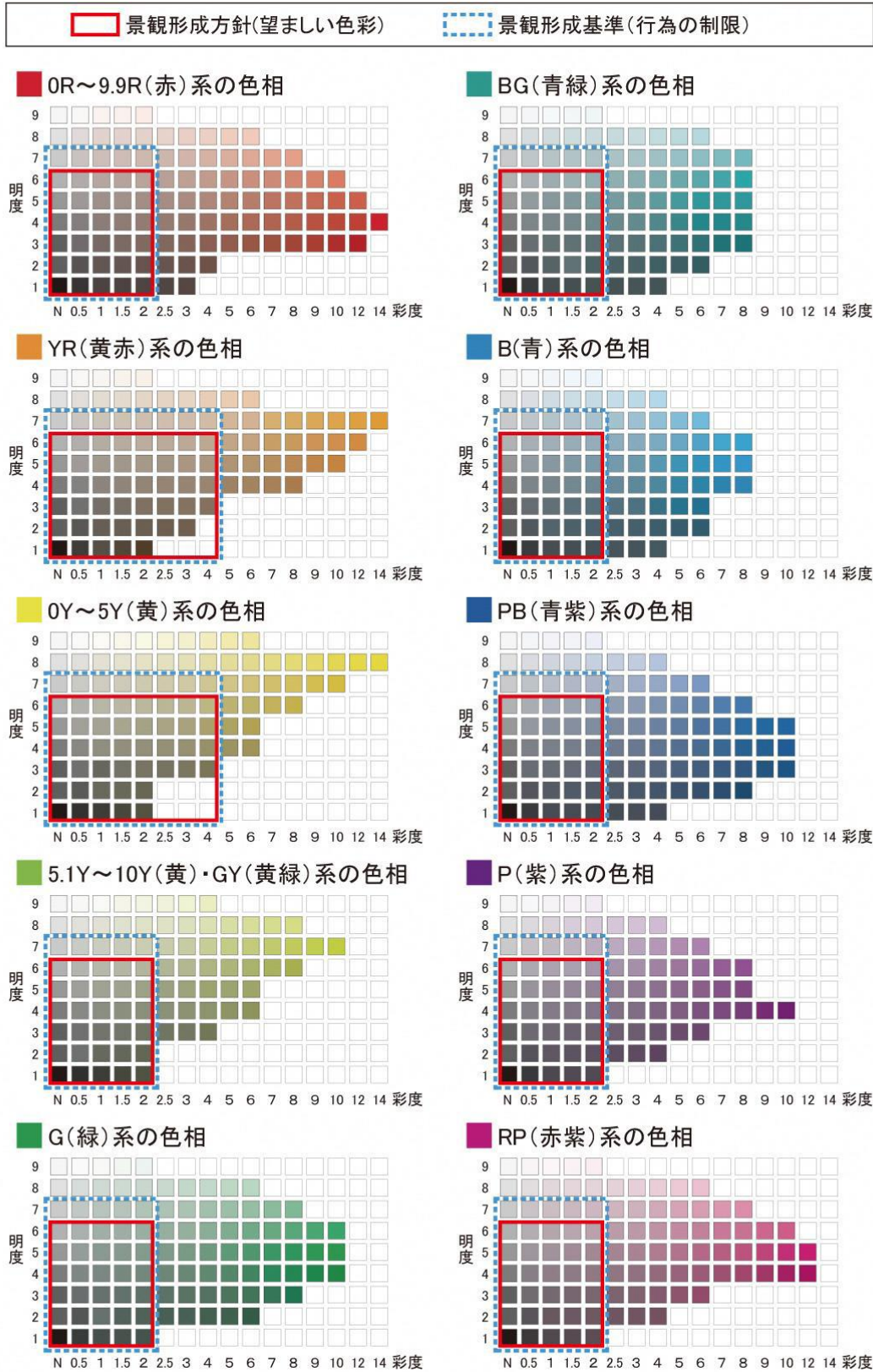
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)

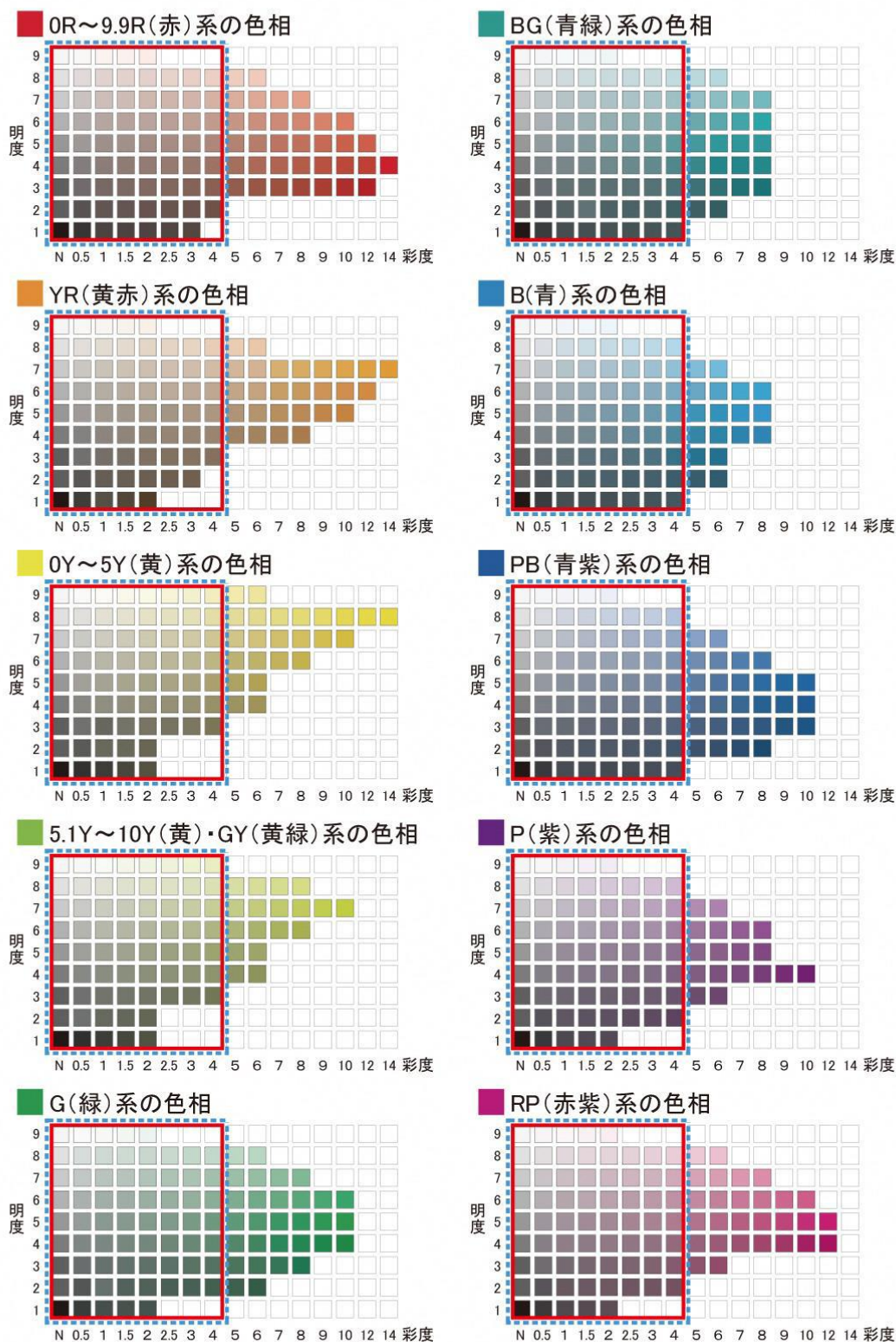


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



序章

第1章

第2章

第3章

住

第4章

商

工

第5章

沿

田

自

静

第6章

清水駅周辺ゾーン

第7章

東

草

駿

用語解説

安

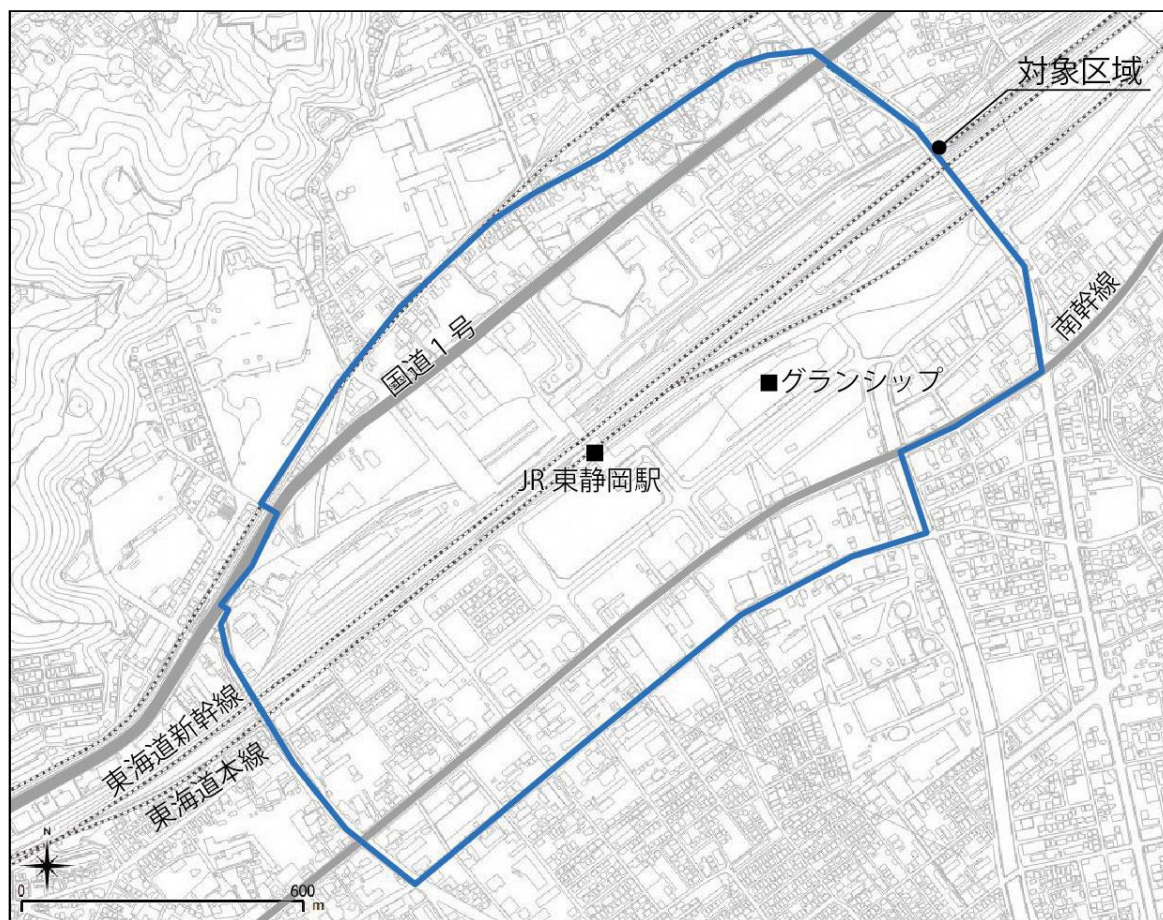
③東静岡駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（東静岡駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・区画整理事業によりゆとりのある敷地が確保されているとともに、建築物の色彩は落ち着いており、建築物周辺の良い緑化も見られます。
- ・富士山を借景に、ゾーン周辺に文化やスポーツの施設が集積していることから、「教育文化の拠点」にふさわしい、文化の薫りが漂う美しく風格のあるまち並みの形成が求められます。
- ・貨物駅跡地では、工業系から住居・商業系への土地利用が進んでいます。商業・業務地は、様々な建築物や屋外広告物によって無秩序な景観になりがちですが、賑わいの中にも地域の顔となる場所としてふさわしい景観に整えていく必要があります。また、歩行者にとって快適で魅力ある空間作りが求められます。



東静岡駅周辺のまち並み

景観形成の基本テーマ

「文化とスポーツの殿堂」にふさわしい美しく風格ある景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○富士山、日本平、谷津山など眺望景観の確保

建築物や工作物の配置や形態は、富士山や日本平、谷津山への眺望に配慮したものとするとともに、敷地内に新たな視点場を確保するよう努め、富士山などの眺望を将来にわたり確保します。



グランシップ展望ロビーからの富士山の眺望

○幹線道路の沿道景観の向上

国道1号、南幹線の沿道では、隣接する建築物や工作物は色彩やデザインを協調し、主要な通りから見える壁面や建築設備等を修景することにより、沿道景観を向上します。



通りからの見え方に配慮した、駐車場の目隠し

○賑わいと風格のある通り景観の創出

店舗の正面の開放的な店構え、低層部の夜間の照明、壁面後退によるオープンスペース*の有効活用などにより、賑わいと風格のある通り景観の創出を図ります。



ガラス素材と壁面後退により開放的な店構え

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを演出する景観形成

大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮し、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出するなど、多くの人が集まり、賑わいを演出する景観を形成します。



通りに面して表情のあるデザインとなっている駐車場階の目隠しルーバー*

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1
ルーバー ➡ P用-3

《色彩の方針》

教育文化拠点を印象づける周辺の景観資源*と調和するよう、建築物の基調となる部分について品格の感じられる落ち着いた色彩を用いるとともに、効果的に低層部へ華やかさを演出します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表9-1 とします。



落ち着いた配色の建築物

《みどりの方針》

市道東静岡中央線のケヤキ並木をゾーンの緑のシンボルとするとともに、地域の重要な景観資源として適切な維持管理を行います。

また、敷地内の道路から見える位置への緑化、主要な通りの終端への視線を引きつける中高木の植栽、建築物の壁面や屋上の緑化など、沿道の建築物にあった緑化及び維持管理を行います。



敷地内の道路から見える位置への緑化

《屋外広告物の方針》

富士山眺望、文化やスポーツ施設の集積などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】 景観資源 ➡ P用-1
視認性 ➡ P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材 ・富士山の眺望の確保に努める
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度*などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバーや緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
彩度 → P用-2

色相 → P用-2
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウインドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・中高層部の外壁は彩度を落とし、風格のあるまち並みづくりに配慮する。華やかさのある演出は低層部で取り入れる。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表9-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表9-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表9-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2

配慮指針	景観形成基準	
配慮する まち並みの連続性や周辺地区との関係に	地域環境を活かした夜間景観を形成する	○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。 ○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。 ○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。
	街角の個性を演出する	○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 ○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。 ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。 ○敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。 ○建物の屋上や壁面などの緑化に努める。 ○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の利便性の向上に努める。 ○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

*【用語の解説】

誘目性 → P用-2
 ヒューマンなスケール感 → P用-2
 セットバック → P用-2

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。 ○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。

*【用語の解説】 法面 → P用-2
 眺望地点 → P用-2
 明度 → P用-2

【別表9-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	3以上	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表9-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

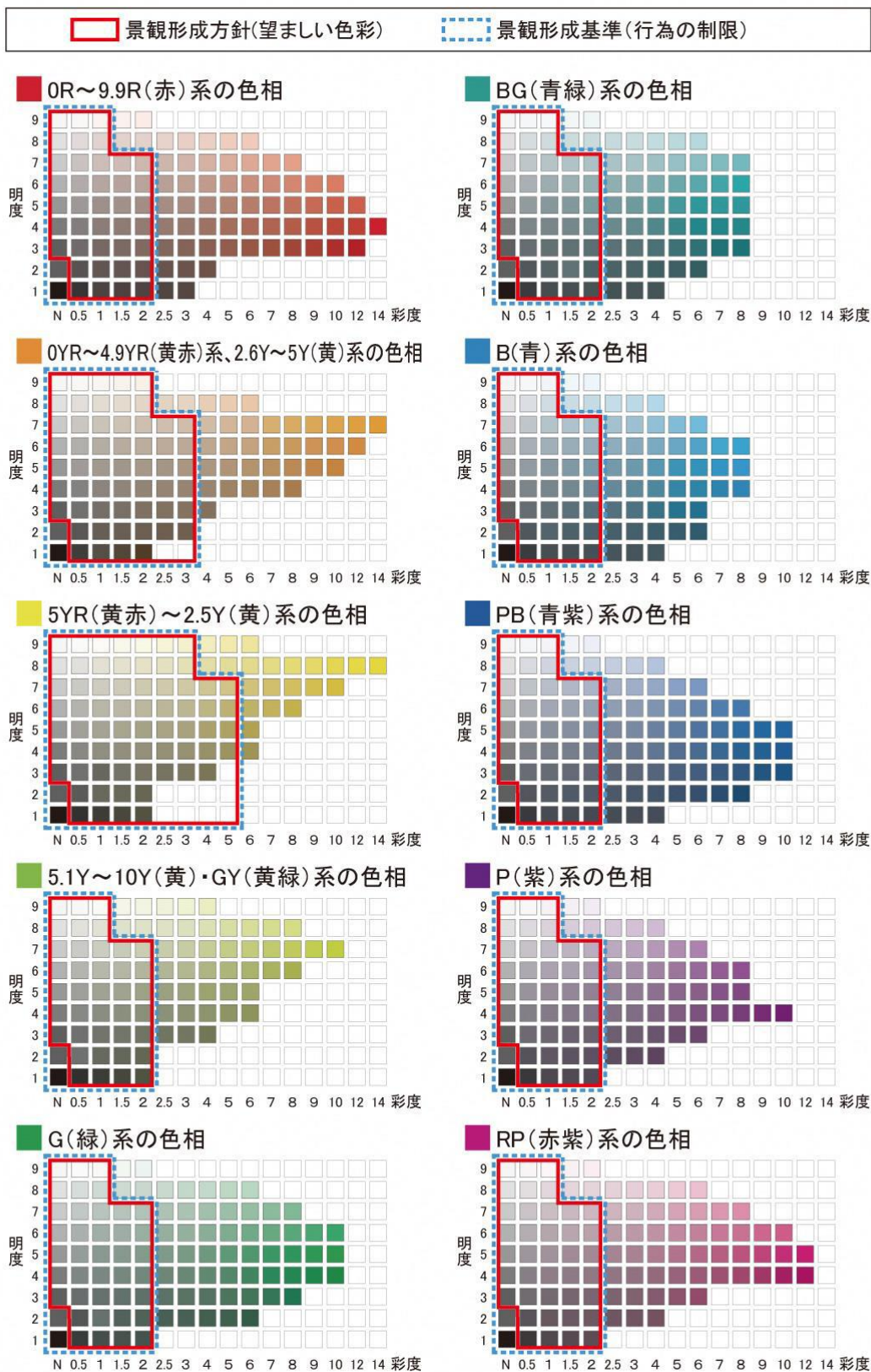
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

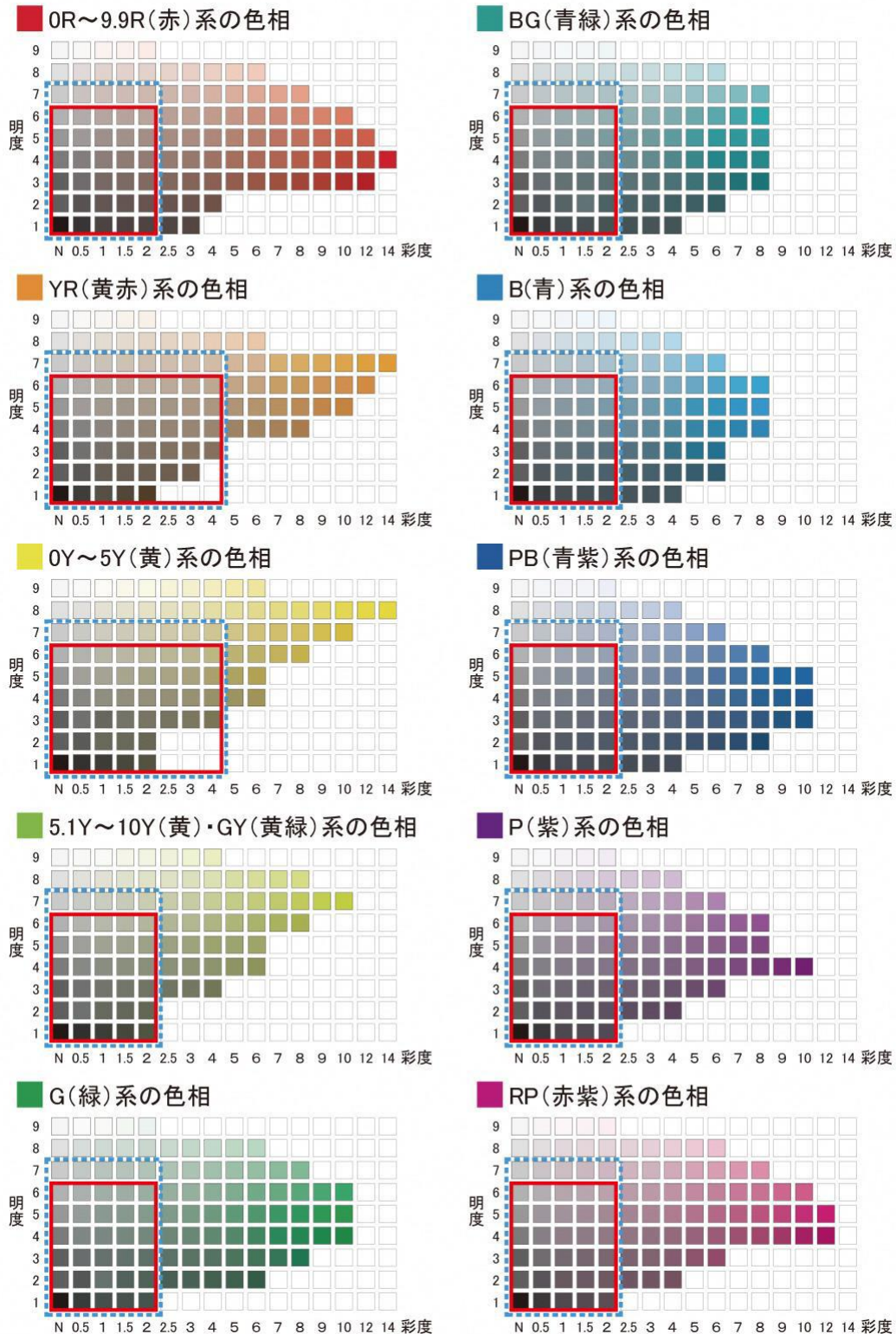
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

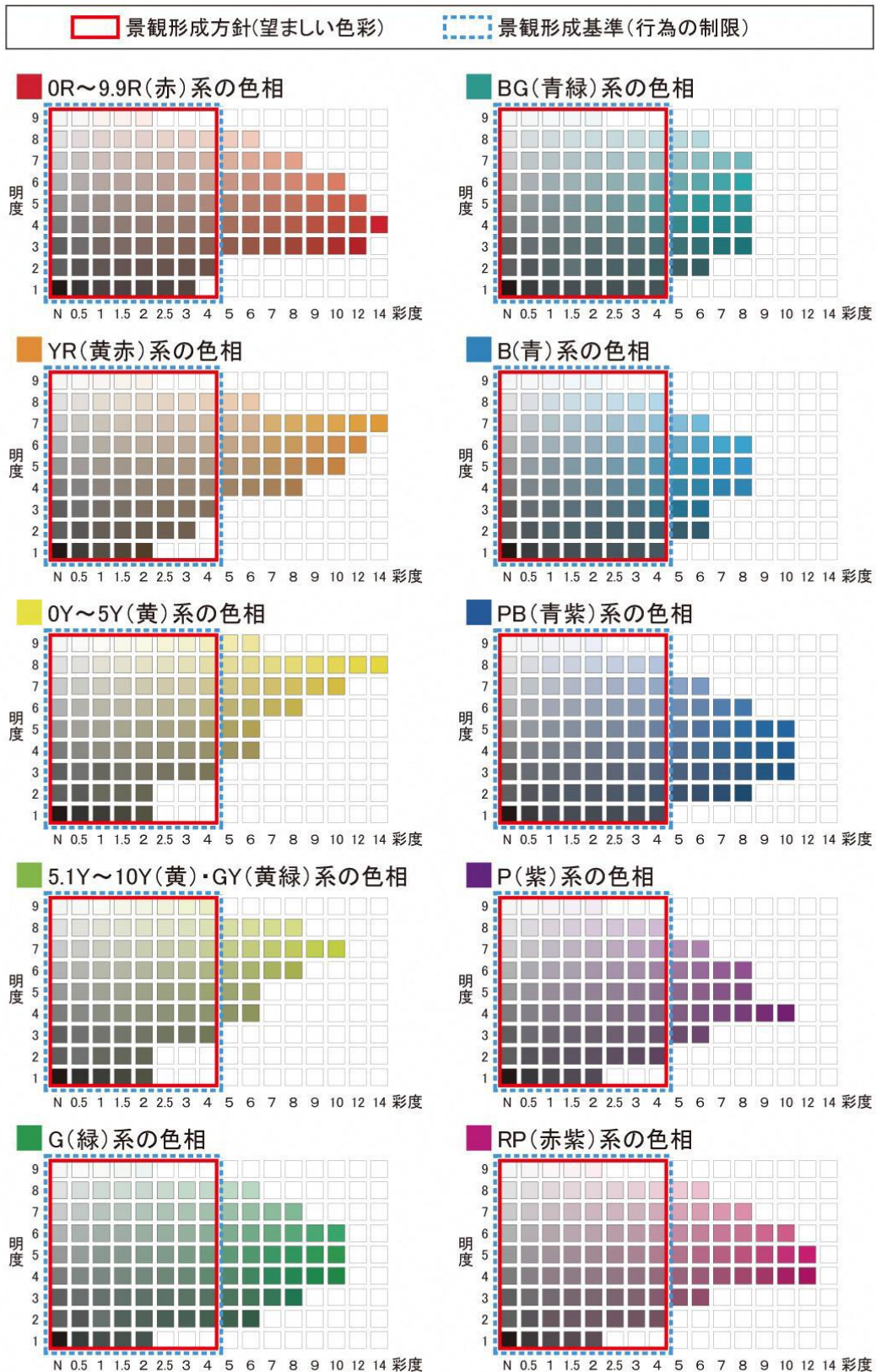


◇建築物の屋根

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



◇工作物の外観



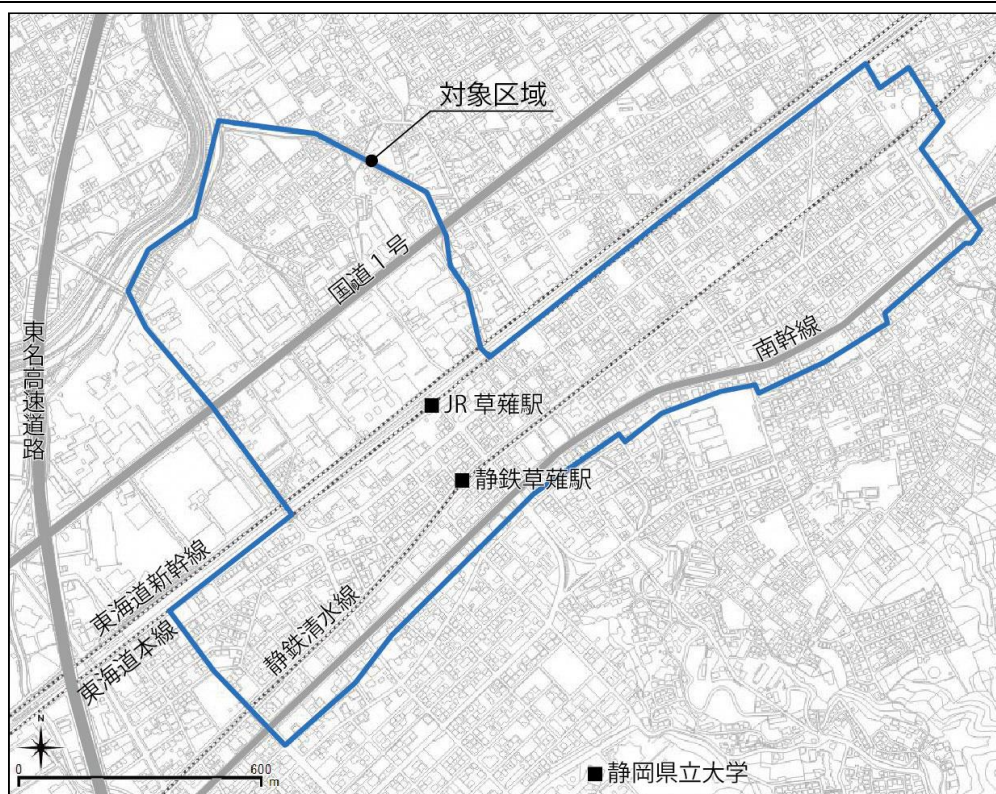
④草薙駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（草薙駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・JR草薙駅、静鉄草薙駅周辺には商店街が、南幹線沿いには沿道サービス型を中心とする商業施設が立地し、賑わいや回遊性のある景観が形成されています。
- ・地区の周辺には、有度山や竜爪山の緑豊かな自然環境を背景に、大学、美術館、図書館など教育文化施設が集積しており、教育文化の拠点性を高め、「文教地区」としてのブランド力向上につながる景観形成が求められます。
- ・JR草薙駅北口周辺には、色彩や緑化に配慮された銀行や大学が建設されていることから、これらと協調した、文教地区にふさわしい景観形成を進めていく必要があります。
- ・地区には草薙神社や草薙川などの歴史文化資源や自然資源*があり、これらの資源を活用したまちづくりが産学官民連携により進められていることから、活動をより盛り上げ、居住者や来街者にとって快適で魅力ある空間づくりが求められます。



レンガ造りの静岡県立大学

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2

景観形成の基本テーマ

文教地区のブランド力を高める景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○文教地区にふさわしい景観形成

文教施設や周辺の景観と調和するよう、建築物の形態、壁面の位置、高さなどの協調を図り、文教地区にふさわしい落ち着きとゆとりを感じられる景観を形成します。



落ち着きのある色彩で統一された壁面

○安全で歩きたくなる空間づくり

塀・柵等の高さ、形態を工夫し、敷地境界から後退させるなど、安全に誰もが歩ける空間づくりを図ります。また、玄関灯の設置、通りに面する照明の色温度、植栽や店舗のライトアップなど、夜間景観を向上し、安心して歩きたくなるあかり空間づくりを推進します。



暖色系の光源により、温かみのある夜間景観を演出

○メインストリートの低層部の賑わいの創出

JR草薙駅南口から南幹線までの沿道は、建築物や広告物のデザインの協調、敷地境界からの後退、賑わいやあかりの演出などにより、まち並みの連続性を確保し、昼夜ともに歩きたくなる景観を創出します。



日よけテント（オーニング）が商業地の賑わいを演出

JR草薙駅北口から国道1号までの沿道は、緑化、建築物や外構のデザインの協調、敷地境界からの後退などにより、落ち着きのある高質な駅前広場の空間を創出するとともに、地域の庭として人が集い交流する景観を創出します。

○土地利用転換における適切な景観誘導

準工業地域などにおける土地利用転換による大規模な開発に当たっては、周辺地域の景観特性を十分に把握し、建築物などの高さ、形態などに配慮します。



道路側にオープンスペース*を設けることで周辺のまち並みに配慮

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを演出する景観形成

大規模な商業施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、歩道と一体となった歩行者空間やオープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、歴史文化や自然資源を活かすとともに、教育文化拠点を印象づける周辺の景観資源*と調和するよう形態、色彩、あかり、素材を配慮します。

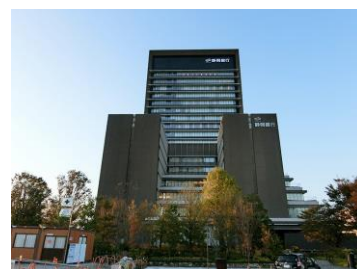
○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

《色彩の方針》

建築物の色彩は、県立美術館や県立大学などの文教施設が使用しているブラウン系を基調としつつ、周辺の建築物が用いている色彩とそろえることで、まち全体で統一した印象を感じられるよう配慮します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表10-1とします。



ブラウン系を基調とすることで文化を感じるまち並みを形成

《みどりの方針》

外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地における中高木の植栽、壁面・屋上緑化及び維持管理により、街なかの居心地の良い緑の確保を図ります。



店先の植木等が沿道の花壇とともに四季の彩りを演出

《屋外広告物の方針》

文教地区としての個性を尊重し、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。
- ・ できるだけ色数は地色を含み4色以内とし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。



建築物と一体的なデザインとなっている屋外広告物

*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

- ・文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します
- ・光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・周辺のまち並みと調和した素材、色彩とします。
- ・商店街のオーニングや屋外広告物は統一感のある色彩とします。
- ・広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・適切な維持管理を行います。

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 ・中高木を植栽する場合は、樹種や位置を配慮し、周囲の街路樹との協調に努める。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度*などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないように意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 色相 → P用-2
塔屋 → P用-2

彩度 → P用-2
ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 <p>○店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、文教施設や地域の建築物で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・特に低層部は周辺の建築物との協調に努める。 ・外壁に使う色の数はできるだけ少なくし、派手な色彩の利用は極力控える。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表 10-2 の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる 別表 10-1 の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上 別表 10-2 の色彩が適当でない場合で、色相 10R~4.9YR、彩度 2 以下（その他の有彩色は彩度 1 以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
する まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮	地域環境を活かした夜間景観を形成する	○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。 ○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。 ○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。
	街角の個性を演出する	○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウインドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切にす	○周囲のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。 ○日よけテントやオーニング等は、周囲のまち並みとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。 ○建物の屋上や壁面などの緑化に努める。 ○隣接する敷地等が生け垣等で設えられている場合は、その連続性の確保に努める。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

*【用語の解説】

誘目性 → P用-2
 ヒューマンなスケール感 → P用-2
 セットバック → P用-2

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。</p>

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 法面 → P用-2
眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表10-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表10-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

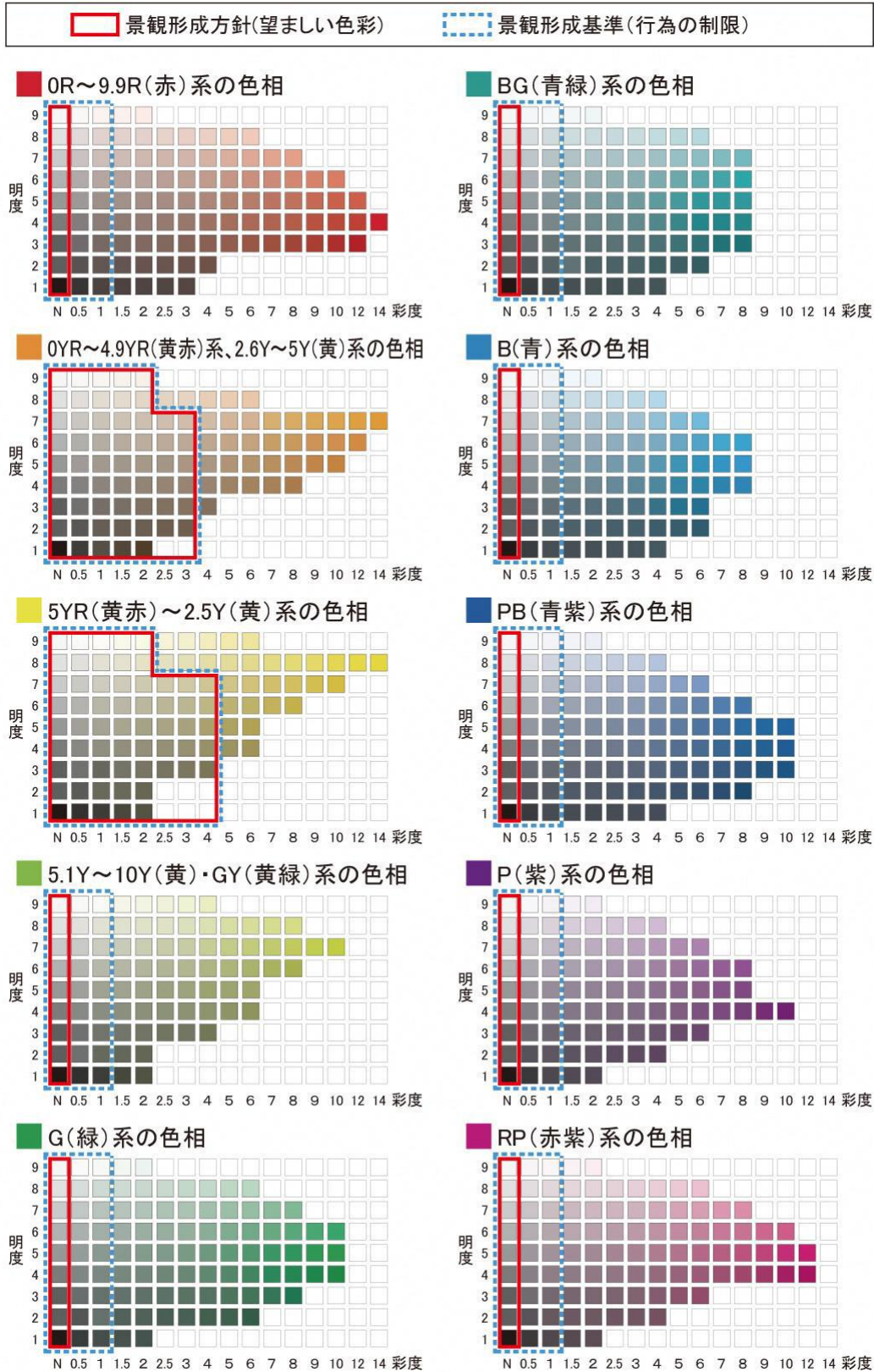
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

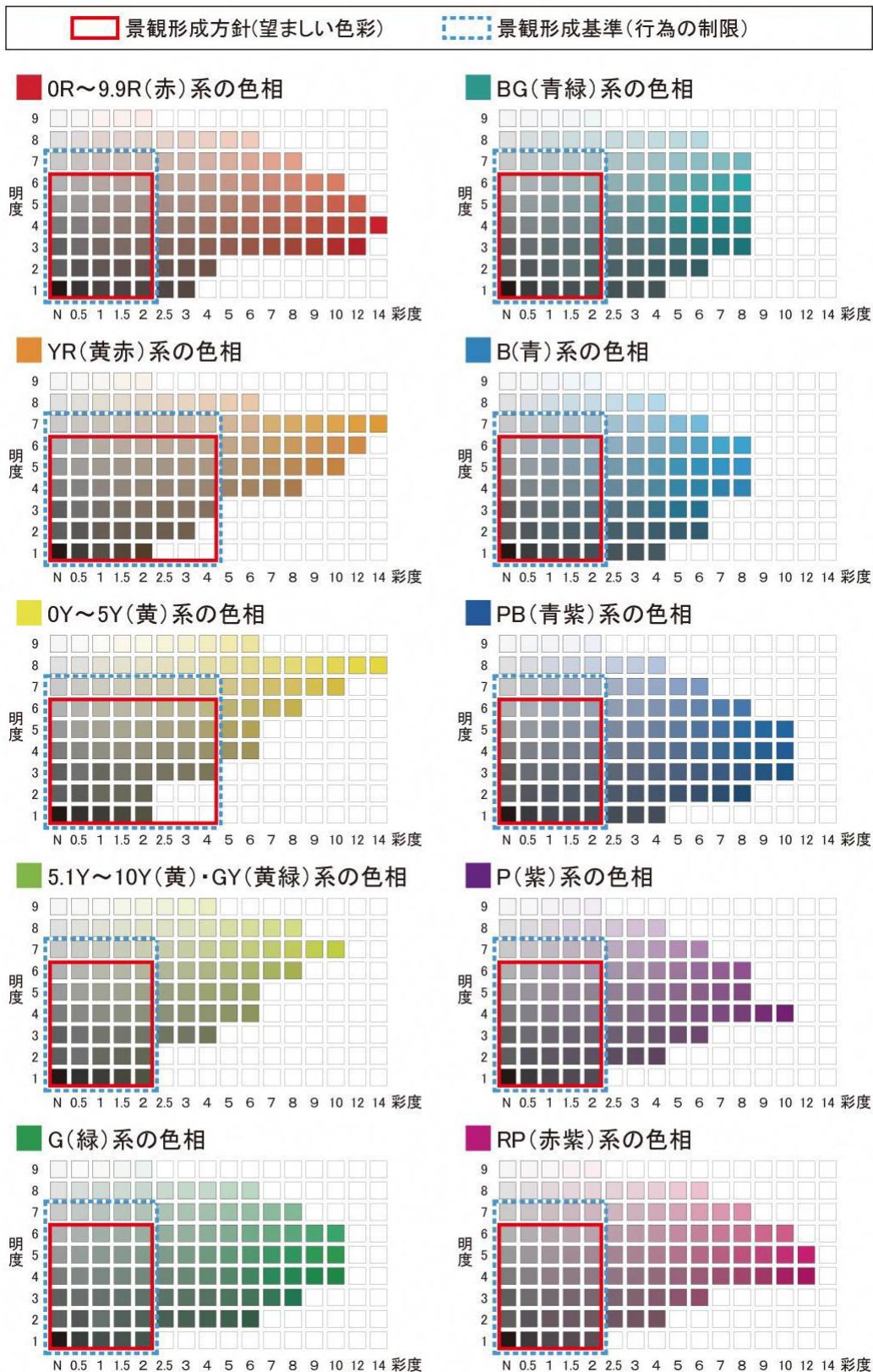
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

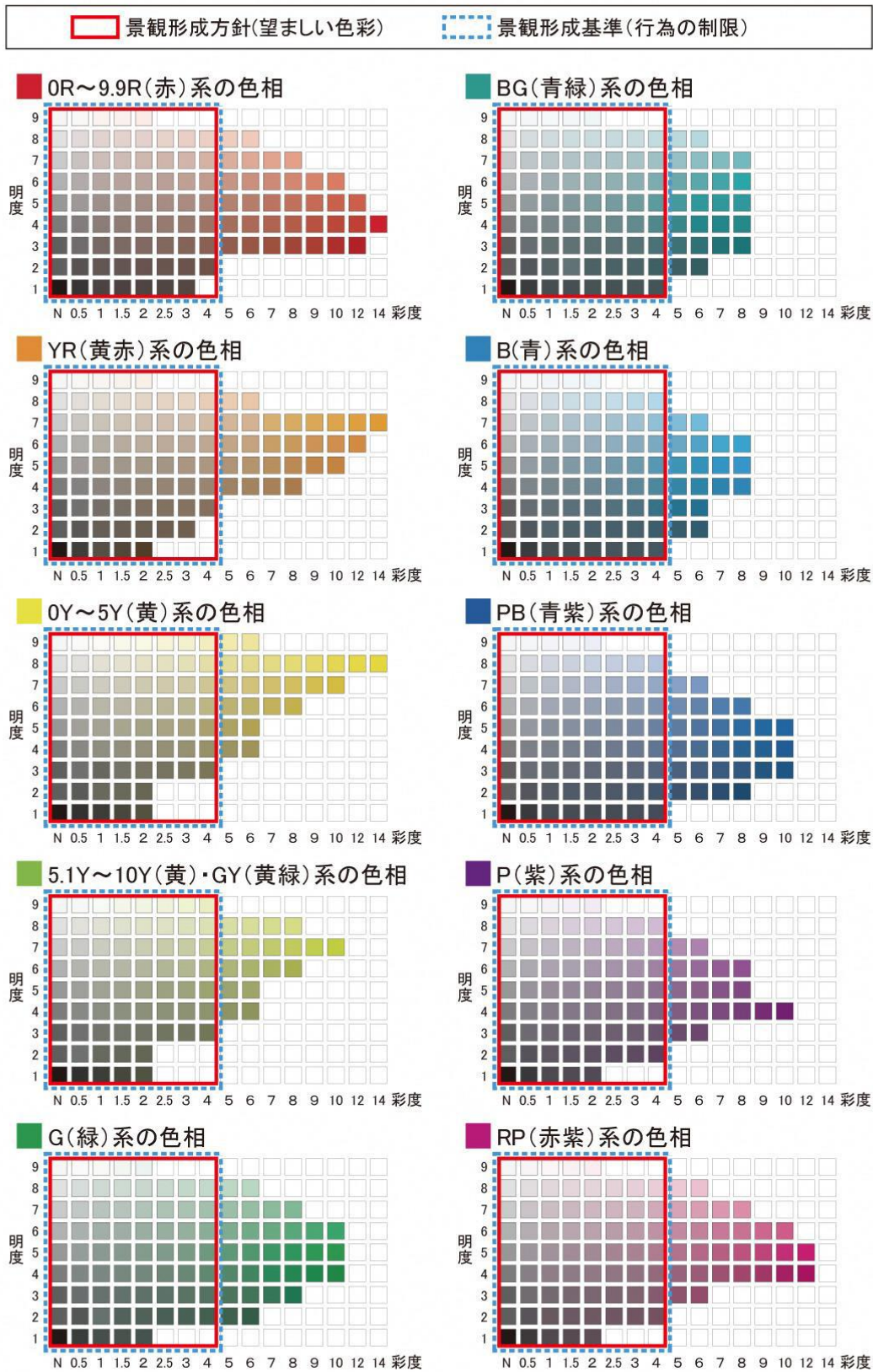
◇建築物の外壁



◇建築物の屋根



◇工作物の外観



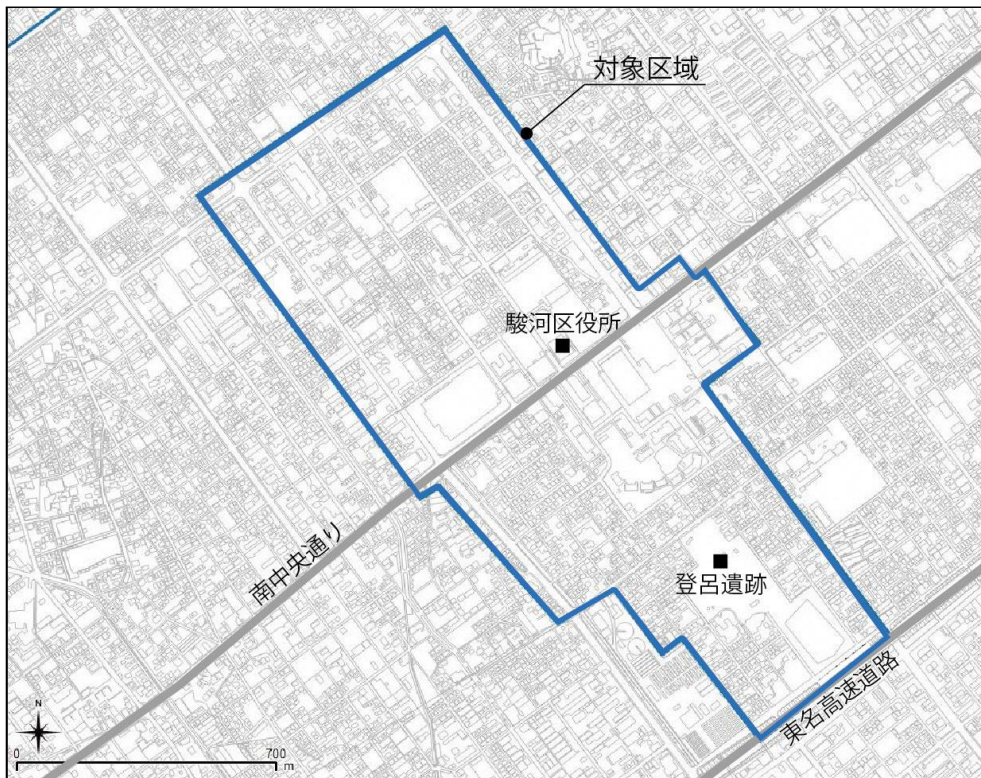
⑤ 駿河区役所周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・ 静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（駿河区役所周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・ 駿河区役所周辺は、行政サービス施設、大規模商業施設が集積しており、現状のコンパクトなまちを維持するため、快適な生活環境の実現や個性と賑わいの創出につながる景観形成が求められます。
- ・ 特別史跡である登呂遺跡周辺は、遺跡をはじめ、登呂博物館や芹沢銈介美術館などがあり、歴史的・文化的景観を形成しています。歴史文化資源を活かし、史跡周辺にふさわしい景観形成が望まれます。



駿河区役所周辺のまち並み



登呂遺跡周辺



登呂遺跡へのアクセス路沿道のまち並み

景観形成の基本テーマ

歴史と文化を活かし、賑わいとうるおいを感じる景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○賑わいのある質の高い生活空間の形成

駿河区役所周辺は、建築物の形態や正面の外観、開口部の形状などを協調するなどにより、建物群の調和やまとまりに配慮し、地域拠点にふさわしい景観を形成します。



中高層部の連続する窓により水平方向を印象づけるデザインで協調

○国指定史跡のあるまちにふさわしい景観の形成

登呂遺跡周辺では、遺跡や文化施設の趣に配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう、落ち着いた建築物の形態とし、文化的な雰囲気やまとまりが感じられるまち並みを形成します。



高さを抑えることで歴史文化遺産に配慮

○外出したくなる良好な通りの景観の形成

主要な通り沿いでは、道路に面したオープンスペース*の確保など、歩行者の回遊性を高めます。また、店先や公開空地などは、前面の道路と極力段差を設けないなど、歩いて外出したくなる安全性や快適性の確保に配慮します。

○多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成

大規模な商業施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、周辺の景観資源*と調和するよう形態、色彩、素材を配慮します。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1
景観資源 ➡ P用-1

《色彩の方針》

建築物の色彩は、現況のまち並みにみられる暖色系の低彩度*色を継承し、良好な生活環境にふさわしい暖かさや落ち着き、歴史的文化的な雰囲気が感じられる色彩景観を形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表11-1とします。



落ち着いた色彩のまち並み

《みどりの方針》

建物の規模等に応じて、シンボルとなる樹木の配置、壁面や窓辺の緑化などを行うとともに維持管理し、街路樹や公園と一体となった緑豊かな環境やうらおいのある景観を形成します。

また、店先には、草花を飾るなど、季節感を演出します。



公共施設と民有地の一体的な緑化により良好なまち並みを形成

《屋外広告物の方針》

多くの人々が集う場にふさわしい、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとしします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとしします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとしします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩としします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】 彩度 → P用-2
視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたまたまの趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や附属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
塔屋 → P用-2

色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表11-2の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表11-1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上別表11-2の色彩が適当でない場合で、色相10R~4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色は彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2
誘目性 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切ににする	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 <p>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p>
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。</p> <p>○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。</p> <p>○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。</p>

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。</p> <p>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</p>

*【用語の解説】

ヒューマンなスケール感 ➡ P用-2
 セットバック ➡ P用-2
 法面 ➡ P用-2

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
明度 → P用-2

【別表 1 1-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表 1 1-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

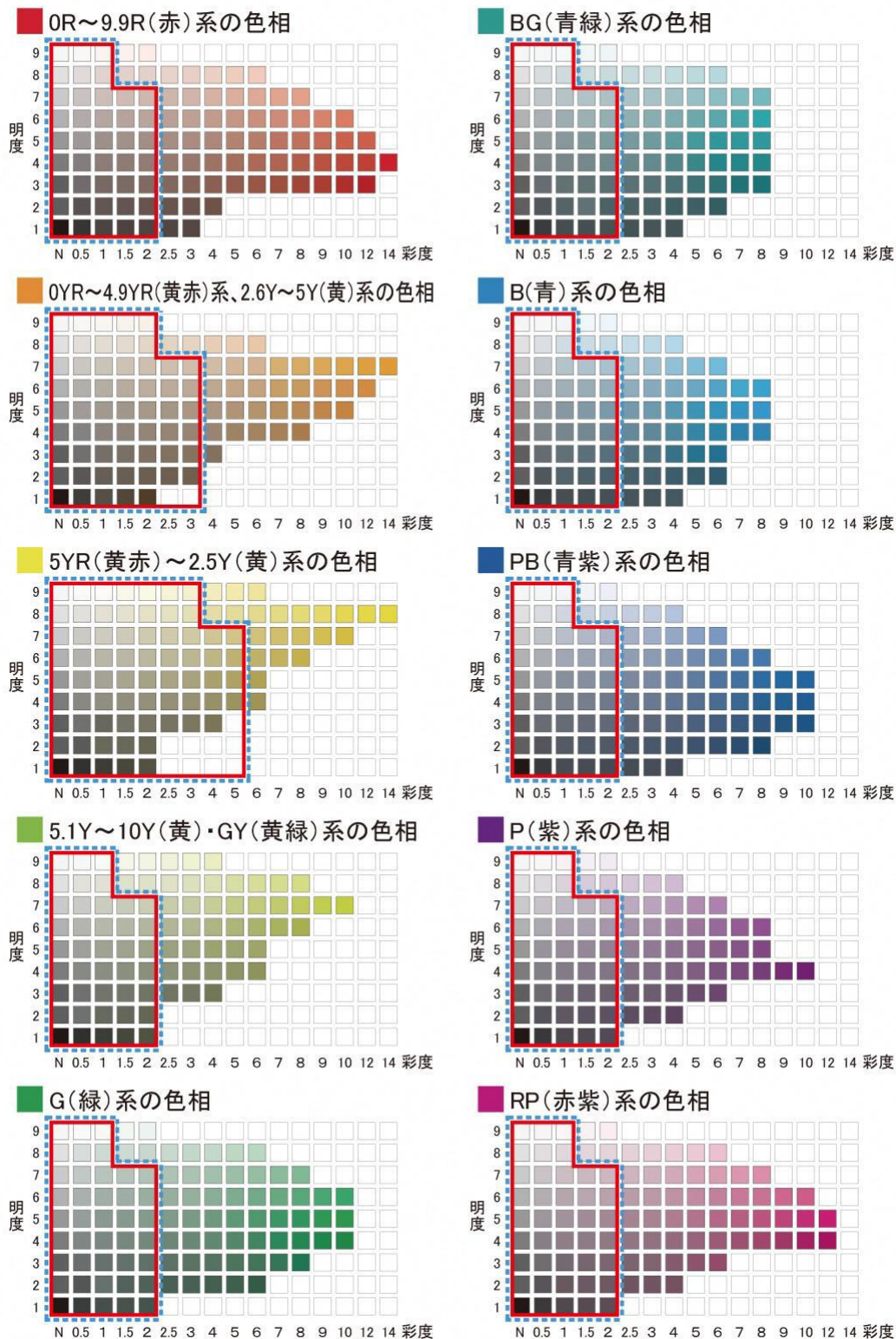
色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

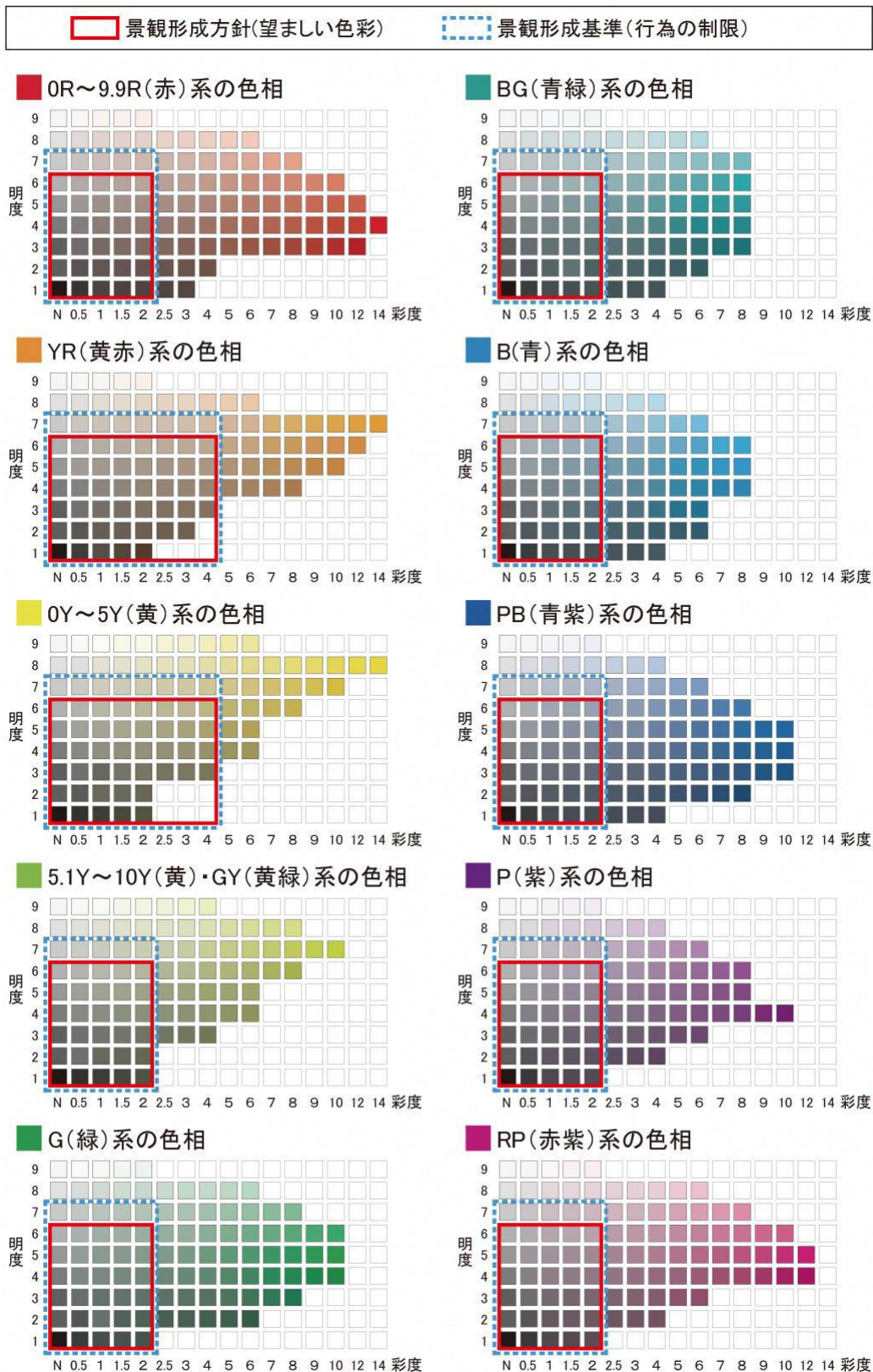
色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

◇建築物の外壁

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)

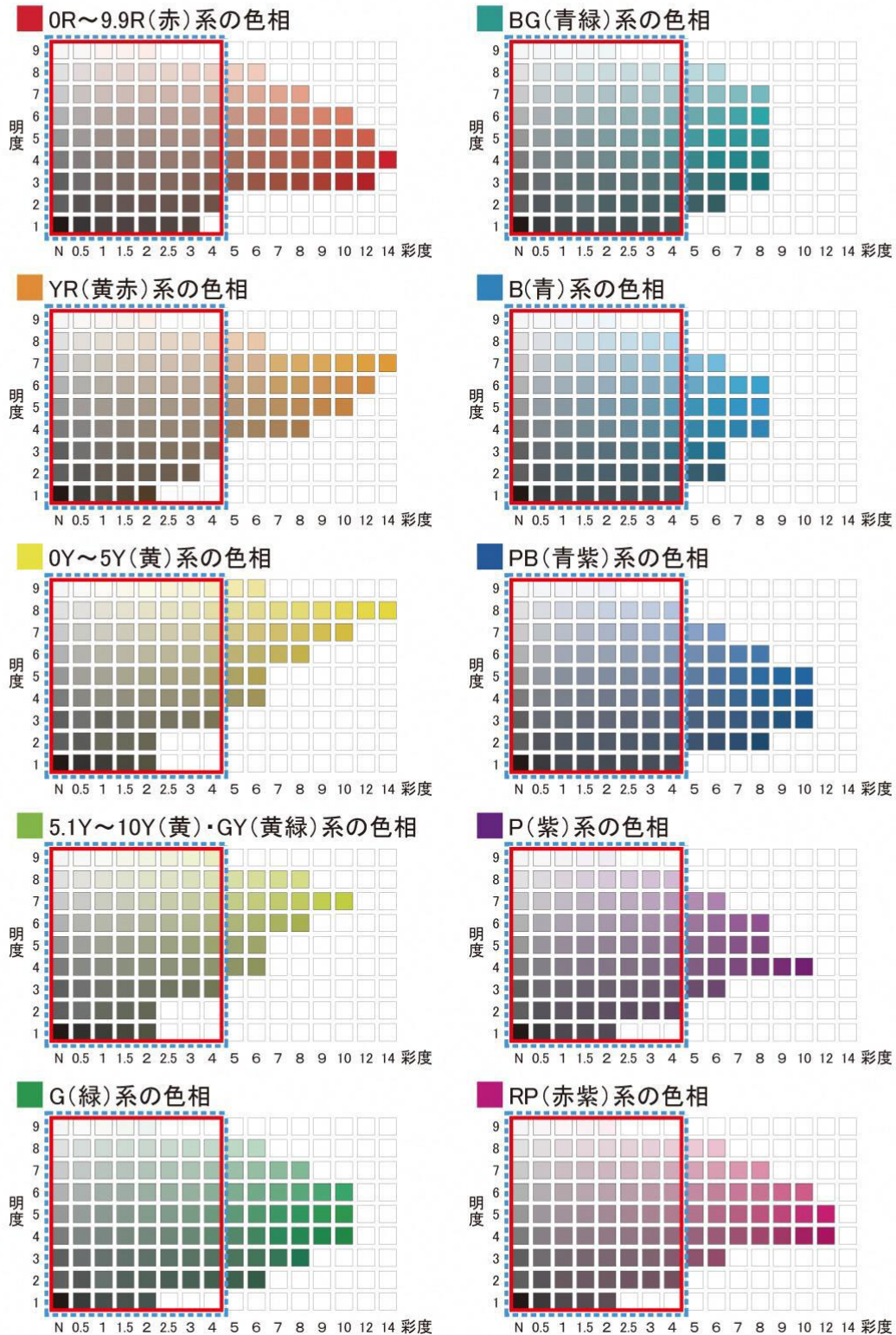


◇建築物の屋根



◇工作物の外観

 景観形成方針(望ましい色彩)
 景観形成基準(行為の制限)



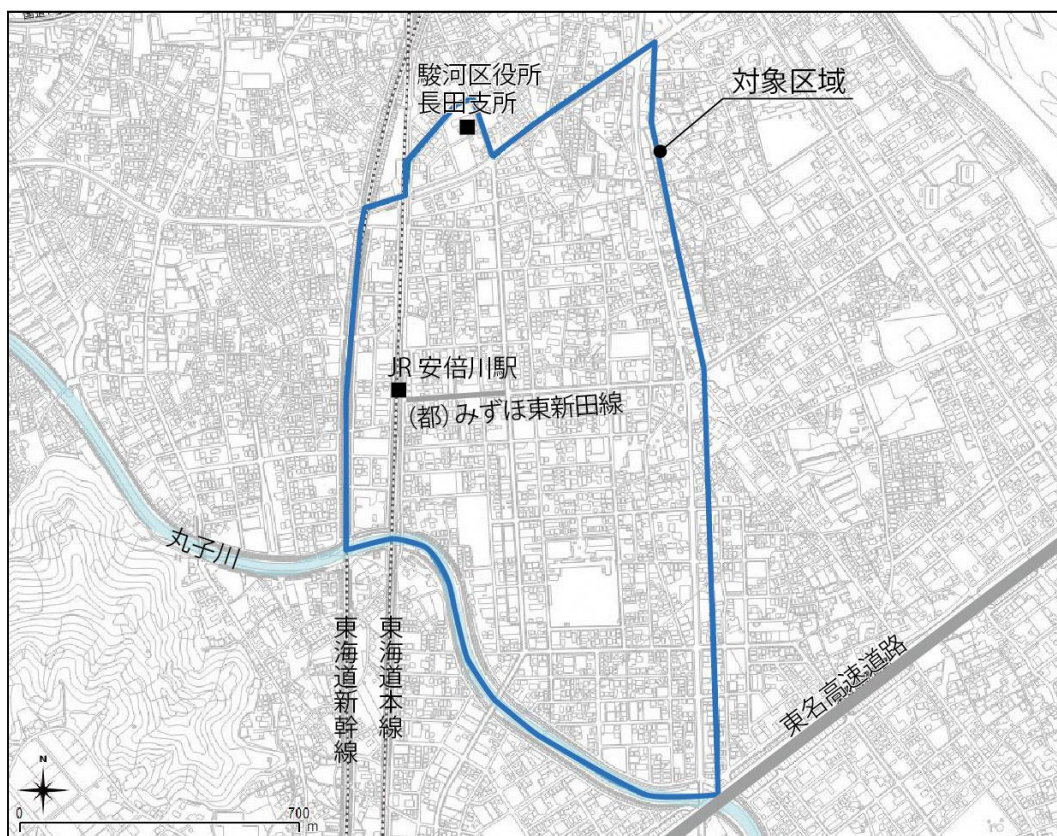
⑥安倍川駅周辺ゾーン



対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

- ・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（安倍川駅周辺地区）



景観の特性・課題等

- ・JR 安倍川駅は駅舎や駅前広場がリニューアルされ、長田地区の交通拠点として、丸子宿や駿府匠宿などの観光地の最寄り駅として、人の行き交う賑わいのある景観が見られます。一方で、リニューアルにともない、新たな施設の建設も考えられることから、長田地区の顔にふさわしい景観誘導が必要です。
- ・駅周辺には長田支所をはじめ行政サービス機能が集積しており、その周りには戸建て住宅を中心としたまち並みが形成されています。現状のコンパクトなまちを維持するため、快適な生活環境の実現につながる景観形成が求められます。
- ・公園が多く、丸子川沿いには桜並木が続き、地域の北側や西側には満観峰などの山並みが見られ、緑とゆとりを感じられる景観となっています。



安倍川駅周辺のまち並み

景観形成の基本テーマ

駅周辺の賑わいと親しみを感じる魅力ある景観

景観形成方針（法第8条第3項）

《建築物の方針》

○駅とのつながりを活かした駅前空間の創出

駅舎や後背の山並みと調和するような建築物の形態意匠、（都）みずほ東新田線の無電柱化に合わせてすっきりとした建築物の外観、道路に面した敷地部分へのオープンスペース*の確保などにより、駅とのつながりや歩行者の視点に配慮した景観を形成します。



駅前広場に面してすっきりとした表情の建物

○歩く楽しみや賑わいのある景観の形成

店舗やサービス施設等は開放的な造りとし、店先にはベンチを設置するなど、憩いの空間を創出します。また、店舗等における間接照明やアプローチライトの設置、住宅におけるガーデンライトや門灯の設置など、夜間照明に配慮します。



軒下のスペースが憩いやもてなしの玄関を演出

○周辺と調和した快適な生活環境の創出

住宅の規模・形態は、周辺環境と不調和とならないよう十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地景観を形成します。また、中高層の建築物は、セットバック*やオープンスペースの確保等により、開放的な景観を形成します。



セットバックしてオープンスペースを創出した店舗

○丸子川の良好な水辺景観の創出

水辺の自然景観と調和するよう、丸子川沿いの建築物などは落ち着いた形態とし、地域の魅力ある水辺景観の維持向上を図ります。

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

*【用語の解説】 オープンスペース ➡ P用-1
セットバック ➡ P用-2

《色彩の方針》

建築物の色彩は、現況のまち並みにみられる暖色系の低彩度*色を継承し、暖かさや落ち着きが感じられ、永い時間飽きがないような色彩景観を形成します。

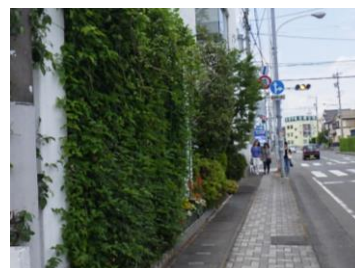
建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は別表 12-1 とします。



落ち着きが感じられる暖色系の色彩の建築物

《みどりの方針》

敷地内を緑化（特に道路に面する部分）し、適切に維持管理することにより、歩く楽しみのある駅前の良好な景観、うるおいのある生活環境、水辺空間や公園との連続性を形成します。



歩道にうるおいをもたらす緑化

《屋外広告物の方針》

多くの人々が集う場にふさわしい、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するため、次の事項に配慮します。

- ・ 建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。
- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。
- ・ できるだけ色数を少なくし、かつ、原色の使用を控えます。
- ・ 屋上広告物は、四面に同一の表示を行うことを避けることとします。
- ・ 里山への眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
- ・ 文化財や歴史的な資源等が引き立つよう、掲出の位置等を工夫します。
- ・ 光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
- ・ 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
- ・ 規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性*に配慮します。
- ・ 周辺のまち並みと調和した素材、色彩とします。
- ・ 広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
- ・ 適切な維持管理を行います。

*【用語の解説】 彩度 → P用-2
視認性 → P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第8条第2項第2号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源*の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相*や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	<p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないように意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

*【用語の解説】 自然資源 → P用-2
色相 → P用-2
ルーバー → P用-3

景観資源 → P用-1
塔屋 → P用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	<p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・駅や駅前広場からの見え方に配慮したスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表 12-2 の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる 別表 12-1 の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 - 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 - 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上 別表 12-2 の色彩が適当でない場合で、色相 10R~4.9YR、彩度 2 以下（その他の有彩色は彩度 1 以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。</p> <p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p> <p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p>
街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。 <p>○駅前広場に面する場合は、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置となるよう配慮する。</p>	

*【用語の解説】 スカイライン ➡ P用-2
見付面積 ➡ P用-2
誘目性 ➡ P用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切に にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。
	付属施設や外構は、建築物と一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。
	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。 ○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。 ○敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、 施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

*【用語の解説】

ヒューマンなスケール感 → P用-2
法面 → P用-2

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。</p> <p>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</p>

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2
 明度 → P用-2

【別表12-1：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

【別表12-2：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R(OYR)～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

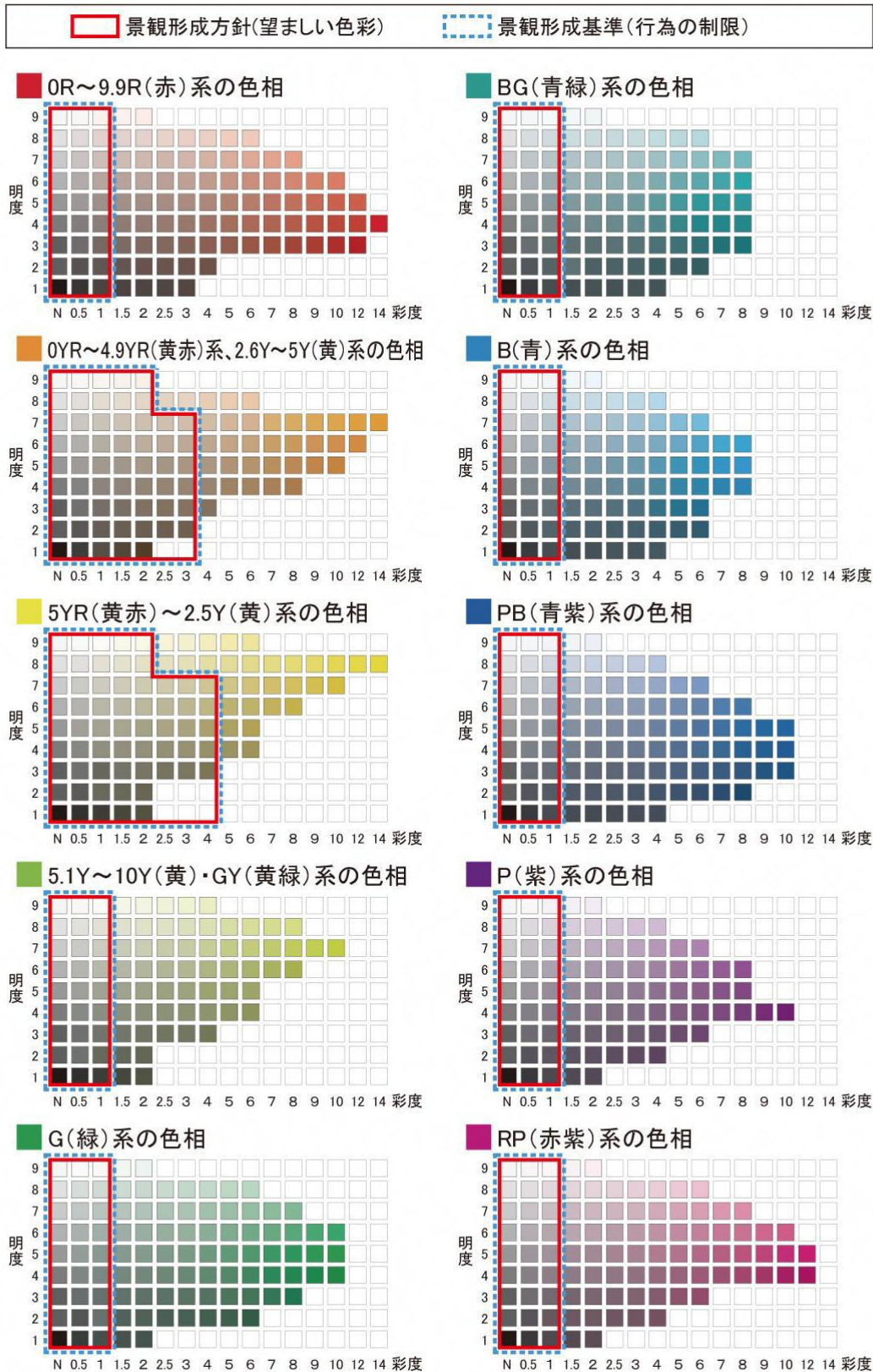
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

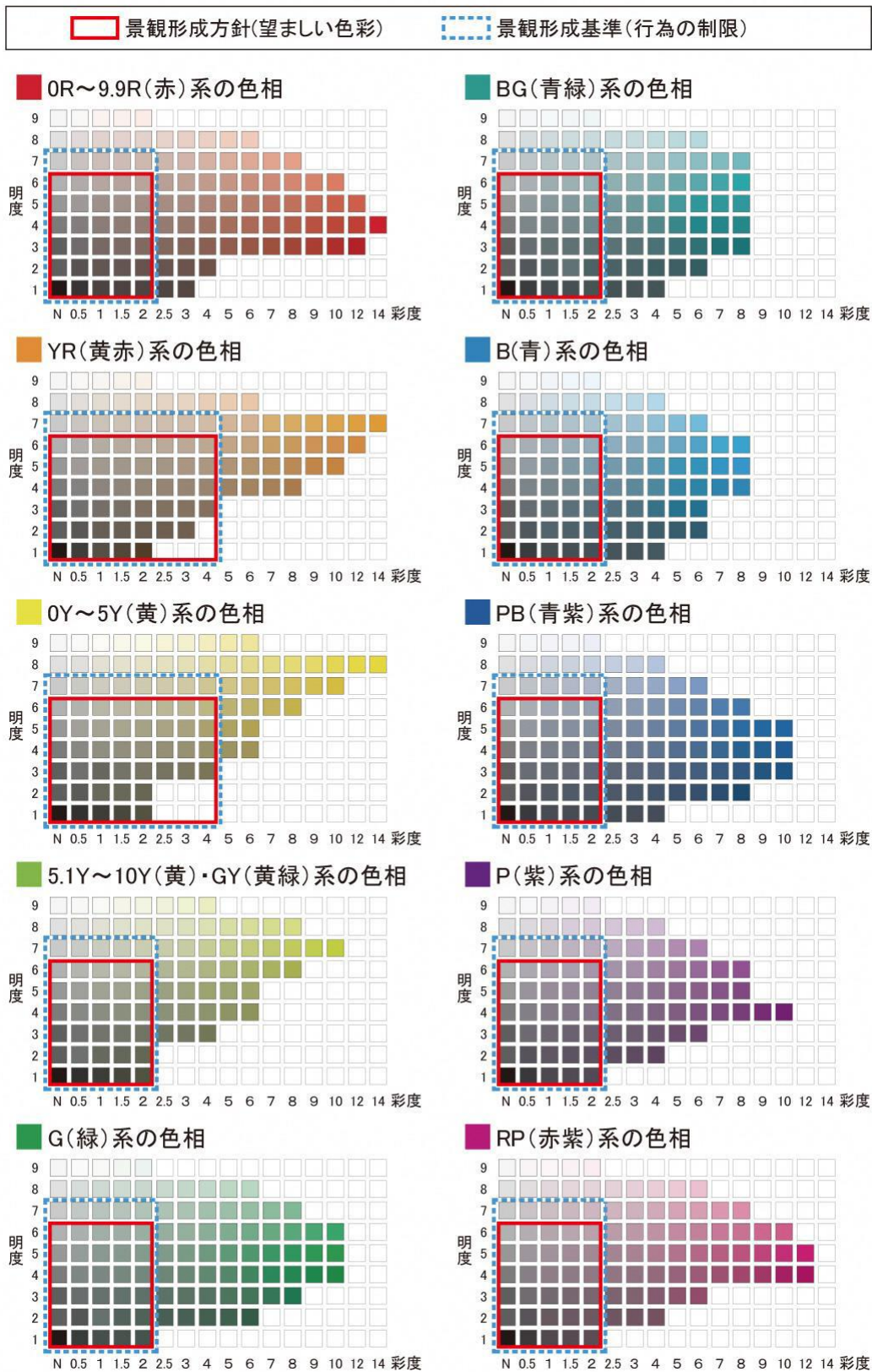
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

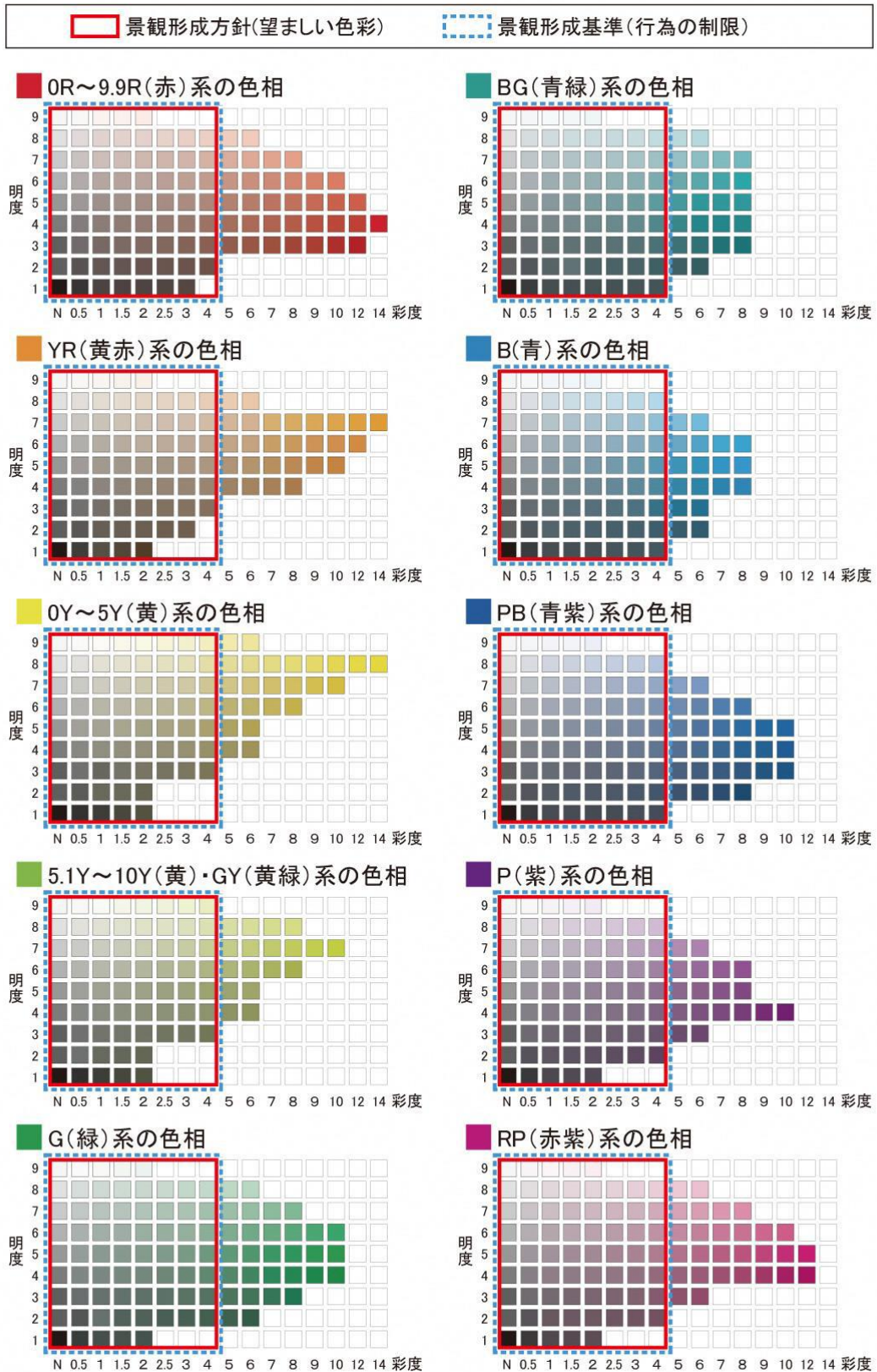
◇建築物の外壁



◇建築物の屋根



◇工作物の外観



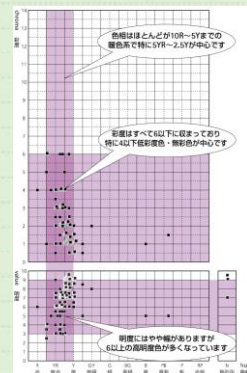
コラム：色彩の現況調査と景観計画への反映

◇現況調査の実施

本計画の策定に先立って、市内の建築物の外観に使用されている色彩の現況調査を実施しました。



JIS 標準色票を用いた測色



色彩調査の結果

◇現況調査の結果

現況調査から、土地利用の用途によって次のような色彩の傾向や特徴が把握できました。

●住居系市街地ゾーンの建築物

- ・暖色系色相*や無彩色を基調とする建築物が多い。
- ・彩度*は全調査対象が6以下で、落ち着いた。



●商業系市街地ゾーンの建築物

- ・暖色系の中・低彩度色を基調とする建築物が多い。
- ・オレンジ、黄、青紫等を基調とする小規模な建築物もある。



●工業系市街地ゾーンの建築物

- ・基本は暖色系のごく低彩度色や無彩色。
- ・全般に白、アイボリー、ライトグレーなどの明るい色調でまとまっている。



●沿道系市街地ゾーンの建築物

- ・基本は、暖色系の中・低彩度色である。
- ・他のゾーンと比べ、高彩度を基調としている建築物が多く、色彩の分布にまとまりがない。



●田園・緑地景観ゾーン、自然景観ゾーンの建築物

- ・基本は暖色系の低彩度色。
- ・一部の色味の強い大規模施設等が緑の景観の中から突出している。



*【用語の解説】 色相 → P用-2
彩度 → P用-2

◇現況調査をふまえたまち並みの色彩の考え方

現況調査をふまえ、本市の景観をより一層魅力的なものに充実させていくために求められる配慮点は次のとおりです。

●現況のまち並みの特性や都市に近接する豊かな緑を尊重する

- ・建築物の色彩は、現況の特長となっている暖色系色相の中・低彩度色を中心とした色彩を基本とし、現況の景観に対して違和感や威圧感のある彩度の高い色彩やパステル調の色彩を避ける。

●土地利用の用途や地区の特性を活かす

- ・地域に応じた多様な色彩景観が形成されていることから、土地利用の用途や地区ごとに建築物の外装色として適切と考えられる範囲を示した「望ましい色彩」の中から建築物等の基調色を選定する。

●隣接する色彩との連続性や秩序に配慮する

- ・美しい景観を整えるため、市街地では、隣接する建築物等の色彩と色相をそろえたり、明度*や彩度に共通性をもたせるなど、まち並みに連続性をもたせる。
- ・個々の建築物について、多様な色彩が混在して不調和な印象を与えないよう、類似した色相の濃淡でデザインをまとめたり、必要以上に多くの色彩を用いないよう考慮する。

●地域の景観資源*の存在感を際立たせる

- ・山地・丘陵地に立地する建築物等や公園、緑地、丘陵地などに隣接する建築物等については、周辺の緑の存在が一層際立つように、より穏やかな色彩を用いる。
- ・地域のシンボルやランドマークの周囲では、それらよりも穏やかな色彩を用いたり、それらの色彩に雰囲気を合わせるなど、地域の重要な景観資源の色彩を引き立たせる。

●威圧感や違和感を軽減する

- ・大規模な建築物等は、周囲の景観に違和感なく溶け込むような、落ち着いた色彩を選択する。
- ・巨大で単調な壁面等は、形態の分節化と合わせて、低層部と中高層部の外観を塗り分けるなど、色彩も分節化し、変化のある外観を演出することにより、巨大なスケール感を低減する。



落ち着いた色彩を基調とし、色彩を分節化することにより、威圧感を軽減したまち並みイメージ

◇景観形成基準の設定

本市の建築物の色彩の傾向をふまえ、一定の範囲から大きく逸れ、景観に違和感を与える色彩を制限するため第3章に景観形成基準（色彩の制限）を示しています。

*【用語の解説】 明度 → P用-2
景観資源 → P用-1

◇ゾーン別の環境色彩方針

現況調査やまち並みの色彩の考え方をふまえた、土地利用別ゾーンごとのまち並みの色彩方針は次のとおりです。

●住居系市街地ゾーンの建築物

現況の住宅地みられる暖色系の低彩度色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きを感じられ、永い時間飽きがこないような色彩景観を形成します。

●商業系市街地ゾーンの建築物

低層部を中心に華やかさのある演出を採り入れながらも、基調となる部分については品格が感じられる中・低彩度色を基本とし、隣接する建築物等と色相や明度、彩度を協調するなどして商業地としての連続性が感じられる色彩景観を形成します。

●工業系市街地ゾーンの建築物

白やライトグレーなど高明度・低彩度の色彩を基調とし、エントランスの周辺や建物頂部など、建築物の形態や意匠にあわせてダイナミックなアクセントカラーを導入するなど、工業地にありがちな閉鎖的な印象を軽減し、明るく開放的で親しみのある色彩景観を形成します。

●沿道系市街地ゾーンの建築物

ドライバーの視線を眩惑するような高彩度色を避け、接道部やシンボルツリーの緑と調和する中・低彩度の色彩を基本とし、沿道の賑わいの中にも一定の秩序が感じられるような色彩景観を形成します。また、屋外広告物の地色を落ち着いた色調としたり、複数の広告物の色使いや意匠をそろえるなど、広告物の派手な色彩が道路利用者の安全性を害することがないように配慮します。

●田園・緑地景観ゾーンの建築物

木材や土壁、石材などの自然素材にみられる、暖色系の中明度、低彩度色を基本とし、周辺の緑から突出しないように適切な分節化を図るなど、自然景観の存在を妨げない穏やかな色彩景観を形成します。また、積極的に勾配屋根を採り入れ、既存集落地などで多く用いられているいぶし瓦やそれに近い灰色、黒色、こげ茶色を基本とするなど、周囲の緑よりも鮮やかさや明るさを抑えた融和的な色使いにより、自然になじむ色彩景観を形成します。

●自然景観ゾーンの建築物

木材や石材などの自然素材を積極的に採り入れるとともに、四季折々に様相を変える山岳景観の中で地色となりうる、岩盤や土、樹木の幹などと共通性のある、中明度、低彩度の色彩を基本とし、山岳景観の中にさりげなくたたずみ周囲と同化する色彩景観を形成します。

